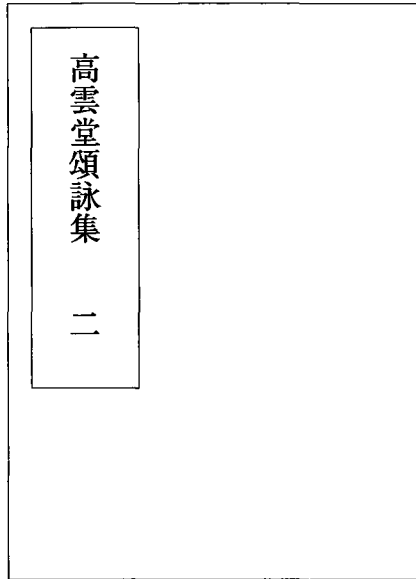


(表紙)



高雲堂頌詠集卷之二

行實記（シヤキ）上（ウラ）まへの序（シヨク）につくされぬ事ども、國字（クニジ）もて迷編（マヤカヒ）て、かく
ぬり、斯（ココ）に載（ノ）おき、また余（オノ）が頌詠（ソウエイ）の鄙情（ヒョウセイ）を述（ツ）はべ

君の名は久救、字は元善子、姓は末川氏、本との名ハ
久年といひ、また久中、後に久救と更め、小字は金之
丞、また織衛と改め、又将監とあらため、後に大學と

稱（ナ）給（タマ）ひ、隱居（カクレ）したまひて、號（ナ）をバ周山とよませられ、
晩年（マンネン）また高雲堂（タカグモドウ）ともたゞへ給ふ、

淨國公（ジヨククニノミコ）のおほん孫（ムコ）にて、垂水屋（タマキ）しき 靜山公子（シヨウサンノミコ）のおほ
ん次男（ジヤクナノミコ）てふ唱（ナ）もて家わけ給ひ、嫡子（チヤクシ）代（ト）く久の御字を、
名のりにつけ給ふことを許（ユ）されて、とこしへに寄合（ヨシカ）て
ふ大夫（ダイフ）の爵（クワク）に列（ツ）なりたまひ、仕給（シ）ふて官ハ大目附（ダイメツケ）より
若年（ニヤク）寄（ヨ）まで為給（ナ）へれど、疾（ヒ）もて仕（シ）を致（チ）させられ、久し
く垂水（タマキ）に隠遁（カクレ）給ひけるが、此（コノ）十六七年（ジュウロクシチネン）か程、としに再
ひ坎（カン）、あるハ三たひも府宅（フタク）にき給ひ、その度（タビ）ごと、二
十日（ニジュウニチ）もしくハ一月（イツグヰ）ばかりづゝも居給（イ）ひけるに、今八と
せばかりまへより、遂（ツ）に歸（カ）らせたまひて、新橋（ニイハシ）のいま
の御構（ミカマ）にぞおハしける、かくてますく御名世（ミナヨ）に高し
靜山公子（シヨウサンノミコ）ハあまたの御子（ミコ）おハして、奥（ウラ）がたは 御養父（ミヤウチ）
忠直君（チユウキミ）のひめにておはしけるが、そのおはらに、女三（メノミ）
たり、をのこ一（ヒト）とりなんまし、長女（ナガメ）は

正覺夫人（シヨウガクフジン）にて、いまの

榮翁公（エイウキミ）の御母堂（ミカド）これなり、つき高月君（タカツキキミ）、こは生給（ナ）ひて、
二（フタ）とせに成給（ナ）ふとしきえたまふ、つきハ鍋十郎君（ナベジウロウキミ）、こ

もうまれ給ひて一月ばかりに夭給ふ、次はおぎん君、
こはしばし種子屋鋪によばれ給へれど、去らせ給ひて
垂水にをへたまふ、鍋十郎君のつぎに、をむなめの梅
本氏また清五郎君を生めり、こもやうく四十日も日
たし給へる頃天給ふ、それより六とせ七とせは、を
この御子うまれたまハす、かゝるをりふし 磯の館に
て、

浄國公の御子また生れたまひ、迺ちおふせ言ありて、
公子の御子になし給ふ、景德院君是なり、斯て百日に
もたらハぬ、元文四とせといふ年の、二月四日にまた
をむなめの山下氏、君を第にうめり、よて御次男に
為まし、公子のはじめ 御丸にて名のらせ給ひし末
川のおほんうちと、丸の内二階麥の御紋を、
公のおふせありて襲たまへり、季彬按るに、静山公子ハ、實
永五年の霜月に生れ給ひ、明
としの正月二日に、公の御判物もて此おほん氏を賜はせて、問も
なう垂水を嗣かせ給ひて、また島津の御うちを復給ふ、その後公
子壯之助君も御二男にておハせし頃、この末川の御氏を名のらせ給
ひ、こもまた程なく越前島津のおあとを續かせ給ひて、島津のおほ
ん氏に改め給ふとぞ、よて今、君おなじ年の十二月、また妾
の脇岡氏も、をみな御子を生めり、日置第なるいま

の 正岩院君是なり、およそ脇岡がはらに、ひこ達四
人、ひめたち四たりにて、つぎなるは川上濫觴久致君、
そのつぎハ島津登久兼君、こ二たりは皆御家老まで為
り給ひき、またそのつぎなるハ七之進將親君、こは十
九にならせ給ふ年かくれ給ひき、またそのつぎにうま
れ給ふをみな御子ハ、

築翁公の御妹君になすらへ給はせて、佐土原の候に過
かせ給ふ、そのづきなるハ、また今げに菱刈氏におハ
しける慈芳院君なり、其次なるハ吉利彦十郎將容君な
りしが、こは十五年の年にミまかり給りき、さりてやつ
かれ季彬ふしぎのえにしにて、せちに 君をバシたは
しうおもひ侍り、かたへにさもらへる人々に問ハハ
し、竊に 君の行實をひと事二たことづ、尋得しま
にく書集たるを、さらに愛甲季胤にあつて、親しく
君の觀そなはし給ひて、よくその誤れる事ども、正し
おかせ賜はんことを願へるばかりに、かくぞつたなく
も遂あミければ、そのおほんはらからのつきくも、
またこゝにあらましいひ置ぬ、

一 君年シヨコソフナ九に成らせ給ふ春より、吉田清純時の大史なり、字衛門と稱す、隱居して浦雪といへりに就給ひて、小學の素讀を受させられ、次第によミたまひ、四書五經をもへ給ひけり、清純は、また東都南郭(服部)の門人にて、こよなう詩つくるわざに名を得しものにて、君もまたこをまなびたまひ、友を會めて、五七言の絶句など、唐の體にならひ、いにしへのよき句ともとりかへ、五六十首ほとんどつくり給ひけるとかや、然在に 公子の鳥銃うつわざを授給ひしより、ひたすらそのミにわたらせ給ひ、これかれのわざはつとめてうとミ給ひけるとて、十八九の頃よりつひに詩は廢給ひしとぞ、

一手かくわざもおなじころより、一家の様をもまなびたまひ、後はこゝろゆくまに／＼寫させられ、年たかう成らせられ、御手はいよくあざやかになりゆかせ給ひ、若手もおよばしと人く／＼めであへり、また墨画にも涉らせられ、山水あるは鶏など特に得給へりとぞ、この鶏画のことハ、季彬これを町田實秘より聞ける話なり、よて短冊また八画など願えるもの、城府邊邑よりをひく／＼たえす、いにしへのうた

どもハいなミ給へれど、君の何ぞによミ給へるうたなどハ、需めに應じてか、せられしとぞ、季彬にも山水の画とたんざくなどたまひて、秘もてり、八十五とおとしまでし給ひて、觀るものほめざるハなし、一騎わざは十三に成らせ給ふ時より、比志島範房に從ひたまひて、神當流てふ乗かたを習ハせられ、二十なります春より、朝廷の仰ごとありて、犬追物をも川上氏にまなびて講給ふ、二十八九ならせられしとき、おあしの疾ありて、いなミ給ひつひにこも廢給へりとぞ、一垂水にむかし伊地知無山といへる、槍・劍・長刀のわざ／＼に勝れて名高き人居けり、こは本と宮内の人にて、年十八なりける時より國々を巡りて、ひたもの躬を武きわざに碎きて、常陸の州にて、齋藤主馬首傳鬼忠秀とてこよなき達人にまなひて、妙なるわざを受得て、道すがら日本無雙と名のらひ、還りしほどのものにて、垂水の 昌嶽君諱は忠仍とそ申けるに仕奉り、子孫世々／＼そのわざをつぎ傳へて師範せしとなん、君十七なります時より、その後曹季田てふものにまねひ給ひ

て、深く精をいださせられ、二十七成給ふとき、のこ
らすその奥義を傳うけさせ給ひしとぞ、されど、こも
その後はたづさハリたまハす、またもはら銃術を物し
たまひけるゆゑとかや、

一 加藤清風を師とし給ひ、竹内流の鎧組討をも、またい
と精を出させられ、遂にその技の奥をバみな受得たま
へり、清風よて 君をして此をしへ語を、一卷となも
著さしめ置けるとなん、中年こえ給ふ頃、こもおしく
廢られけるとぞ、今の清貞か時にいたりて、清風より
受られし秘軸も、著はしおかせ給ふ一と巻も、皆つか
ねて還されしとて、今 君のもとには、彼れより受と
りしおもむきの證文をバ秘もたるとぞ、

一年わかくおハせし頃、甲州古流の兵法をも、右松氏に
稽古し給ひ、こもいつとなく置給ひけるとぞ、

一日置流の射術をバ、東郷家に就て學給ひ、こはそとよ
しありて、二十ばかり成らせ給ふ頃より、ぜんく手
痛などにことつけて、また置給ひけるとかや、

一 故實をバ、丹生にたより、職原をバ赤井正休にたよら

れ、ミな是もまなびたまへりとぞ、

一 茶湯も、しばらく有馬自阿彌に、活花は毛利圓阿彌に
習給ひ、何れの道にも心をふかめられ、なほ白石悅阿
彌てふ時に名を得し人く、これかれと花の會などし
たまひけるとかや、されどこもよしありて亦措きたま
ひけるとぞ、

一 南林寺の道國和尚は、すぐれて道徳の名高く、總持寺
の輪住にさへ選らばれゆきし僧なりけり、 君これへ
も就給ひて、禅意をも聽かせ給ふ、また諏訪の大官司
せし本田親盈は、神のまなびを事として名を知られし
ものなり、一往またこれにもたよられ、その道をもわ
きまへたまへり、

一 鳥銃は、やうく 君の七になり給ひける時より、う
ちそめたまひ、歌よむわざも、いと若かりし時より、
心ざ、せたまひ、そして、この両道をこそ今もなほ懈
らせたまわす、こはふかきよしありて、斯も勤させた
まひけるとかや、そをいかにと緒れば、 静山公子こ
よなう鳥銃うつわざにすぐれ給ひて、いとその妙なる

あぢはひをも得給ひけること、世の物にもものこりて、
 めでたゞへけるところなり、よて 君にもこそ夙にま
 なばしめたまひ、 君なほおさなくおハせし頃より、
 いとこのわざに長させられ、ゆく／＼必ず此わざのそ
 の正しき宗をも、世にひろうをしへ傳へ給ふべきうま
 れざへなりけることを、 公子も奇しう思ほしけるに
 や、 君の十六七成ますころ、ねもごろに誨給へるに
 ハ、文といひ武といふも、皆その道／＼をふみみずば
 はいなし、吾も久しく銃術を撃翁にまねび、世のをし
 へのおやなど、たやすうつたへざりしおくをも、残ら
 す習えしかども、さほど妙なるさかひにもいたらす、
 然はあれど、この業道を誰やし傳へをかんも口をしう
 おもへり、いましてても此わざを継ぎ得たらば、わが
 傳られし證しともなりなんよとのたまひしを、深くも
 肝に刻らせられ、ころしもかれこれの藝をバ、くさ
 く／＼さハにはげミ給ひしに、かくてゆ只此わざにのミ
 精をいれ易へ給ひ、夙におきよはに寐て、いさ、かも
 あだしわざには傾きたまハざりしとぞ、しかあるに、

公子またのたまひしハ、かくてハさこそかた／＼にな
 もおもふらん、亦かたはらに何ぞ好めることを、まな
 ばへよのおほんをしへごとありしとて、歌よむわざ
 ハ、
 皇國の政にもかよひて、内に含める情を外にあらわす
 わざにしあれば、本と正しからざれば、その道にかな
 ハざりし事ども、かの貫之が古今の序などにて、深く
 めであさせられければ、こもまたまねびてんとて、十
 八ならせ給ふ年より、飛鳥井雅重卿の風をあふぎて、
 その御子雅威卿、および今の雅光卿まで、三のミよに
 か、り、銃術とならばへ常／＼翫給へり、中にも鳥銃
 のわざハ、 父君よりさづかり給へれば、偏に心を此
 業にこそふかめられける、これハしもまた本立ざりせ
 ば道ならし、かにかくに聖の道によく本とづけて、ま
 どひをあかさねバ、などか妙なるあぢをも得ましと、
 いさ、かさとらせ給へることのありて、あまねく和漢
 の籍などをかうがへ引き、あめつち人の道のおこりを
 たづねさせたまひて、三才掌故便覽てふさハなるまき

數の書をさへ著ハしたまひ、またそのわざの中つ世より、あやまれる事をしもミな善くなほしたまひて、此道のつたへきたれる正しき宗をバ、あきらけくかずくねもごろに文をあらハさせられ、おもてもうらも細かによく其をしへ子らをして、これにたよりてまなばへやすからしめたまへるハ、本とミおやによく事へたまふばかりにぞ勤給ひつれど、まことに末の世までもとこしへに、さハなるいさほしを此術にのみ賄たまふにあらずや、かの子をしるは父にしかすてふ古語など、げにをそごとにあらしと、おもひあはせ侍りぬ、

一水間良實は、曆學をバ礮永氏より受て、明時館おかれしとき、撰びに調擧られしほどの精きものなりけるが、是にも便給ひ、曆法またハ天元算法、及び略術をも能く得給ひしとなん、

一御母堂智鏡院殿のかねく誠めたまひしハ、つとめて服食を鹿粗にしたまひ、安逸を好給ふべからず、また必ずミだりかはしき座を避け給へ、いたづらにけふをすくし、明日を待給ふこと勿れとのおほんをしへ語な

りしとて、今いさ、かも忘たまはず、おほかた綿服などにてすませられ、信贈もの、またハ客のあしらひも、なぞへてかるくしたまひ、只その時に應し、位によて、ほどく禮をミだし給はんのミにぞありける、およそまたなかごに私ありて、人をおもんじかろしめるハ、まことの禮にハあらざりき、斯るあげつらひは、克己隨筆にもつばらにいひおかせられしとの事ども、兼くの給ひしとなん、

一朝く御考妣の神主を拜ミますに、をりく垂涕給ふことあるとかや、さもらへる人く問ひ奉れば、おさなくおハせし頃、何ぞに過給ふことありて、いたく叱らせ給ひし時など、實をもて謝たまひしことは、さして今おもひ出たまはず、時として御母堂など一旦の御叱を、やはらげ給はんばかりに偽りて辞など飾らせ給ひし事ども、いとほいなかりしことを、やうく年長られ悔させ給へるに、その時ハまた考妣もましまさす、おもへバかくもなミだせきあへぬよとのたまひけること、今もなほをりく然在といへり、

一新橋におハせしころ、御先祖さまがたの諱辰に値給ふごと、月にかならず十一二たびづ、御本家および御本宅とも、親からそれくまうで給ひ、何ぞ故あるにあらざれば、一たひも闕きたまハす、また喜入第におハす、玉仙院君（継尊）有邦公第二の翁主にて、於鐘君とぞ申ける、君とハ實に従父兄弟の御つゝきなり、覺了院君（彼ノ翁主を承せし人也）肝屬彈正兼伯とぞ申ける、は、おほん外舅姑にて、奥がた法雲院君の世にいませしうちハ、主をおき給ひ、偕に日くをがミ給ひしに、細君かくれ給ひて、主を遷させられし後は、亦かの御日柄にも、必ずその第に就きて拜給ふこと、御本家のお日がら毎に詣で給ふに異ならず、八十四にならせ給ふ年より、おあしの疾おこらせ給ひて、その事かなハせられず、さりて今ハかならず人をして花香を薦めたまへること、聊もまたわすれ給ハすとなん、誠に死に事ふるも生るにつかうまつるが如しとハ、かゝることをやいへるなるべし、

一いままた仕おハして、東都にゆきかひ給ふをり、舟を兵庫の浦に繫させられ、須磨や明石の名勝などミめぐり

たまふとき、須磨寺にて主僧何かどもてなしまいらせ、彼のむかし辨慶か書きて、若木の櫻にたてける高札のもじとて、すり寫したるの在りしを、君にあたへ奉り、願ハくハこの若木のさくらを題にしたまひ、詩もしくハ歌をよみて、賜れがしと請ひける時、すなハち一首詠し給ふとなん、

今にその色香を花の名にのこす

若木の櫻としハ經れとも

主僧ミて、幾たびもうちすし、はなはだその即妙なるをめであへるとかや、こハその時おともせし安藤祐貞か筆記にミへけるといへり、季彬かおや蘭叢世にありし時いへらく、人はそれ風雅の嗜なうてかなハす、旅せしときなど必ず木強にして、おもてに汗することおほし、いましも何か詩歌誹諧の類の、情かよハすわざを、そとまなばへよとをしへおけるが、かやうの時に（イサカ）なも誠めつらんとおもひ當れり、然るに君只立のまに捷對給ふのミならず、斯く秀たるうたなどよミ出給へるハ、いともしきみわざにあらすや、

一いつちか田家の女を、十四ばかりよりめし仕はれ、二十あまりひとつ二つともいふべき、真盛の年に成ゆき、容姿も艶ありて、顔ことにうるはしく、給事のわざ／＼も、かれこれと馴ゆき、脇からも此をんなこそ、月／＼憐をもいやまし、年／＼寵をもうくべきものならしとおもひをりしに、君も時やう／＼三十を踰給ひて、いと壮におハせしが、いかゞおもほしけん、何となうそのおやどもをめされ、なむちが娘、この頃としもゆき、よほど仕ひなれしかど、はや婿どりすべきころほひも過れば、暇つかはすほどに、はやう婿をも求めよがしとのたまひ、女はいふにおよばす、おや／＼までもく／＼物たまひて、さげられけるとぞ、時に人／＼あげつらへるは、彼れ日／＼おほんめぐみになれ、何くれと媚まいらせ、近ごろ高ぶれる意もちときざしぬれば、君も疾くそを察給ひて、何ぞあやまたざるうちにと、あらかじめ斯くもはからひ給ひつらん、かのおとしばへもて、かゝる色にも迷ハせられず、誠に人情の及かたき事ぞと、人／＼めであへると

かや、こも祐貞が記にミへけるとぞ、いにしへひともしは欲のおほきものにて、戒めあへぬものから、こをふかくいましめねば、などかよく外事を制し得んとか、いひおけるも、君が此操にぞ適ひ侍れ、誰もこをよくなばざらめや、いましめざらめや、

一君はなはだ民和を得給ひ、海濱に居ます時など、農民・獵師・漁樵の屬にいたるまで、その間あるものをかたみにめされて、それ／＼をのが生業とせし、日／＼の營ミ、あるはこしかた行すゑの物語など、何くれとほしいまゝに語らせて、きかせたまひ、中にも、源十などすぐれて語れるものにて、をり／＼めさせられ、そのいえる俚言のうちにも、間／＼取給ふべき事のあれバ、時／＼筆して必こをいにしへの典故にかうがへ、およそ書かず十をまり一卷を著はしたまひ、俚言雜記とぞ題せられたり、是は召仕はれし長友庄蔵註後に、が話を採て載おきぬ、いにしへ聖賢き人にさへ、好んで邇言を察し、あるハ芻蕘に詢るてふの語など遺れるも、寔に君の心ばへにぞかなひ侍ける、

一 今もなほ垂水より、海陸の土産を少しづつ、新橋に贈さ、げるもの便オコシさハに絶ツえす、中にも海ウミがた・中ナカ候など、もろく知シらせ給ひしものどもより、駒次郎ウマジロウちふ薪シキ漕コくものをたより、番薯カンショ・梁アハ・麥ムギ・預ヤブ・零ヤブ餘モ子コ・胡麻コマ・大豆マメ・海苔ノリなどのたぐひを、をりく寄ヨたてまつるものおほく、かゝる折アサにハ、輒スナハそれく烟タバコ艸コども、そとたまひて、謝答シヤダ給ひけるとぞ、鄙人イノチヒトは何ぞ些チしおくり、むくはねバ、届トけるやといぶかるものぞとのたまひ、毎ツもかく遣ツクハさるとぞ、

一 鉄炮のわざをまなはへる門人、かしこにもおほく、をりく伺シカガ候コトせし人くたえざえりしに、皆ナニ町チヨウ噂ワザをしへ給ひ、いさ、かも怠オコソ給ハす、七十ナナジばかり成ナらせ給ひてより、射圃イバはあそばしたまわすとなん、されど、まるれるものにハ、尚ナホク教導コウダウ給ふこと、かわらせ給ハす、亦ナ藏クラか自ジ記キに據ツぬ、新橋ニハシに居イましてより、府下諸邑フノシモのこをまなはへるものなど、をりく皆ナニ君にまつろひ、まうづる人ぞおほしといへり、
一年老トシイ給ひても、山に躋ノボりて獵カし給ひ、あるハオウ駟ヒをした

まひ、或ハ場圃ハツケをあらす完シなど、埃アてうたせ給ふ類ルひハ、なを御壮年の時に替カらせたまハす、時トキありてハ大雪オホユキぶり、または風さむき日にも値アひ給へど、すこしも厭イヤひたまふ事コトなく、人く元氣な御老人さまと、まうさざりしハなし、かゝる御供ミツケにハ、毎ツも庄藏シヤウザウをバ随ツへられしとぞ、むかし漢土カンツに、嬰オウ鑠シヤクたる雄武オウブをしめせし翁オウも、かくこそと想オモひやられぬ、

一 をりく舟フネを浮ウカせて釣ツリをも垂シ給ひ、鮪ササギつり、はへ繩、手釣テツリてふのわざく、善ヨくしたまハぬハなし、特トクに鮪ササギ釣などハ、あまたの舟フネかずを乗イるかべ、夏ナツ日はミなく蓋フタをかうむりて、あつさを凌シげるに、君キミはいかなる鬱ウツク燥サウにも、輒スナハちやかたもなき舟フネに暴アラ坐ザしたまひて、苟ムスヤクもみかさミカサをバめさす、また苔コケなど覆フて、暑アツサを避サ給ふ事コトもしたまハすとなん、然シカ在ルに誰ナニか諫イめしものありて、君キミにはみ身ミをかほど曝サしたまハねバ、もしやの變ヘンにたえたまはしとこそ、斯カくも肆シはし給ふならん、されど尋常ヨソナの従ツひまいらせしものども、いかでよくたへましと聽キかせられ、それよりこそミかさもかうふらせ給ひ

しとかや、こも亦庄蔵か自記に出たり、

一八十を超給へとも、なほ御衣裳のきぬぎしたまふ時など、いかなる雪の夜半、霜のあしたも、肌衣なども暖めき給ふことハなく、毎も只冷たるま、着給へるとぞ、こは御本宅に出入せし、隣の内田正照より聽ける話なり、

一おほん躬のわざハ、かほど備さに艱苦を嘗給へども、人を愛給ふことは、甚だ寛温にまし、さもらへるものども、いまだその叱給ふ聲を聞かずといへり、一朝御膳ををへ給ひ、その御枕をさげて洗らへる時、おほきなる蠅のその餘したまへるお汁の中に溺れ死せるを見あたり、おほひに驚きあへり、進んでみまへにぬかづき、實を白して不謹の罪を謝しけるに、のたまハくそハ吾が致せり、あまりに膳のうへを飛べるから、箸もて撃けるに、いつちか観えざりし、そして汁におはれをりしかと仰られけるとぞ、をのく畏て退き、且ハ喜び、且ハ懼れて、竊かにまうしあへりしハ、さぞはじめより溺れあつらんに、皆氣もつかで進らせし

こそ、これに過たる不念やあらし、咎めたまへば、誰か罪を遁れしと、かくも託けてのたまへるならんと、深く威く感服し、兼ての仰言にも、われハはなはだ人を叱るに拙なし、よて奉公せしものハ、咤られぬやうにと心懸、苟もしからる、わざをせぬこそ肝要なりと、をりくのみたまひしハ、誠にけさの事ぞそれなり、既往ははや益なし、自後上げ物など、かたみに氣を配り、謹べしとをのく申あへりしとかや、

一季彬嘗てきけることありて、銃術の継ぎくを圖にして、垂城の町田實秘勘左衛門といへり、にあとらへ、そのいぶかしかりつる事どもを、まさしく君に訪ひたてまつりしに、觀そなはして規させたまへるやう、こは原とあやまれる説を承けるとミへ、由なき事どもきハにまじれり、そもくこの手継きハ、稲留一夢より平佐の北郷久利といへり、に傳へ、久利これを種子島時貞次郎右衛門とに傳へ、時貞が時、(編入)泰清公の命を承て、はじめて此術のをしへ語を三卷の書にぞ著ハしける、さりてこれをもてその適子種子島

時春と、次子和田正照、はじめハ助右衛門、後に乗助といへり、および島津忠守助丞とそいひける、等に傳ふ、これ今の和田と種子島らが此わざの師範せしことの由しなりといへり、かくて忠守はこれをまたその次子郷原豊翁久兵衛その時ハ豊はれて赤松氏をバ冒けるとぞ、に傳へ、豊翁か時、肝屬兼柄主殿と申ける、も此業を和田正照より傳へて、名を得し人なれば、豊翁また兼柄よりもこをみな傳られしに、本とおなじく時貞よりつたへける、ひとつ道にぞありけるとなり、然に父静山なほ玄蕃久典といひつる頃、これを皆豊翁より傳へおけるを、をのれ十五の年、時は織衛久中といひけり、また悉くわれに傳られたり、その、ち豊翁おもへるわけありて、おなじわざを豊翁よりも皆余につたへられたり、然るを區々にかたり傳へて、吾おやの事さへたがえるに至れハ、とほかりしことなどはいふもさらなり、しかハあれど、他家の事どもハ、またこ、ろしてつばらに言ひがたき事もあるよとのたまひけるとぞ、よて今継ぎくのあらましをこ、に載おきて、その圖ハわざとこの巻にハ省きぬ、一静山公子鳥銃うつわざのをくをバ、尾畔の御庭にて、

(童年) 圓徳公にをしへ奉れる時、公子はをりしもおての痛ミありて、君のその時わつか十六にそ成ますを、伴ひまうで、

公のミまへにねがへるやう、織衛いまだおさなくはいましつれど、やつかれが代りに射させ侍りて、備へまつらんと伺ハせ給ひしに、

公もそをゆるし給ひて、五寸角を十五間なる射塚にたてさせ、二筒ほど射給ひつるに、はじめなる一筒ハ、うわ星に中りて、銃丸の洞れる痕、あたかも半月のごとミへけるとなん、また後なるハ、下たほしに中り、こハミな黒みをぞ射とほし給ひけるとぞ、時に御近習役迫水善左衛門久芳、

公のかたへにさもらひて、こは織衛、奇特なる事ぞ仕れりと申上げるに、

公も深くめでさせ給ひ、かはりにうたせらるほどの手ぎわなれば、かくもあるべきわざなれと、いともかしこきおふせごなどありて、くさく、賜ものなど給ひけるといへり、季彬按るに、君の十六なりますハ、

寶曆の四とせにぞ當れり、且その五月の十一日にハ、公も發せ給ひて江戸にゆき給へれば、それより前つかたの事にぞありつらん、君のいとはやくより此業を得たまへること、是を觀ておもひ知るべし、

一 すぎし文化の九年に、福昌寺の自嚴和尚、ほとけの法をもて、君を壽し奉り、あらかじめ高雲院殿と名つけまいらせしとて、新ばし御床のうへに、高雲堂ておほ文じの扁額を懸させられ、號をもそれよりおほくハ高雲ともよび給へり、

一 長押のうへにも、公卿の眞蹟を額に糊して懸させられ、御居間の左右の柱に、小き聯をかけ、みつから詠給ひし歌ども、短尺にかひてこへさし給ひ、その裏にハ、堪忍の二字、あるハ過而改に憚ること勿れ、また小間物自間といふ句ども書せられ、そへまた誰も身のいましめになるみうたども、をりくよミ給ひて、時なそのたんざくをはさミ易給ひ、朝な夕な鑑させられ、古人の座右銘てふ意にもたくへて、尚おほん身を省戒給ふとぞ、さて近頃にもかくなん、

聞馴で我が怠りをわするなよ

手飼の鳥の時告るをバ

いつまでの命とおもひ過しけん

をしやひと日を仇にくらして

なすわざを何ぞと日くにおもへとも

身を慎むの外ハあらしな

橋口教授訪らひまいらせ、こをミていとめでられけるあまり、その短尺ども乞得て、泮宮の諸生にさへ示めし、君の老て勤め給へる意の、いとたふときことを語られしとぞ、

一新橋は藩府第一の要路にて、櫓子に臨給へば、昼となくよとなく、貴賤のゆきかひ、絡繹として大路もせまうミへつほど、繁華なりし所に、わつか牆をへだて、君の庭をし窺へば、せんざい忽ち蕭森にして、鐘も聞えぬ奥山の心地し、蓬蒿人を没すほどしげれども、窓前つひに拂はせ給ハす、水もそとかよひて、秋は稲ばに風そよき、鳥追ふ案山子など弓箭うち持、あるハこづみに鳴子をし、或は薪に枋をさし、彼の斧の柄の朽

ける仙境も、かくぞとおもわるばかりに棲給ふ、寂
く、寥くたる 君がこゝろのをくこそ、測り知られ
しとなん、

一 八十の賀をせられし時など、江戸よりは

溪山公、および其 翁主苗姫君の賜ひけるみうた、あ
るハ宮仕せし女四人の歌ども、皇都よりハ飛鳥井雅光
卿御父子のうた、外山光實卿のみうた、及びその序な
どをはじめ、男女四十一人の歌ほきおこせしとなん、
皆みつから籍に載おかれしを、おほかた上巻にも寫
採つ、また 城府にてハ 君の近屬ハいふにおよバス、
諸くの士、およびをちこちのむら郷にをれる人く
まで、哥よミあるハ詩つくりて、ほき奉れるもの、合
せて二百四十人に餘れるとなん、こは皆たんざくのま、
秘もたるとぞ、此らのことゞもかうがへミて、その名
よもに高きを知るべし、

一 御客用の茶碗、ぜんく斂損じ、時ありて供ふるにた
らハすとて、役人品くとりよせ監裁せしをりふし、
君こをき、およびれ、そハ儉約にならし、汝がその上

品の價もて、中品もしくハ下品を買ひて可ならん、價
は同ふして數は倍するほどに至らん、そして常く用
る器は、その貴ふして數の少からんより、いつそ賤ふ
してその多こそ便とハせめ、去とて吞ざる客もむかし
よりなきよとのたまひしとなん、こも仕はれしもの、
愛甲に話けるとぞ、嗚呼世のおごれる人く、 君の
この理を悟えて、よく物ごとにひろうおし移しなば、
誰かそれもの、たらハぬ事やあるべき、おしひかな、
一朝くおき給へバ、やがて机をまへによせられ、筆硯
を友にせられ、さまくの籍など考へ援けて、物事の
ことわりを辨へあるはその證し據をたづね訂させられ、
書著したまふわざをバ、日くのたのしみとハし給ひ
けり、四十あまり給ふころしより、しばらく眼鏡もと
りたまひけれど、この十四五年まへより、ぜんく眼鏡
精もつよう成ゆかせられ、近ころハ一切とりもし給ハ
す、いかに細かなもじも、燈のもとに覽わけたまひ、
眼鏡などハ、人にうち賜ひて、今もたせられぬとぞ、
八十五になりまし、かやうの人ありしか聞侍らす、日

知得る事切なると不切とハ、好む事を做さむ事を要す
 といへども、不好事を見る事を得る時ハ、好事を做へ
 きに似て、方ニ不好事を要すといへとも、不好事を做
 す事至れるに似たり、是知るべきの切ならざるが故也、
 亦為過心ならずして終過に陥る事有り、是又好事を知
 るの不切所より、是非の道理分明なるをしらす、若し
 其理を見得る時は、をのつから熟して心精微也、其理
 を見得ざる時ハ、心粗なるニ縁る、知る事を尽す事能
 ハすといへとも、其己ニ知る所を力行^{シテ}ふて、其いまだ
 不至所を勉求るの事在るを要する時ハ、則近きより遠
 きに及び、粗より精に至り、循^レとして序有り、日
^レに見得する功つもると云り、予多年稲留が炮術の
 一流、道にしたがつて理をもとめ、古を稽へ修行し、
 今七拾有餘をよび、熟得しがたしといへども、是迄
 見得る所、年来の事蹟、文化の始より拾ひ集めたるに、
 十一卷、皆射方の事也、因之、今また第一鉄炮製する
 の法、矢筋の正邪、立物禽獸の矢筋、戦場の矢當ハ不
 試事ながら、其事物に推して圖にあらハし、二軸とな

4

すも名を好むに似たりと、何ぞ夫然らぬ傳來せし亡親
 の遺名を好む所也、故に古きをたづね、術の要なるを
 あつめ、名つけて炮術温故纂要と云事しかり、

高雲類題歌集序 (兼脱カ)

やまとうたハ、大むかしかみつ代にハ、もしの數もさ
 だまらず、素盞^{ウツクミコト}烏尊の八雲たつより、裏^{ウラ}に含めるのお
 もひを表にあらはし、何かにつけて贈返しのことのは
 まても、こ、三十一もしにて心をかよハせしが、奈良
 の帝の御時に、萬葉集をゑらバせ給ひし頃までハ、國
^レのこのことのはにて、今の代にハ聞きハよからねど、
 是ぞ實に心よりいひ出せし事なりしに、そより何とな
 く代^レく^レく^レだり、もはら貴きも賤きも花にうかれ、月
 にあこがれ、艶に優なることをのミ好ミ、まめなるこ
 との葉とハ成りしとかや、延喜の御代の撰集より、三
 代の中にはふりぬるかたも見へしに、星霜つもりて、
 八代の後の抄物にハ、古りぬるかたハうすくなりて、
 猶やことなきかた^レの物したまひてんなどにも、あ

るゆかりをもとめ、或は節々の冥にももてせしし
ななくさへ、色かによせて筆を染めしこと、もに成り
しと、つばらなる文などにも見へたりしが、やがて題
といふ事の出て、心くにくさくなのそへ物をし
て、人き、のよからむ事を好ミ、當座によみ出たり、
五百十首の題をさくり、堀河院の御時、百首の組題と
いふ事有りて、今にそれを堀河百首とこそいへり、代
くく久しく、此日の本のあきらけく、ふみつたへたる
ことの葉の道のかしこくて、神つ代のすなをなる心よ
り、行末ながく散うせず、呉竹の大宮人にもまじらひ、
天さがる鄙の國まで、折ふしことに歌のむしろの圓居
して、目に見へぬ鬼神をもあはれとおもはせ、猛きも
の、ふの心をやらはけ、男女の中もむつましくて、老
も若きもそれにつらなり、心をなくさめしも、此うた
の徳とやいハむ、去れば和歌のうら路を導給ひし、飛
鳥井のうたさへはや三代となり、我も八十餘のことく
さ、年つもりたれば、濱の真砂の敷しれす、ちりく
に落ちりて、塵やあくたに打まじり、手箱の底ハみち

のくの、けふの細布せばき袖にも筆とりて、其あらま
しことをかくなむしるしおき侍りぬ、

季彬いふ、君の序シヨ 跋バツおほかた此たぐひぞ多かりけ
る、いつも事のおこりを述られ、あるハいましめとな
ることどもあらはし給ひて、いたづらに華のミあやな
したまふ事ハなかりき、またたれかれのねがひにて、
か、せ給ひし盆石の記、花人の銘、あるハ手つかから削
給ひし、茶酌などへ銘がきし給ふ文ども、いとまたお
ほしといへり、皆爰にもらしぬ、

一とし頃、こゝろを銃術にひそめられ、ある時さとらせ
給へるやう、萬の藝も、ミな本と道のすがたにきりつ
けて、吾が心よりよく明らめ、其理をうめなひつ、
實に知らねば、時として得るが如きも、行路に潦れる
水のごとにて、その日くあらたに、をのが内より活
て湧ける源には、えも逢がたかるべしとて、つひ此書
をも著はしたまひしとなん、またそのはしがきをのミ、
今こゝに寫とりつ、

三才掌故便覽序

夫道之在天下、無古今殊、人之稟受於天、亦無古今異、治亂得失、此道不明不行故也、道、則在三六經、六經之道明、則天地理明也、天地理明、則人心自正、窮理以明道、立誠以達本、所謂六經之道、照如日月、經緯于天地、貫徹于古今、放之、則彌六合、卷之、則退藏於密、用之於身、而身修、行之於家、而家齊、推之於國、而國治、施之於天下、而天下平也、蓋世必窮經、而道明也、未有舍經、而能治理者也、是以、聖王垂憲、必資道以開人也、賢哲肇基、必稽古以作範也、予少好學、銜術、既老而雖不能得技術至精、有下以其術時來問我者、則從師口授、亦傳其道、凡道、未始有天人別、但在天、則為天道、在地、則為地道、在人、則為人道、道外無物、物外無道、是天地間無不適非道、鳥銃術意、亦非是道、不輕易得焉、率言知者、謂其心得而知之也、言言者、謂其口得而言之也、心尚不得而知之、口亦惡得而言之

乎、以心不可得知為知、是謂妄知也、以口不可得言言之、是謂妄言也、安從妄人為妄知妄言者乎、三才植立、萬化流行者、自一息至於不可終窮、自一毫至於不可限量、所以綱維主宰者、道也、道非他、行于天理之當然、不雜以人欲之私而已、詩曰、天生烝民、有物有則、民之秉彝、好是懿德、萬物皆有理、順之則易、逆之則難、各循其理、何勞於己力哉、我有聞、飽食暖彼、逸居而無用、心、古人陋之、我竊耻之、因之、讀往古史記實錄、或聞倭漢萬物權輿、則記之、如所不知者、則問之探之焉、有所逸者、則我意所不至、且所不知也、亦強不求之、唯其意所適也、今自天地人、至文章器械雜物、凡我所知者、編集之、分三種類、共成五十卷、名曰三才掌故便覽、文化十二年乙亥春三月、周山老人藤原久救書

こをよみて、君が力の山をもぬぐばかりなるたけぞ
ミへける、季あきおさなかりし時、かの藤樹先生のよ

める、味からぬ心の外に功ありて、その名の高きためし世になしとなんいへる歌をミテ、をさくためしミるに、然らんハなかりき、余この十六七年ばかり、ふかく門を杜て、かくろへをれば、まのあたり 君ををがミみることはかなはず、などて斯も名高かりけんと只あふぎつ、をりしに、此序をバよミテ、立入せし人くくの、ともすれハ 君をバ、博物の君子となぬ號へめづるも、げにぞとおもわれける、いはむや、その五十にあまる巻くを、まさしうよミはてけん人どもの、いよく 君のいさほしをたふとめるも、またむべならずや、

一 銃術の高弟なる川畑篤實に、 君そのおくい宗をバ悉く授られし時、かくなんよミ給ひける、

撮分て見よや野中の埋れ水

浅茅がしたも月ハ澄べき

篤實なほをりくとふらひ侍りて、そのことわりを明らかめ得んことを、しばく問ひまいらせしに、 君もくりかへしさとさせられ、既に老給ひてあすもしれぬ

身にし成給へバ、とへる事どもはやくも聞おけよがしとて、またかくぞよミ給ひけるとなん、

我とてもむかしとならバしのばれむ

たれもなき身の後ぞゆかしき

季彬かゝる陋き浅智にて、ことあげせんもおそれあれれど、花もミもある、いとくめでたき、こゝろばへのみうたなるべし、かの儒者たちのまなべる、道にもかよひなぬ、野なかの中は、未發の中となも打ミせ、水に澄む月をバ、虚靈不昧のすがたにたとへ、それが時ありて浅茅に埋れむさまをバ、私欲に蔽はれつる氣しきともなぞへ、そをまたよくく省察存養せん工夫をバ、撮分てミよとなも物したまひつらんと、今吾身の拙きをも顧ミず、斯くおろかなる言ども演つるも、またその理の竊に聞かまほしさにこそ、

一 ある人聞けるやう、 君の壮んにおハせし頃、五寸角の的に、五十筒をかぎり、ひとつはづれまでハ勝にとの賭をしたまひ、皆中りつると承侍る、實に然在しやととへるとなん、みいらへに、いな、四十九筒めを一

つはづし、をへの一とつ、もまた中れり、ミな中つと
 きけるハ、傳ふもの、誤れるならん、そして五十も六
 十も筒かずに抱はるわざにあらず、さやうのおもわく
 を胸におこし、かぎれる一筒にいたり、こを中て、こ
 そ勝けれとなど、こゝろにたくミぬれば、そへまどひ
 て結句はづれもすれ、只幾筒にても射る毎に、初筒と
 こそ心得て射れ、かの寇を受て戦へる時のことわりを
 おもひ知られよ、我よくうちを、ぜたらバ、またもう
 たるれ、はづしなバ、あだなどでまたうたではおかし
 か、るをりのうひ筒に、たれかまたあとの筒かずをた
 のまんや、只いつもこの一とつ、とこそおもひて射ら
 め、斯てぞ身も全ふして、よく幾筒もうち得ん、かね
 てまなばへる時、こを善く心得てうつぞ第一なれ、い
 にしへ湯の盤の銘に、日びく々に新にして、また日び
 に新なれといへるいましめなど、此術にもよくかなへ
 り、去れど、こは寇を滅すわざにて、一發ちあやまて
 バ、あだよりほろぼされ、吾身誠に朝兒の花より、は
 かなければ、おきな今とりあへず、そのことわりを、

即興にと筆さしぬらし

日びく々に花は新に咲かへて

千とせの竹にかゝる朝兒

をりはべる人く、いとめでたしといひあへるとなん
 かのむかし養由基が射に、百たびはなちて、もゝたひ
 中てしちふわざにも、おさくたくへつべき、いそし
 くもかしこき手おほへにこそ、さりて、また他日、誰
 かその事を問ひまいらせしに、其時は、ほどすきて覺
 給ハすとて、しかく語らせ給はず、いかさま覺聽た
 るもの、語りてぞ、人も斯と聞つらん、かにかく筒數
 を打は、さなくてハ叶はしと語らせ給ふとなん、
 一或人またとへるやう、君は銃術にこそ手きハもおほ
 かりつらん、そが中に、こは出来たとおもほしけるこ
 ともありぬべし、語きかせ給へよとしひけるに、いら
 へけるやう、そはむかし若かりしをり、伊作の温泉に
 ゆける時、宿りける家よりとほからぬ里に、中原とい
 へるがあり、そこへひと日、邑の壮士田邊與三左衛門
 ちふものなど、うちつれて遊びけるに、この吹上の

もととなる、ひくかりし處に、池あり、そへ一番の水鳥
うかびをれり、平地ならねば、かさねてハえ射ましと、
誰か吾にむかひ、二ともミな射させ給ひなバ、何ぞ賭
しまいらせんものをといひ出けるに、人くさもとす、
めあへれば、かくてハとうべなひ、それより北にあた
る荆棘が中をふみわけつ、忍入り、筒さきおし上げて
ねらひまちしに、やがて雌は水に潜てミへざりし、そ
の時雄を打たれハ、そのま、殖れてうかびをれり、し
ばしありて、また雌も水中よりうかびて、雄のかばね
をめぐりゐたり、またすぐのうちたるに、こも中で、
羽た、きして飛やらず、いとくるはしげにたゞよへる
を、與三左衛門やがて跳り、とらへて二とも揚たり、
この外的あるハ獵などにも、おほかたの手なミは在つ
れど、語るほどの事にもあらず、そしてかやうの話ハ、
そのをりく観きけるもの、語るこそよけれ、吾から
いへることハ、きける人に、若しその手おほへなきも
のどもは、などてかくなるべきなど、うたがひこそ
すれと、兼く御身の手なみハ、かたらせ給はずとな

ん、
一をりくまたのたまへるやう、兼くの話どもは、只
をのれが短きを語て、人の長をいへること聞よけれ、
萬の事をのれより高ぶれるわざは、まつろひてまた他
より毀るも、おほかた人情の常なれば、こゝろすべき
わざなれ、さハいひつゝも、子弟または、をしへ子な
どを導けるハ、然らず、人くそのうまれつきによて、
強すぎるあり、こへハ必やハらけき、静なる話などよ
けれ、またよハすぎれるうまれあり、そへは必はげし
き、つよかりしはなしどもせば、皆それくのをしへ
とハなるぞ、あるハまた心から眞實にまじハれる友た
ちなどハ、かたミに善をす、めるものなれば、いひつ
べき事どもは、さしおかでせちに告あへるぞ、益とも
なりなむ、かにかく口にいひづる言どもは、時と
に應し、人によてこゝろせよとぞ、のたまひしとなん
一またこれを甥の兒玉利器より聞けり、ある夜うちつれ
君のおはなし聞に詣ける時、嘗て著給へる書をバ、燻
すてられしもあるとなん承およびぬ、こはいかなる御

心にやと問まいらせしに、君いらへて、そは似合ん漢さまの文をなごまねて、書きたるも四五巻はあり、またハ入らざる他の善悪を評判せしもありたれば、かれこれ世の君子らの論らへむことを恐れて、皆さやうの書は、燔たるよとの給ひけるとぞ、

一またこれも利器より聞けり、近ごろ平瀬何がし、ある出入せし人に託らへ、梅田奎丞てふ人の佛とて、老人のうつし画を持きて、そへ君の讚を請たるとなん、然あるに君にもよく識らせ給はん像なれば、ことさららに斯と梅田氏に問はれしに、元禄九年

(綱貫) 大玄公召抱はれし奎丞治重は、いとおほくたくまじき男にて、そが父奎丞治忠は、またいと小き男にてありけるよし、家にハ語らひ傳けるとぞ、然に平瀬は、その父の讚を望むとも聞たれど、翁がまさしく観おほへつる、清風などの像とたがひ、父とも子とも本とさだかならむ像にしあれば、画師も何に據りてか斯くハ寫しけん、かやうにいぶかしきものになど、いかで名高き先生の徳を讚せんやと、そを取つげる人までいな

ミテ、返したれば、その人も、頼めるかたも、皆臍を噬て、いたくその過を謝したるとの話したまへり、翁の讚などハ、毎もかく據を質して、思を構給へば、近來いよ／＼此類のねがひ多かりしとなん語けり、徒に虚文を飾るの屬とおなじからず、

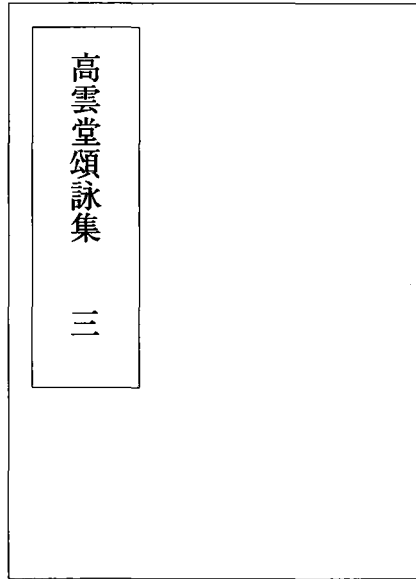
一またある莫逆なるかたより、尋させられしに、いらへ給ひし話となん聞およべり、そハ君の斯くひさしう鍛錬し給へる銃術に、いかなる修行にぞ、尤まづ力つかせ給へるやと問ひ給ひしに、何業も只ならへる手前ばかりを、守らひ勉むとも、いかでまたこの臨機應變、千／＼のわざによく達せんや、さりて、誰も身にハ、此天地の間に充ミてる氣ちふもの、不断をのが呼吸とかよひて、手の指よりあしの踵にいたり、惣躰活／＼て健なるものをバ、皆もちをれり、そをまた使ひ舞ハす心てふ、大虚に物なきがこと明らけきものをバ、此からだのあるしと備へて、皆人胸に崇めもらへり、此あるしなる心をバ、よく／＼たふとミ研きて、常／＼指さきまでも氣をめぐらして、たしかにつかさどらし

め、いかなる急遽艱險にも、視といざ、聞とひとしく、
をのが心の使ひてんまに、氣力手あしを促し、さ
ま／＼自由にはたしく理ども、兼／＼よく心を潜め、
業を講して、内外かたミに工夫をなしつゝ、現在の
山林に集り、廣野に驅る、畜禽のうへに試はげまね
バ、その妙處はしりがたし、おきなハ幸わか、りし時、
圓徳公よりおほん口つから、いともかしこき仰言をバ
承りて、かやうの獵を禁おかれし、

公の囿なる吉野・櫻島さへ、縦まゝに認して、なほ此
業を精しう試得よとのことを、特に許されて、其頃兩
所ながら、完鳥もいと蕃息して、おほかりつれば、數
陟りて精を出せしに、そも／＼獲ものを食らす、只幾
たびもうち洞して、むかひの生物は殖したるとも、そ
の業合を、兼／＼の工夫にたくらべて、吾が獨の胸に
鑑ミつるに、百發に一も吾ながら意に適へる業は、難
かりしものよ、かゝる機發は、よふ／＼二たびとこそ
おほへつれ、今からも懐へば、此事とも、誠におほん
恩ゆへ、誰もかも為しがたき修行も致し見つ、是ハ翁

か生涯、永き錫ものにあらざやと、語らせ給ふとなん、
季彬聽ておもへらく、げにぞ君きミたれば臣臣たり、
共におほん志のふか、りし事よと、竊に只感あふぎ侍
りぬ、且此に射殖しても、意に適へる業は難しとなん、
のたまひし言の葉など、寔に此道に造らせ給ふ證しと
もなりなん、尋常の志ならば、あて物だにたふしなば、
只人にも語らひ伐らめ、誰か復その仕業を、時／＼尚
その獨に省て、ます／＼その深きを究んや、何れの道
も、鑽れバイよ、堅く、切磋の功は、誠にはてなきも
のにてぞ、かのいにしへの聖さへも、不善改ること能
ハす、義を聞て遷ることあたハす、是わが憂なりとか
の給ひける、今 君の難してふ意はへも、おさ／＼か、
る氣象の移ろへかをるならし、

(表紙)



高雲堂頌詠集卷之三

行實記下

一 美代清相スミは、世稱ヨビナをバ六郎兵衛とぞいひけるが、示現の劔術を東郷實勝にまなび、また歌よむわざにもわたられ、いとやんことなき翁にぞありけるとなん、君ミ壯んにおハせし頃トキ、洲崎の射圃イバよりかへるさに、おき

なの飼カヒおける、驚き、にとて、よらせられし時、清相まうしけるとぞ、君には今ひたすら銃術シウコウを勸給ケンキョウふとうけ給タマハり侍る、いとめでたき御事なり、よくく精シウうつとめたまへよがし、何事も善ヨクきふしハまねがたく、悪アクしきさまは、似ニせ易ヤスきものによ、此コノおさなき鳥トリさへも、師シとせし鳥のあしきふしハ、さへづるに易ヤスけれど、よき鳴音ナリネハ、おさく物し侍らす、さりても間マにはよくおほへて、師鳥シトリに優マホるもいできつるものなれば、およそまなばへるものハ、そのやすらけきふしは、たひらにすこすとも、わきてその難カタかりし坂サカにて、せちに心をはげみつ、修オシめゆくこそまなびの要ユキとハ、仕けるよと申マウされしとぞ、今イマもなほ君キミをりく此老翁コノラウが、いとたのもしかりける為ナリ人ヒトをバ、語カクワ出られ、そが仕へける任マカは、御馬方にぞありける、かしらハ惣髪ソウガムにして、男もおほくたくましかりけり、かゝる武夫ブウなど、今イマのよには得ウケがたしと、いとしたハし氣キに語カクらせ給ふとなん、

一 清相スミある時、君のこをバ人ヒトに語カクれるやう、後ノチの世ヨ

までも名をし貽さんハ此人ならめと、名ざしもせでいひけるを、聞ける人たれかれとおもひめぐらし、そがこゝろにも、また末川の君をうかべて、翁のたへられしは、必この君になもあらんと、やがて君にあひ侍り、しかくの話ししてとへるとなん、君そへいらへて、いましハ馬鹿ないふまひぞ、誰かみつからかやうの事に、吾とうべなふ人やあらんと笑ハせ給ひしとぞ、季彬かうがへミるに、清相は明和の三とせといふ年にハ身まかり、頃しも君ハ二十七八ならせ給へり、いとはやくより、其名はかうバしかりけるにや、

一平田幽滴名ハ貞房、俗にハ平六、の養子なる、平右衛門貞陣、後に老て直道とぞまうしけるは、射を幽滴に受て、その家聲を墜さす、いと若かりし時より、世に名をよばれしものとなん、其頃島津大蔵久迢も、亦東郷氏の高弟にて、おなじわざに長られるが、ある時き幽滴の宅を訪らひて、貞陣の射かたを請ハれしに、貞陣やがて五寸的を十建にさだめて、射侍りしとなん、既に十

九本中りて、只弟矢一すぢ残れる時、久迢聲を上げまし、此一筋ぞまことに要なるらめ、よくも精をいれよとのたまひけるに、いかゞしたりけん其箭はいはづしけるとなん、されど久迢もあつうめであられて、十九本中りしうへは、一筋どもハはづれてもよけれ、兼くのいさほしも、よくミへけると褒めたまへるとぞ、然るに幽滴かうべうちふり、こは大人の言ばともおほへ侍らず、たとへ十九本ははづれるとも、この一すぢをバ、君にもかなめのところぞと仰言ありつれば、こをよく射中て、こそほめ給ふべき、ことわりなれといひ出はべりて、いと興もさめけるといへり、君をりくこの事を語らせ給ひて、かの幽滴が一言にこそ、たふときこゝろばへハこまれるよとのたまへるとなん、此貞陣は、季彬がおほち季方が姪婿にて、余伊地知の家に、養子と為し頃までは、時な来りて、余をいとほシミいへらく、必つとめよや、吾も聞ふる幽滴が養子となり、いたづきあへぬをりどもハ、いなみていぬることさへ幾たびかありし、されどたれかれに諫められ、

おもひなほしてつとめけるが、つひけふにもいたりぬ
と語られき、今 君が此はなしを人して聞侍り、げに
ぞ若氣にてハ、かゝる時など情なう、おもわれける事
ありつらん、然はあれど、こをよく勤てぞ、いままな
ほ直道とハ號へられける、さすれば、かの情なき言に
ぞ、眞の情ハこもりゐて、君にもかくぞめで給ひけ
るかと、おもひ合せて、まさしく余が聞けるふしをも
つけてこゝにいひそへ置ぬ、

一 炮術はおさなきより怠らせ給ハざりしに、七十ばかり
成ます頃より、射かたハつひにやめさせ給ひて、心術
をのミ今もなほ懈らす、来りまなはべるものどもにも
こは叮嚀に誨給ひけるとなん、然あるに或人いぶかり、
たれくはおいたれども、今もをりくうちかたも仕
はべりぬ、君にはなごて射圃には出たまハざるやと
とへるとなん、君にもこのたづねハこゝろあるげに
おもほし、そへいらへけるやう、いへること尤なり、
かれらハ其身たしミて、心まゝにぞ玩べる人なれ、翁
ハいひがたけれど、そとゆゑありて、年ひさしう流義

をバ、およばすもまもりつゝ射けるに、斯く老はて、
は、體力日々にとおとろへ、いかにつとむとも神氣お
くれて、流義のをくを竭がたき、自然の理もあれば、
もしやまなばへる義士らの、これぞまことの傳へなど、
まねびてハ、かくまで勤ける流義に、理つけるに似た
れば、そもくたしなミつるわざながらも、今ハつゝ
しミてこそ一切に止めるよとのたまへるとぞ、季彬
いとけなかりしをり、今の生母と梅田梅秀名は盛香、俗
と申の宅にまかりける時、何くれの話より梅秀のい
へらく、およそ人の世に在りてわざをなすハ、二十よ
り五十までのものぞ、二十にたらハぬ内は、ものごと
おさなく、五十をこゆれば、またとしくおとろへゆ
き、僅その間二十年あまりの齢にこそ、よく物して世
の用をまなしけるものとなん語られき、兒耳にはさミ
て、なほわすれざりしが、今 君の話を入して承り、
いづれのわざも、おなし理のこと侍るとおもひ、また
附てこゝに言ひおくなり、

一 歌よむわざは、いとおさなくおハせし頃より、こゝろ

を寓せられ、いにしへの集ども好ミテミさせ給ひ、い
まだ清純の所に素讀し給ふころほひ、かへさの道にて、
むかひより櫻の一枝かざし来るものに逢給ひ、すゞろ
にかくもくちずさみ給ふとなん、

分て見む深山のおくのさくら花

しるべき人に道をたづねて

とよみ給へるも、何れの道ととも、よき師に従ひてま
ねはずば、そのおくをも見えじと、かくハ物し給ひけ
るとぞ、此稿を君の覽そなはしける時、これはおき、それより
なが十三成ける年の事よと、の給へるとぞ、をりに觸れ、興にめでさせ給ふ毎と、一首二首づ、よ
ミ給ひけるを、人くき、て、あやしき材ぞおハすと
勸めまいらせ、遂に飛鳥井の門にぞおとづれ、その風
をあふぎ給ふ事にはなりけるとかや、

一八十超給ひし頃、手つから日ごろの詠艸をかきて、飛
鳥井のおほんもとに登せて、添削を乞ハせられしに、
その巻のおくに、かくなも讀て、くだし給ひけるとぞ、

筆の跡もことばの花も中々に

雅光卿

老とハ見へぬ色か成けり
また近ころにもかくなん、

老の浪よせしかひある和歌のうらや

渚に玉の數も見へつ、

とよミたまひて、くだし賜ひけるとて、君そを和ら
げて、老の浪よせても拾ふかひぞなしと、かくぞよま
せたまひ、一卷となして、その名をも渚の藻屑とハ題
したまひけるとなん、

老の浪よせても拾ふかひぞなき

玉は渚の藻屑のミにて

此巻へは、おほかた八十成ましてより、こなたの事に
ふれ、物に感られけるをりく、當座にも五首十首、
またハ二十首、或は五日に五十首、十日に百首、こは
皆日びく十首ならしよミ給ひ、あるは一日五六首づ、
にて、また百首、あるハ二十七日に、花月の二百首など
よみ給へるとて、さやうの歌ども、近頃より撰らみ給
ひて、今四百五六十首も、のせられけるとぞ、なほ追
くいかほどかよミ給はん、よて、しばらくそハこ、

7

にもらしおきつ、年ごろまなび得られし、わざとはいひつゝも、八十あまり、かほどの精力も、また世にたぐひおほからし、

一長野祐喬彦右衛門といひ時御徒自附なり、てふ、兼く出入せしもの、

大坂に上邸せしを便られ、武者小路徹山卿の御許に、かの渚の藻屑をば、往られて、御点削を請せられけるに、二百七十まりハ、御点もとりく物したまひ、そが中に二十ばかりハ、いと褒めさせられて、かゝるあらましを、かくなんはしがき添て、返璧し給ひけるとぞ、

周山隠士は、幼かりし時より、和哥にこゝろさして、十三歳の春、はじめて一首をつらねしより、飛鳥井家の門葉と成て、年久しくその流をくミ、三代の宗匠にしたかへるこそ、いとめづらかなる事にもこそ、其若かりし時よりの哥を、ひとつにあつめハ、ことの葉の敷しけくて、一卷にもしるしかたければ、梓弓八十の春よりして、五年はかりの哥をあつめられしに、飛鳥

井雅光卿より、老の浪よせしかひあるとよミて、贈られしこたへに、玉はなきさのもくつのミにてとよめりしより、やかて此巻を渚の藻屑と題して、我にも見せられけるを、ひか耳に聞えざるところく、筆をくハへ、中にもすぐれたりとおほゆるを、覺束なからにも墨ひきなどして、此巻をけかせるも、和歌の道のへたてなき、こゝろよりこそと、つミゆるし給ふらむかし、

前武衛入道

徹山

なミならぬ浦はの玉はひろふかひ

何かなきさのもくつならまし

一兼く立いりせしもの、いへらく、むかし 君の朝廷に立せられしをり、御殿にてハ馬具などを仕たてられ、またハ他國出馬の装なども治められ、或は寺社のつかさにておハせし時など、諸郷の神社寺院の閑地に、杉植たてらることゝも、おほかた 君の建白給ふによるところこそ承持る、そのつばらなる事は、いかにと問ひ

はべるに、只そもありしとばかりいらへ給ひ、何ぞにことつけ、その話は、緒を易られ、すぎにしことにて、おほへざるぞおほしと、のたまひけるといへり、

一またいへらく、をりくのたまへるハ、仕へける身の、うきつ沈つ、さだめられぬハ、唐も倭も浮世の常なれ、然しこゝろ誠に忠して、おもはずも時な咎にあへるものハ、くもりなきとて、いさ、かもいひ立らしき話は、せぬものなり、そはをのれが口より世に無失のしれるハ、無失を罪なへる過ち、誰にかハいくべき、徑にきみの過をあらハすにひとし、質に忠を抱けるもの、いかで歎その慮なからんや、只日く慎をかさねて、をのれが愆をこそ省みかけり、細くハ克己隨筆にいひおけるよと話給ふとなん、

一またいへらく、君をりふしのたまへり、浮世におそろしきもの三つあり、はしか犬と、氣ちがひと、讒者とはなり、かの追従面談のたぐひ、日くへつらへるハ、おほかた脇よりも観られるれ、この三つのものハ、かぎりのしられぬものにて、そが中にも、はしか犬と

氣違は、人よくそのこゝろさへもちうれば、のがれもすれ、たゞ防がたく知がたきは、讒者の口にぞありける、されどかの大陽のかゝやける日輪さへ、時ありて

陰精の質ひからぬ月輪より虧れて、その光を世にさへざられける、蝕てふこともありぬれば、まして人のうへにて、下として、上の明らけきをさへつるものなどあらむも、もとよりめづらしからぬ理よと、かの日月の蝕あるいわれども、つばらにとかせ給ひとなん、一ある人またとへるやう、本藩の銃術など、もと皆稲留が流れとこそ承侍るに、いま家くにて、射方など替れるは、いかなるゆゑぞと問ひ侍りけるに、君のいらへて、おきな若かりし時、このわざをおさめつる頃までハ、種子島、和田、郷原、三家の門人、みなおほかたその射つるさまは、かわらざりき、問はるごと、只今は家くよほど皆たがひゆき、をのく異なる流のごとみへつ、是は世換り人亡びて、連く年月の移へるにしたがひ、その源ますくとほしふて、をしへ傳ふるものも、受つぐ人も、世ごとにそとたがひても、

毫釐ゴウリンの差サカひ、千里チヤウリの謬ミウてふ語ゴトもあるに、間マにハまたその正マサしき宗ムネをも、實ジツによく悟サトりもやらで、只ただそのわざを夢イメにて傳ツツへ継ツげるもありてこそ、かくも流れのいよ／＼たがへるにはいたりつらめ、去サれど、後ノチにうまれしものハ、そのとほつおやのわざを、まさしく觀ミまねびざることなれば、をのれがわざの、いかほどかそれむかしにたがひをれるも得エ知らんぞ理コトなれ、よて家／＼皆ミナこれぞ、そのをのがむかしよりの傳ツツと、教ツクゆけるもまたむべならずや、さるによて、物モノごとその理コトを精ウツクハしくきハめえて、正マサしき宗ムネを實ジツによく悟サトて、おもてもうらも、それ／＼明アキラめ、をしへゆかねば、たゞその宗ムネの傳ツツハらざるのミならず、すゞろにまた毒ドクを流ナガすにぞ至イりける、かの伊勢貞丈イセノサダタケの管像カンゾウ辯ベンにも、あげつらへおけり、むかし誰タレか管公イツノキミの稜威レイイを、世ヨにあらはさむとや矯イツハリけん、公キミのみつから画エガける像ゾウとなへて、なほ今イマにも傳ツツけるものあり、去サれど、公キミの時トキいまたおこなハれぬ、いと末スエの装束シヨウソクなどつけまいらせ、或アルはその賢カシコきかほばせならんを、怒イカらせるさまになど

物モノし侍サバり、ことに其頃コノトキのおほだ人からなど、かの罪ツミもなきおほん身ミの、さすらひかくれ給たまふを、よそながらいたくうらめしうおもへるをりしも、朝アサ廷テイにかみおちけるを、公キミの御靈ミコトにぞありつらんなど、いやしき心もていひなせし、わざならんを、画エにさへ寫ツクし傳ツツへけんとのおもむきども、つばらに事コトの證カシなど引ヒて、かうがへおけり、此コノたぐひ、もはら 公キミをたふとみつ、おほんむねにたがへるしわざなるべし、もしはたして公キミの正マサしき御靈ミコトぞならば、なとてほのほと焔なりまし、朝廷テウテイに災サバしたまハんや、よくなほ守護マモリこそしたまふべけれ、流義リウギなどつたへるものも、かゝることゞもおもひ合せ、をのが流ナガれのその正マサしき宗ムネをバ、あきらむべき事コトよと、たとへて語カク給たまふとぞ、
一誰タレかまたあへて問トへらく、斯カく世ヨうつりにければ、何ニごともたがひこしつるわざもあるなれど、また學マナブびさまによりては、たとひ流ナガれの末スエを汲ツムとて、その源ヒナにたがハぬ心ココロえも知シ給たまふならん、そをまた承ウケたしとねがへるとなん、君キミそへいらへて、翁オウもそは言コトがたけれ

ど、こゝに響あり、今ミらるごと、日ノおきな筆してふミかくに、手は本とよからねど、字面のそろひて、みごとなりしと、人ノ皆いわれし、こをいかにといへば、したに格しき卦をいれて、その堺にそむかしと、まもりつ、かきぬれバ、行ごとあまり直からぬハなし、また善く書きつる手にても、堺なしにか、せたらんハ、字ハよくても、あふぎの要きハと、かしらのたがへるがごと、紙かずの多なるにつれて、よくハ揃ハぬものなり、よて何のわざも、まづこのたふとき心の卦をバ、人ノその胸にもちつ、をれば、こをよく真んろくに引たて、氣を物事にいれて、自らあざむかぬやうにおこなへバ、人はいく世をへなんとも、おほかたその卦はあきらけく、子は孝にとゞまり、臣は忠にとゞまる類ひの、それノ行だてハ、毎もかはらし、かゝる理など、よくノこゝろにあちはひつ、なにのわざも、その止るところを求まなばへバ、いにしへ人の名ありしわざも、本とみな人のわざにしあれば、中らすとまたその遠からぬ道にもいりなんと、語らせ給ひしとぞ、

一またある師のむかし話せしとての給へるとなん、謎に座構の屏風とかけて、人心の正直と解く、そのこゝろハよ、あまり直くしてハ立がたく、また曲れバ立とて、六枚屏風など、間毎にをりて立てんも、いと見ぐるし、六枚や二枚も、只なほノ引のべ、そを真曲尺にまげてたてれば、よく立ぬもして、ミギハもよしとなん、げに物はかゝる事こそおほかりけれ、よくノなずらへ、こゝろすべきことよと、のたまひけるとぞ、但しある師との給へど、實は君のわかき人らを誡られし話とかもきけり、季彬またすぎにし頃、高橋樟山の話をしきけり、人皆正直はよく通るといえど、またそばかりもあらず、今たれにもよそにゆき、あるじの吸物辛きとて、皆こはからしといはれるかよ、たとへあるじハ然いへるとも、いなよひ御鹽梅とあしらはるにぞあらん、かゝるなほからぬことゞも、世にはいとおほきものぞと、笑ひ語れしが、今君のこの直くしてバ、立がたきちふ屏風の謎と、よくもあへるはなしなれば、まじへとりつ、さて君のまかねに曲て立もし、ミギ

ハもよしとなんの給ふハ、かの子ハ父の為にかくし、父は子の為にかくすちふの類にして、禪山があるしの為にからしとえいはぬも、またおなじ情ならめ、そしてかやうのまげるぞ、誠の眞かねにて、その中にこそ正直もあらハれ、よく世にもとほりて、たてるなるべし、

一またのたまへり、こも軽口のはなしなれど、心えならまし、ある人農民のうちつれとほるにいきあひ、いましらは何かおほくの夫立とミへたり、いづちゆくぞと問けるに、對ていな、われ／＼はたゞの夫にて侍といひけり、またとへる人うちあみ、忠信ならバ八島の話ぞ聞たしと戯れけるに、われ／＼ハ存ぜず、あれにまいるつぎの夫に尋給へよとの話あるを、誰か空聞して、そをまた人におもしろ氣に語るとて、しか／＼いひきて、かのあれにまいる次信と語りこそ、興もありつるところを、あとの夫とはなしたれば、聴く人さほどめでざりしとなん、よて話もよく脉意をつらねてかたらねば、一と言まがふすら、かゝりければ、よく

／＼心をつくべきことよとの給ひしとぞ、

一またのたまへり、むかし内海に、鯛のおほくとれし頃ある人翁に語り、西目灘よりいりたる魚は、地かたの青ミにたよりこしゆえ、左の目おほきにして、東めなどより入たるうをは、おなじ理にて、こは必右の目ぞおほきでありけるとなんいひけり、翁もこを誠として、人にもかたらひ、その後とし頃つかひししもおとこの、魚あきなへるもの出入せしが、またあるときおほく鯛のとれるとて持ちにければ、おきな今こそその證しをミんとて、立いでそはにし目か東め軟ととひしに、いづことも存ぜずとこたへれば、いましハ兼／＼こを生業として、しか／＼の理さへ知らぬかと咎かけつ、其いわしを十四五いださせ觀けるに、一尾もまばりの異なるハなし、皆左もミぎりもおなじやうにぞありつ、おきなもそこでいたくあやまり、島の水練深ありして潮るちふ諺など、げにぞかゝることをやいへるならんと、物笑せしこともありき、よて何事もき、たるま、その理ををのれと見さだめぬ事どもハ、間

にはか、らん話などありつるものよとのたまひしとぞ、
一またの給へりとて、ある人語り、をりくをとつれ
まうづる少年らの中に、まにハ心がけて何くれと問ひ
まいらせしものもありて、それくを、ぜし話どもし
給へるに、誰か論らへて、翁は毎もいにしへのをしへ
語を拾ひつ、述らるのミにて、なにぞおきなのめづ
らかな見識ともおほへず、また動ともすれば、炮術の
あぢえを語らるなど、謂けんを聞給ひての給へり、
おきな只をのれが嗜に、年ころひさしう精神を費した
るわざ他なし、見らるごとたゞ日く今にいたり、こ
れのミにそわたらひ、博めつ約めつしてたのしむの外
なかりけり、よて今とへる人にも、只その時く心に
うかみしことゞもいらへ對ふるのミ、去れどよく聞て
ん人は、こもまたその益とならまし、蜂の百花を採て、
蜜を造るを察られよ、誰が為に欵甘からしむ、おほか
たその咄つる人のようところなれ、そもくいにしへ
の聖かしこきひとさへ、皆そのいにしへを師としたま
へり、いまだその新奇を好んで、道にいりたるものを

聞す、わかひものども、よくく本づきまなばへるこ
と、第一ぞとの給ひしとなん、
一ある人 君のもとにまうで語れるやう、浮世のはなし
は、ともすれば人ごとといへる歎、雑談ならでハかたら
へることなしと申侍けるに、君のいへらく、そも事
に縁なん、おほかたは人を毀るをのミ人ごととはいへ
れど、間にはまた人のよきふしなどの、かくろへける
ことゞも、世におほかりければ、さやうの話などは、
つとめても語るこそ、美俗のたすけともなりつらめ、
今誰も知れる、竹内助市らがむかし話などは、人ごと
なれども、此らの類はまたよきはなしぞと、のたまひ
けるとぞ、雑談もまたそへおなしとなん、其頃去る人
君にむかひて、翁は老給ひても、はなはだ元氣にまし
く、ことさら眼精もつよくおハせしは、かねく何
ぞ服給ふよき神仙の丹藥にても侍らむといへれば、
君いらへての給ひけらく、そハミられしごと、日く
この机に按摩などとらせ、かのいにしへより調合し來
れる、秦の蒙恬が造ける蒼毫の筆と、後漢の蔡倫が作

れる樹皮キノカの紙カミと、宋の張遇などが用ひし油烟スミの墨と、此三味をよきほどにはかり合せ、かの蒼頡ソウケツが鳥跡トリノアトなど観ミて、はじめおけるきは極ミなき文字アハてふものをもて、常ツくよく加減カケンして服フクしはべる、是を筆・紙・墨の三味湯とぞ名つけおき、我か秘法とハせり、外にまた奇方も待らすと對コトられつ、をりしも西藩に名高きくすしの、扁鵲ヘンケツと倉公ソウコウとうちつれまうでられしに、よきをりぞと、君その藥味をつばらに語カクらせ給へり、両醫ながらふかくめであへりて、やがて御脉ミツカを診シひ、寔マコトに君の御氣ミツキを慰なぐさませらるゝハ、こへませし妙藥ハあらし、吾われくが藪ヤブな劑力サイリキにてハ、えもおよばしと、皆みなくおほひに笑ワラハれし、かゝる滑稽コウキらしひ雜談は、若わかきものどもへ聞きかせても、また諷諫フウケンなるよとのたまひしとなん、こもかたへに仕奉シカヘマツりしものゝ、愛甲季鳳アイカキホウに語カクれるとて、彼かれより聞きて載のおきぬ、およそ此卷ココに採とつることごともハ、もはら季鳳キホウにあとらへ聞きけるぞおほかりける、彼は兼かくたちいりしぬれば、かくもはかりつ、よて件ツギごとその事は載のせおかず、よむ人なぞへてしれ

がし、

一季彬キハこそぞの春、養母ヨウボ清心シヨウシン院イン也、の事ども、ありしまにく著アし、一卷イツワンになも成なしおきたり、そへ君のしるべをもあらし註カキのせて、むかし養母より聞きけるふしをもしるしおけるに、ことし未ミの彌生ヨシヒの頃コト、こを季鳳キホウに託たくらへ、君にも親カタしくミそなハし給ひ、もしやたがへるふしをあらバ、たゞしおかせ給へよがしと願ねがへるに、全篇ゼンペンさして誤アヤれる廉カネもおほへたまハす、去れどをのれがしるべは、文フミせしまゝにてハ、はなはだよき人のごとミへて、臣たるの道にきらへり、むかしより正ただしきおみハ、ふかく君をバめで、をのがその咎とがなきふしなどはいわざりき、そもくおきなミざりせば可たなり、ミしうへはゆるされしよとのたまひけるとなん、まことに人の臣たるものゝ心根、かくこそあらまほしき事なりけり、

一男女わつか五六人使ツカひおハして、よろづにたらはし給ふとなん、今もかの庄藏シヨウザウ姓セイハ長友氏、十五の年より、今およ書シきよミ、またハ算術サンジュツまで、君より受ウケ習ナひ、また時としてハ、袴ハカマさへも許ゆるされ、齡ナはや五十近く、いとおほんめくミを蔽カれる事ども、

そが日記をバ、權に新橋の役人と爲し給ひ、外事に幸たらしめ、またおさめ年十五よりつかへて、今をバ、をむなめとして、内つわざに相たらしめ、及び仁左衛門氏は安藤ハ太郎次といふ、幼きよりぬしと、林助氏は田邊氏、是も幼弱よ仕はれ、今二十七とときぬ、今十三といふ、と、お磯今とし二十とときけり、をバ、かたへの事などに仕ハせられ、また外に井臼さいくわらのわざに供られし奴、一兩人とぞ、皆をのが其職くをつくして、獨もいまだおしかりに遭えるものなしとぞ、又畜せらるものとしてハ、鶏に曉を告させ、猫に鼠を獵らしめ、狗に盜びとを護らしめたまふたぐひにて、餘財を徒に腐らしたまハぬまで、こも亦おほく飼給ハす、此まへは、小鳥も鴉など多くいへり、そが中にも、いぬは主をわすれざるものとして、をりくめで語らせ給ふ、こは臣らを諷たまひて、かくのたまふならんと、さもらへるものども、ミなわれと吾が身を省みかへりことおほしといへり、また平常の仰言せつごにも、仕えるものハ、はじめていでたる時のこゝろをながくわすれざるぞ、第一なることよと、をりくこをのたまひ、或はかゝる御隠棲なれば、誰き給ひても饗

應とてハ成まし、御茶でもはやうまいらせよとの事ども、をりくへの給ひけるとぞ、前の件に載せつる近來のみわざなど、おほくハ季鳳此人くより聞けるとぞ、また季彬が問かはしつることも、この人くにぞ取つぎぬれば、その名ども併せてこゝに言ひおきぬ、一若き人くある時、きみのおはなし聞にと、まうで侍りしとき、君のいへらく、今の世どもはしらす、おきなわか、りし頃などハ、世に學者・武遍者・大食者など、名をよバレしものおほかりし、つらくためし観るに、その者の字に高きものは、おほかたよしあしなものにて、先その學者ちふものは、經典はいふにおよバす、諸史百家の和漢にあらふる書ども、よミおほへ、ともすれば稠座もわかたす、耳たか話ども、物しりがほに口利かせ、何くれと事を異相にとりはやし、いきすりの知らぬものさへ、こは何か者の字つける人ならむと、うハべばかり事く敷ミせかけ、なかごはうらはら、たゞ利欲の城をかまへて、おや兄弟とさへ陸からす、やがてその身毀を受るのミならず、た

ふとき經傳スイヅまで、是らコレの爲にその價を賤アケヒイザシめしるも、間にはありし、また武遍者ちふハ、不斷その眼に稜マナコをたて、口をくひしぱり、肩を怒らし、拳を握り、人は皆敵とおもひ、いざふミ潰さん勢ひして、巷をとほれど、暴にかみ鳴りさハぎにも値へは、今までおそろしき、赤ひおもの血さへうきえぬさまに、忽ちいかれる肩もしゞみて、しらぬ家にさへ走入る人もありけり、また大食者てふは、いづちにてハ、誰くと賭して、饅頭をいく匣くひつくし、いづこにてハ麥飯をいくもひか打くひしなど、自慢しあへるのミにて、なにの爲ともしれす、本と食物は、身を保つばかりの養ひものにごそあるを、そもわかまへす、そもくさかしきうまれのものも、やがて脾をそこなひ、入てハ父母の憂をまし、出てもおほやけの職事にたへす、遂には祈薬も驗なく、身まかりぬるぞおほかりける、これらの類、みな若き人らに、間にはある病にて、一旦は物ごしにも、人より何者ぞとよばれるを、こゝろよげにほこりをれど、程なくその者の字ゆゑ、身を亡し、家をも破

るにいたれり、これ他なし、いたづらに虚名のはせるをよろこび、實によくをのれが爲にせざる、ミつから招く罪なり、よて皆く何れの藝をはげまるとも、まづ此者の字をとらぬやうにと、胸に名聞の萌ずを猛く省ミ、ふかく戒めて、善きわざほど、ますく人めをさけて、かくろうほどにも、心をひきしめて、實のおこなひを、第一にしよう勵まれがしと、のたまひしとぞ、

一また吉野の御馬おひの頃、のたまへりとて、人の語り、むかしより馬乗ハ、いとおほかりしに、一とせいさ、かの争ごとありて、とゞめおかれしに、今ハまたむかしのごと、いとさかえて、いさましようこそミへつれ、よておもひいでぬ、

(兼忠) 松齡公七十ばかりなりまし、おほん名残にとて、陟給

(帖佐) (蒲生)

へるとき、てうさ・加治木・かまふ・麿島などより、あまたの壮士等、さまくいさましく、よそほひて、道すがらも、うまに乗つ、おともしてけり、そがなかに、後醍院内蔵助義信は、野袴にて、かちお供し、

馬は率せて、まかりければ、皆ひと指さし、かの上がたもの、なまぬるさよなど、さままゝ罵わらひてけり、さて原にて、乗くらべちふ時き、袂よりまづつくね飯をバいだして、馬に喰しめ、いざうちのとひとしく、かく打込で駈出したれば、誰も皆えおいつかで、牟禮をも眞先におとしけり、觀るひと、咸擧てめであへり、かのはじめ罵れる人くは、耻けるとなんよて人ごとも、毀るはなしハ、せぬこそよけれ、とのたまひしとぞ、季彬かうがへるに、寛永九とせかの事とおもほゆ、

慈眼公のおふせ言に、貳佰石持よりうへのさもらひ、馬具などミなよそひをれる欵、人を巡らし、點檢おけよ、また百斛どり、あるハそにたらハぬものとても、もしハの時、うまにも乗てんと、心がけるものあらば、兼く魔鳥をも、うちのりありけよと許させられ、そをまたなぶれるものもありなば、科めらるべしとの事などミへ、またおなじ十四年、鳥はらの城を乗られし時の、上使おきてにも、大将の外ハ、かち立となど見

へ、また正保二とせかともミおほへつ、

寛陽公の仰わたしにも、此ほどハ、三百斛よりうへの人く、馬にも乗て、つかうまつりつれど、今よりハ二百斛より乗馬となし、百石よりうへは、小荷駄たるべきよとなどミへたれば、かの

松齡公のころほひまでの馬乗は、おほかた三百斛ももたる人ならでハ、ゆるし給ハで、今のごと、たれもかも、馬にハえのらざりしこと、おもひ知べし、今君のうまのりはなしを、載せるにつけて、いさ、か心にうかみぬれば、こもまうしおきぬ、

一すぎにし頃、人ごとも、むかしの竹内助市がことの話の如きハ、よしとなんの給ひしと聞侍り、かさねて左右に問ひまいらせしに、こはむかし、
泰清公疾おハせし時、さもらへるかたくに給ひける、
あつもの、ある夜、鹽辛きことありしとて、老臣たちの沙汰せられしに、當番の助市、いらへて、あまり

に
公の御病をこゝろづかひ、いかゞ加減仕りけんも、

おほへ侍らすと謝たりけることゞも、實に臣たるの情
 ならまし、かやうの人ごとは、いひてもよけんとの心
 ばへにての給ひし事とかや、季彬またかうがへるに、
 此事など、助市益祐が眞の忠ある、腸より湧いづる、
 自然の言ばなれば、時の人、たゞめであへるのミなら
 す、斯も古今に貫き、昨日けふにもいひたることのご
 と、世の物にも遺れり、嘗て益祐がその頃の日記を、
 まさしくよミたるに、日く、御前にめさるハなく、
 めしてハまたおほがたいにしへの書などよませて聞せ
 給ひ、御盃および金子、丸め薬など、くさくく賜もの、
 なきハ、鮮なかりき、今あらまし、その御病のことゞ
 も、ミへつるところをのミ、其文の本と末とハ省きて、
 此おはなしの證にもならんと、こゝにぬき採つ、頃は
 寛文の十三年にぞありけり、正月廿八日青天、初御登
 城被遊、御歸宅書院ニテ太刀上ルナリ、夜入召候、
 二月朔日青天、當番、御目見不申、二日、御典薬為
 安老御脉被參候、晩夜入御機嫌伺參候、三日雨天、
 當番、徳順被參、料理出候、為安老ハ、タベラレス

候、夜入風雨烈シ、夜半過ニハ某エ一休咄御讀セ被
 遊候、五日青天、當番、晝夜ニ兩度罷出候、七日、御
 食事如常召上候、御目見不仕候、十一日、御氣色少
 重、十三日青天、當番、夜半過ニ御煮立七十五匁召上、
 如何ニモ開喜悅眉、於御末、新八郎殿いづれもへ御
 酒被下候、十四日雨天、御機嫌然々無御座候而、
 驚入事ニ付、御目見得仕候、此間すりはかし虫
 つきなど闕文あり十五日晴
 天、御機嫌またこゝも
 闕文ありキ申候、御食事ハ然々不召上候、
 十七日晴天、今日ヨリ御ナリ日之處ニ、彌々御機嫌
 能、被遊御座候、七右衛門按に、まへ年十月の文に、有
 馬七右エ門參着となどミゆ、
 此人な某御目見得申上候、十八日、寅ノ一天ニ御逝去、
 十九日青天、夜入時分、入棺、御靈膳イツレモ焼香、
 廿一日、於大圓寺、御火葬、それより御法事などの
 ことゞも、さまざまへて、三月の文に、十六日青天
 風立、山野どのを以、御前様ヨリ別而數年御奉公仕候
 處ニ、御逝去被遊、さこそ笑止存候半之由候而、御
 形見として、御かたびら、并帯、被下候、十七日風
 雨、新八郎またこゝに
 闕文あり於御南戸こゝも
 闕文あり判一兩被下候、

様子ハ數年こゝも、被レ下候などミへたり、かゝる親
昵チツの寵遇チヨウブウを蒙カフムれる助市にて、日記もそのかくれ給ひし
のちどもハ、おほかた涙ナミダを揮フルてとめけるにや、文字モジも
いとちからなく、墨スミもなみだのかゝりてぞ、まゝくち
りてミへける、ましていたづきおハす時トキなど、などで
その料理リヤリなどに心ココロうつらんや、鹽シホなどさハになげいれ
しも理コトならめ、特トクに

公トキは時の賢君ケンクンにて、天下テノカミの民タタくさ、おしなべておほん
徳トクになびき、懐ナツかんハなかりき、今イマそのまことかはし
らねど、世ヨの人物ヒトクサにいわれざる説セツなど遺ユリをれり、そハ
殿中テンチュウにて、ふしぎや

公連ニハカに御病ミヤマヒおこらせ給ひて、おともしける、碓山次右
衛門久包ヱモンキウホを聞キクとひとしく、百人番所ヒヤクニンバンショをも、名ナのらひ
趨ハシツて、關セキとほり、抱マき奉タテマツリりて看病カシヤクしまいらせ、やう
く歸カヘらせ給ひて、遂ツヒにハかくれませりとなど、野人ヤジン
の何ナニに知らず語カタらひ傳ツタふるも間マにハありき、去サれど久
包キウホがその忠チウせしハ、十トとせあまりまへなる、寛文二年
九月朔日クワンブンニニヤクツツキノヒの事にぞありけり、彼カシは

公トキの御近習ミコニジヤウ役ヤクにて、かのおハせし所トコロまで、推参スイサンせしお
もむきは、實ジツに世ヨの傳ツツへるがごとし、去サれど、その時
ハ、やがておほんこゝろよくて、歸カヘらせ給ひ、その夜ヨ
久包キウホをバみまへにめされて、親シツしく御盆ミボシし給ひ、おて
つからまた金子百星コカネヒヤクセイを賜タマふて、そが志ココロの忠チウなるをめで
ほめられしとぞ、こは彼カシが傳ツツにて考カンガヘおけり、さりて益
祐チユウが日記も、今イマまじへかうがへるに、

公トキのかくれ給ひき、御諱ミナト辰チヌより二十日ばかりもまへな
る、正月廿八日に 御登城ミトノリありて、また程ホドなう御病ミヤマヒお
こらせ給へるにや、二月二日には、御典藥ミテンヤクなどはや御
脉ミヤクにまいられしことゞもミへて、かの殿中テンチュウにて、久包
忠チウせしことなどハ、固モトより簡コトなる文フミにて、ミへ侍ハベらね
ど、その時も、お供トモしをれる歎ナガメ、前年十月の文フミになど、
碓山十郎兵衛ヱサンジウロウヘイヱでふ名もミへれば、おほかた江戸エドにつめ
しハ疑ウタガハシあらし、さるによて、十トとせあまり前の九月に
忠チウせし状シヤウを、そのかくれませる前の御登城ミトノリと誤アヤマリまじへ
て、世ヨの口碑クシにハ傳ツタきぬらん、さなければ、二度ニドなが
らおなじさまのことまたありし歎ナガメ、いぶかしきに似た

り、然シカはあれど、一度トはまさしく殿中ニテ疾ヤミ給ひ、また一トたひハ朝チウシ給ひてまもなうわづらひ給ひ、遂ツレかくれさせ給ひきハ、益フミ祐アキヲカが文フミにも明アキヲカなれば、さま／＼その頃コトほひより、いひふれしことゞものありてこそ、世にも謂イハれざる説セツども、今イマに遣シヨリつらめ、されば當時ノの人／＼、なんぞたゞ助市ノのミ、いたく肺ハフ腑フをかなしめんや、かの鹽シホ加カ減ケンを沙サ汰タイせしかた／＼も、その情コトはおなじかるべし、然シカはあれど、不フ断ダン助市ノほどに、江カウ漢マンもつて胸ムネを洒ソクきをれる人スナナぞ少オクナく、只タみなおもひをる眞マコ曲ク尺セキを、彼カよりいわれて、をの／＼こは尤モトと感カあへりてこそ、をのがその日記ニにさへとめおかぬことなれど、百五十年ニにあまりぬる、今の世ニまでも、籍セキ／＼として人口トクナによく膾ウヱ炙シヤしたれるならん、但シし日記ニに新ニハ八ハチ郎ロウ殿ノとミへしハ、島津ノ甲斐ノ久キウ馮フウてふのはじめの名ニにて、時の御ミつき御家ノ老ラウなれば、今 君ノの老臣ノたちとの給ひしハ、此人ノなるらし、これらの事コトども、此キ巻マキにハようもなけれど、世の口碑ノを 君ノの語カトらせ給ふにつきて、聊イッか時のありさまをかうがへて、こゝに白紙ヲを費ツヒすの

ミ、

一ヒトまた若ワカき人ヒト等ヲにのたまひし話ハナシとなん聞キけり、

先君ノかくれ給ひしとき、後世ノのおともせし人／＼の、おほかりけることゞも、かの唐國ノの籍フミになどミへける、備イ／＼として慄オソレつ、殉シタガへるたぐひとは、おほひに異コトなりて、咸ミナそれ／＼、再サイ造ゾウのおほん恩オンを荷ニテひて、ふかくめづるのあまり、かくも致ツレさねバ、いかでむくはしと、せちにその心の誠マコトよりせしわざなりけり、むかし義念貫明公ノ國分ノにおハして、雉キツ子ツねらひにいで給ひし時トキ、かねてとゞめおかれし野ノにきて、盜ヌスミ認オウへるものゐけるが、

公ノのきませるにおどろき、とるものも取トルあへず、遁ニゲたりけるに、迹アトへそが姓名ノなどしるべおける笠カサをバ、おとして去サりけり、おほん手テつからとらせ給ひて、こは盜ヌスト人が笠カサとて、御山刀ノにて、その名ノも、よミしれぬこと、斬キリくづし給ひ、彼カものハ、人ノをして追オヒハしめ給ひ、やがてそのおひつきなんころほひ、ことさらに呼ヒかへされて、輕カルからぬ科人ノぞ、よく捕トへよとおふせつけて、

またおハしめ給ふ、斯く時のすれぬるうちに、幸にげのびけり、さて其もの、後にかうくはからひ給ひきこと傳承り、ふかくそが腸にもとほりて、竊におもへらく、笠をバもし有司の拾ひなば、法にもおこなはんものよと、かくも御手親からかしこく斬消させられわざと迹をくらし給ひつらん、さりとハ深きおほんめぐミ、死してもなどが得報ましと、つひには殉ひて、冥途のおともしけるとなん、おほかた斯るおほん恩を、陰には荷ひをれる人なりとぞ、また

寛陽公もよし野にて、かゝるおはからひありしと、翁なほおさなかりし頃、福ヶ迫の社司なる、井上宮内ちふ、いと老たる人の話を聞おけり、こは國分の事を傳へ誤るかもいぶかしけれど、そのおほん徳をもて想へば、また疑べきみわざにあらず、但しかの

貫明公にかゝるいわれのありしハ、肥後權之丞てふ、國分がたの侍とかも聞けるよとの給へるとなん、季彬またかうがへるに、かの井上がはなしハ、園田成芳の書にも、まさしくしてあれば、別にまたその事あ

りしなるべし、また肥後がしかくの状も、僕すぎにし頃、得能通昭が書にて、見たるやうに覺へをれり、彼が名のりハ盛秀といふ、追ばらせし十五人の一にて、年ハ五十といへり、斯く臣らをのがその脳血を、地にもうち塗り、敵にもふり瀧きてなも、御徳をバむくハましと、誓ひ願へる事など、實におうへのおほんめぐミによれるにや、むかし楚國の莊王もろくの臣らに酒賜ひしに、夜る燭の滅たる時、美人の袖を引ものありしを、美人そが冠の纓を援きりて、かくと王にまうしけれバ、王宣けらく、いましが節をあらハすとて、われ人を酔ハしめ、などで士をはづかしめんと、皆おなしく冠の纓をさらせて、そして火をともしさせられしに、袖を引けるもの、誰ともしれず、その耻を免かれしもの、ふかくよろこび、やがて晋と楚と大に戦へる時、手つよく拒きて、敵をしりぞけ、遂にうち勝けるとなんいへる話など、國と事とは、遙にことなれど、よくも我が

貫明公などのおほんこゝろばへに似たるわざにしあれ

ハ、筆にまかせて斯ぞつけおきける、

一またの給へりとぞ、事は 君の十四五にも成ます頃の
事となん、

(重年)

圓徳公の新御番なりし、仁禮伴太夫ちふ人、加治木の
老之山氏を娶て、妻と為しけるが、一とせ、江戸にま
かれる時、その妻の弟を、加治木に乞て旅うち臣と
し、阿久根までつれゆけるに、そこにてふと亂心し、
伴太夫をバ斬殺しけり、綱紀を推されて、官裁あり
しに、臣その君を弑すの罪に當るとて、法のごと、そ
の屍はいふにおよバス、妻子兄弟ミな族滅せられたり、
然に、そが兄にてありける老之山四郎左衛門は、
公のなほ柁城第におハせし頃の御近習役にて、よく識
らせ給へれば、死刑におこなはれしこと、一入不便に
やおもほしけん、その日ハはやくより尾畔の別館にい
り給ひ、席にもえおハさで、庭つらをおほんたちもと
ほり、物をものたまハす、彼がことを、染くくとえわ
すれ給ハぬ、おほん心地とミへて、しばくけふハな
ん時ぞと、問ハせ給ふのミなれば、さもらふ人くも、

そを察奉りて、おはなしもえまうさざりしとなん、是
はそのをり、つかへゐたる御側の御小姓より、まさし
く聞つるはなしなり、また

(綱貫)

大玄公もよ、かやうの日ともハ、毎もしかと御膳もま
いらす、かならず常盤谷の別館にいらせ給ひ、何かお
あんじ、數くけふハいかんと、亦た時など問給ひ、
はや仕置もはてつらん、政道正からで、斯もをりく
國民を殺さる、ことなど、誠にかはゆき事よと、おほ
ん目に泪もつかみて、いたくもだへ給ひけるとぞ、そ
して此話は世にもあまねく傳へれど、

圓徳公のかゝることゝもは、人くしらぬはなしなれ
バ、若き儕よく聞おけよとの給ひしとぞ、季あきが本
姓祖父伊勢貞皎は、中通御目附にて、

公につかふまつり、季彬十五の年、八十まり四のとし
にて、身まかりしが、間く人に語れるはなしども、
今におほへをれり、伊作の温泉にゆき給ふ時、御輿
のかたへにおともしけるに、道すがら、おこしの窓よ
り、おてつから泡盛を酌せられ、ゆきゆくまにくさ

し賜ひ、いかにありがたくハ、おほへんぞと、のたまひたれば、はやありがたすぎましたと、申上たるに、いとおほん心よげに、笑らハせ給ひしとなど、語れることもありき、かの老之山も、さこそかやうに、おほんいたハリつゝ、めしつかはれしものにてぞ、ひとしほ然おハしつらめと、おもひ合せて、またこのはなしにもおよべる、

一ある時、またの給へりとぞ、兼くのみまじはりは、よく君とおやとに、つかふるの道など、せちにかたらひ磨き、またハ文と武とのまなびの業ども、かたミに試あひて、もはら今日をいたづらに、くらさぬこそよけれ、さはいひつゝも、をのれ斯くこゝろがけなどすれば、尋常の人をうとむ氣も萌ぬれば、いさ、かもそしるべからず、貴きも賤きも、本と皆人はおなしく、老たるハ兄、また少きは弟と、たしかにおもひ明らかに胸からふかく愛語らひ、いかなる酒宴にも、ゆきあひてハ、そともへだてなく、その座のいきなりに、たのしみ遊び、さりて、常くまなばべる業は、長く懈ら

れぬぞ第一なり、また我より人を擇らばへば、人また我をへだてこそすれ、本他なし、人とまじはるの道なれば、そをはげむとて、斯く成ゆくハよからし、かのかしこき

松齡公のおふせ言にて、かゝる心えに、深く感奉しこ
とあり、かのみよに、群士の子ども、はじめて目見えける時など、奏者侍りて、何がし子と申あげれば、おやハ、いづこにてかやうくのいさほなどありし、容もよく似たり、随分忠孝を勵みて、おやにも増たる、
手柄せよとの給ひ、間にはまた親のさしていそしみな
きものもありければ、そにもよく汝がおやは、心かげしものなりしかど、遂よきをりにもえあハざりしかば、
いましは、よくく心がけ、親にもまして名を揚よと
など、皆それく瑕をつけ給ハす、そしておほんてつ
から扇子一本づゝ、おほかた例のごと、賜ひけるとぞ、
寔に

公の宜ひけるやう、人は誠に才も不才も、只その遇とあハぬとよて名も顯ハるゝとあらハれぬとが、幾ら

も多かりけり、最もかしこきおふせごとにあらずやと、
 ふかくたふとミ語らせたまひしとぞ、やつかれ、按る
 に、清水盛香も、めでしこの事をまうしおき、また田
 中國明が、府士のそれく謁見せしに、執れる贄品を、
 さまく分て、査議せられし文の事なりき、をバ、よミ
 たるに、

公加治木におハせし頃の日記に、衆士の子ども、まミ
 えるををりハ、弓またハ征矢など進らせし、ためしあ
 りきとなど援いへり、今

君のおはなしも、斯る時の事にぞありつらんと、亦探
 て證とはなしぬ、

一初巻より此まへの件までハ、こそこの春ごろより、時
 く意を注て問かはし、秋のすゑつかたより、筆にま
 かせて書集おきたるを、今とし文政七とせの如月、か
 くぞ浄寫し、はからすも巻帙おほく成たれば、分ちて
 三巻となし、とち侍る、なほ外に聞つることゞも、さ
 多ハなれど、間に人をかよはせて聞ぬれば、君の心ば
 への、さだかにそれと、き、わかぬことなどもありつ

れば、姑くそハ洩しおきつ、また草稿には、はや載た
 ることもありしかど、君の覽そなハしたる時、こと
 の實に乖ける件どもハ、皆ゆるし給はで、わざとまた
 省おきつ、さりて、今よりなほ幾バくとせ歎、ます
 く君のよかりし言の葉と、その行をバ、聞つ、採
 ても、さらにはてなかるべければ、そはおひくま
 たこの末に、かき續きおかしと、まづこは筆を息ハせ
 おきぬ、

一またの給へりとして、或人語けり、賀茂の眞淵や、伊勢
 の本居らが、巧に古ごとを屬りあかして、さまく哥
 よミ文著し、上つ代のまなびを、世に倡ひはやらして
 より、國ぐの晩生、こを國學となん唱へて、近世お
 ほくハこの風に靡き来て、我藩にも、此ごろおほくハ
 青年の中に、これらのまねびを、もはら好めるもの
 多しと聞およべり、およそ何事も、時花には、よくい
 り易きものにて、入てハ、またかの風邪の熱症になど、
 變じやすきがごと、おほくハ迷ひ犯さるゝも、古今そ
 のためしあれば、何わざも、まづこゝろして、世のお

きてなる、この彝倫の道に、益あるわざ欤、よく／＼
慎ミ辨へ、兎角まなばへる藝ハ、みな此らの道の砥石
となし、文も武も、日／＼實にその行を踐つ、磨くこ
そ題目とはすらめ、さやうの慮もなく、すゞろにたゞ
假名もじのよミ易にめなれつ、いたづらに詞の華を
のミめで、心に守らひ、身に行ふことどもは、いさ、
かもその的なきハ、いと／＼あやうきわざなりけり、
そも／＼本居は秀たるぎへもちて、博く和漢の學に涉
り、ことに日の本の古ごとに精ふして、かの和歌所の
宗匠し給ひし富小路さへ、傾かせ給ひしほどのものな
りけり、然ハあれど、彼卿も頼て
勅ありて、宗匠をバ罷られ、剩へ和歌式に立まじらるこ
とまでも、鍛せられしとなん聞傳たり、京もいなかも
郷にいれバ、郷のすまひてふ、諺のごと、それ／＼ま
もるべき、掟ちふもの、立つ、ゐれば、よく／＼何ご
とも、本づきまねぶこそ要なるらめ、況や只日／＼萬
葉などうちすし、今世にうつらむ、神つ代の古語ども
のミ、玩べるともがら、いかでこの君につかへ、父母

に事ふる類の、倫理をよく究めえむや、おほつかなき
事どもなり、さりとて、また漢學する中にも、間にハ
ひたすら只漢さまの事をのミ、たふとミあへりて、い
にしへより我この豊葦はらに、傳へいふ、みやびたる
言の葉どもハ、露こゝろがけざるのミならず、上つ代
の傳へごとをなど彼籍の語氣に乗せられ、却て東夷ぞ
など、そしる人をもありき、こもまたはなハだ惑へ
りといふべし、かの鳩舌の蠻國さへ、おほかたみなを
のが國のいにしへをこそ、祖述し崇むといへり、然あ
るに、かしこくも聖の道をまねび、君臣義ありてふの
理など、朝な夕なにあちハへる身として、第一たふと
ミ仰べき、我か
皇みかどの、かく千世萬代に、めでたく知らせ給ふ、日
の本の事をなど、かりそめにも、しかいひて評するハ、
まことに不臣の罪、まぬかれ難し、よて倭學も漢學も、
よく／＼本づきまなばへること、肝要ぞとの給ひける
となん、

一また語らせ給ふとなん、翁黙して、若き人らの話を聞

に、動すれば、そハ古風なり、こは新風なりなど、
 好尚をのくかハるとミへたり、新も古も一かたにな
 づむハ、おろかならん、本と古風ありての新風なれば、
 たゞその沿革をこゝろ得て、時よくに従ふこそよけ
 れ、おきなその風景をよミけると、かくなんに示さ
 れしとぞ、

梢にて見しもみちばのちればこそ

流をそむる谷川の水

げに世の新古になづむ人く、君のこのこゝろもて、
 物ごとそのよろしきを酌なバ、文質彬くたる、君子
 の風にも入なん、よくくあぢハへよがし、
 一またの給へりとなん、聞およべり、何ごととも泥ミてす
 るわざは、活機の自在をなし難し、かの琴瑟ハ、もと
 妙なる音を含む器なれど、善くその音律に通ぜざるも
 のハ、なにほど妙手のしらべとて、その柱に膠し弾く
 とも、時すぎ、絃ゆるめば、誠に一曲もをへ難し、歌
 や文なども、またそへおなじ、かの萬葉ハ、古き神よ
 の詞を載せし籍なれど、博く倭語に熟せざるものハ、

いかほど雅藻の辭とて、その剽竊を巧むとも、體かハ
 り、句調ハざれば、亦一章も成し難し、よて何わざも、
 たふとむところハ、只その妙手にあり、かねて腕は鍛
 ハで、正宗さして誇るにひとし、むかし劔の魚刃にて
 も、手利のもてるぞ、強かりける、ほどく、皆力を量
 りて、弓もひけがし、微力に應ぜむ強弓ハ、やがて僻
 を射出て、なほしがたきものよと、いたく笑ハせ給ひ
 しとぞ、こを聞て、季彬おもひ當れり、むかし誰か人
 に誘はれ、はじめて志賀登竜の講筵に列なり、歸るさ
 の話に、みな我が兼ての悪ごとをのミ咎められし、い
 ましいつぞ告口やしつらんと、いひけるとなん、今
 君の誠も、切實なれば、余が肺肝を視給ふこと、誠に
 また誰やし告おけるが如し、卅四十に踰れど、兼く
 しかと一部の歌集さへ手にとらず、まして腰折一首も
 えよまで、近頃かの眞淵流れの、下つ總の魚彦が著せ
 し、古言梯てふ書など、一たひ假りミて、十に一も見
 おほへたるまにく、はじめてかくなん此籍ども著し
 たるに、君の覽そなハして、間く古言のまじれば、

いかさま好^{コト}ミてとおもほし、かくハ^{フクシ}諷^{フクシ}給へるならん、されど、かの井にすまふ蛙^{カハツ}の、世はこれほど、おもへるがごと、固^{マコト}に淺^{セシ}陋^{ロウ}の晩^{バン}學^{ガク}、さらに近^{キン}體^{テイ}の假^カ名^ナとて、また辯^{ベン}へ知^シらざれば、君^{キミ}察^{サツ}まして、事^{コト}は卑^ヒきより高^{タカ}に登^{ノボ}るぞ、その階^{カイ}梯^{テイ}もあるに、烏^{カラス}の鶇^ウのまね、たゞその似^ニざるのミならず、一^{ヒト}かたに溺^{オボ}れむことをかなしび、いともかしこく、叮^{テイ}嚀^{エイ}に諷^{フクシ}をしへ給^{タマ}ひつらんと、深^{フカ}くも余^{オノ}がこゝろの水^{ミヅ}に、感^メづるあまり、もしやまた、世の君子^{コノコ}らもうちミて、さらにおひくかくこそ笑^{ワラ}ハめと、みつからかくぞ顧^{カヘリ}ミて、斯^{コト}に懺^{サン}悔^ケしおきぬ、
一またの給^{タマ}へりとなん、何^{ナニ}事^{コト}も丈夫^{ヂウブ}すぎるも悪^{ワル}し、また物^{モノ}ごとおほかたがちも善^ヨからず、鳩^{トビ}巢^ノの雜^{ソコ}話^ワ欵^{ケン}に見^ミへつ、むかし島^{シマ}原^{ハラ}にて、軍^{イクサ}の合^{アヒ}圖^ツに鳴^ナらす鐘^{カネ}をバ、松^{マツ}平^{ヘイ}伊^イ豆^{トウ}守^{シュ}信^{シン}綱^{ツナ}、もしや人の倭^ワ厄^{ヤク}にならしてハ、陣^ア屋^ヤの騷^{サバ}きならむと、繩^{ナハ}にて丈^テ夫^フに巻^マせおかれしに、すハ今^{イマ}こそ撞^{ツク}よと、令^メせられる時は、その急^{イサ}用^{ヨウ}には立^タざりしとなん、よて何^{ナニ}ごと、此^{ココ}こゝろえあれがしとの給^{タマ}ひけるとぞ、またおはなしつゞきに、その時^{トキ}我^ワ藩^{ハン}よりハ、

三原左衛門佐重庸^{サハラサエモトサカサネ}らを使^{ツカ}ハされしに、嘗^{カツ}て櫻^{オウ}田^{テン}御^ミ成^{セイ}の頃^{キリ}、かの閻^{エノ}老^{ロウ}信^{シン}綱^{ツナ}等を招^{マケ}かれ、伊^イ勢^{セイ}貞^{チン}昌^{チャウ}をして何^{ナニ}かと伺^{ウカ}ハせ給^{タマ}へる時、御^ミ掛^ケ物^{モノ}の字^ジのよめかねるを、信^{シン}綱^{ツナ}貞^{チン}昌^{チャウ}に問^トはれけるに、貞^{チン}昌^{チャウ}さやうの事は、年^{トシ}若^{ワカ}けれど、この三原左衛門かしこく侍^{ハベ}ると、重^{オモ}庸^{ユウ}に譲^{ユツ}りて讀^{ヨミ}せられしとなん、信^{シン}綱^{ツナ}そをおほへ給^{タマ}へるにや、國^{クニ}く^ニの御^ミ加^カ勢^{セイ}、あまたある中^{ナカ}にて、薩^{サツ}州^{シュウ}の三原左衛門と名^ナざして、軍^{イクサ}令^{レイ}を重^{オモ}庸^{ユウ}に詢^{トナヘ}させられしとの話^{ハナシ}ども、本^{ホン}藩^{ハン}の稗^ハ説^{セツ}に、今^{イマ}あまねく語^{カタ}らひ傳^{ツタ}へれど、貞^{チン}昌^{チャウ}の御^ミ成^{セイ}の記^キなど、信^{シン}綱^{ツナ}らのことハ見^ミへ侍^{ハベ}らず、またその閻^{エノ}老^{ロウ}と為^ナられしも、御^ミ成^{セイ}とハ年^{トシ}合^{アヒ}ハすとなん聞^キおよべり、世^セの教^{ケウ}に害^{ガイ}なきことども、質^{クチ}しおくも益^{エキ}なけれど、古^コ傳^{デン}に泥^{ナツ}むものゝ、為^{タメ}にもあれば、時^{トキ}の實^{ジツ}録^{ロク}など、稽^{ケイ}へまほしくおもふよと、のたまひけるとぞ、よて、僕^{ボク}かの御^ミ成^{セイ}の記^キを覽^ミたるに、貞^{チン}昌^{チャウ}のよろづ何^{ナニ}へるハ、おほかた御^ミ大^{ダイ}老^{ロウ}酒^{シュウ}井^{エイ}忠^{チュウ}世^{セイ}、土^{ツチ}井^{エイ}利^リ勝^{ショウ}にぞありける、寛^{カン}永^{エイ}五^ゴ年の春^{ハル}より御^ミ作^{サク}事^ジなどはじまり、おなじ七^{シチ}年^{ネン}御^ミ成^{セイ}の當^{タウ}日^{ジツ}、おともの列^{レツ}候^{コウ}以下^{イカ}、七^{シチ}五^ゴ三^{サン}の振^フ舞^{マヒ}さへ三^{サン}百^{ヒャク}膳^{テン}ほど、其^{ソノ}

外しるし難しとて、只その何かに携れる人々くら、
 縣官より我藩の士太夫にいたり、名まへも數多ミゆれ
 こと、諸侯には松平伊賀守、藩士にてハ三原市右衛門尉
 ならで、彼の話に似たる名もなし、また信綱は、寛永
 八年御若年寄、武林傳に八十年閣老とあり、また武鑑おなし
 に一番御小姓組御番頭とも見えたり
 十六年御老中とこそ、武鑑にもミゆれバ、傳聞の誤あ
 ること、げに 君の語らせ給ふが如し、されど、南浦
 文集になど、和貞昌公詩、あるハ三原氏左金吾賦、狂
 詩三章、ともミへ、また寛永九年貞昌等江戸よりおこ
 せし書に、しかくの事にて、三原左衛門佐をさし下
 さるとなど見へ、素より貞昌も重庸も文之にまねび、
 詩つくる材などもちつる人にて、島原まへ俱に江戸へ
 詰られける事も、明らか見ゆれば、信綱らと前にい
 へるが如きの會話、御成後にやありて、重庸が才をバ、
 信綱兼て知らせ給へるならん、然あるを末の世にて、
 追記するもの、信綱の閣老となられし年などにはおも
 ひよらで、反て櫻田の事に附會したるならん、兎角年
 月には誤あれど、その事ハあとさきに皆ありてこそ、

かくも世に傳來つらめ、斯る矛盾せし事ども、古ごと
 には、いとおほかりければ、返すくも一概に泥むを、
 誠め給ふも亦むべならずや、

一今としきのえ申の夏、御本宅の傍なる、宅一區を併せ
(文政七年)
 られて、そこへ御隠棲の所を營せられ、新橋の御構よ
 り移らせ給ひ、おほん孫子たちの、朝な夕なかよハせ
 事給ふもやすらげく、今ハ一人にきハ、せ給ひ、ま
 た世のおはなし聞に、まうでくる壮年らも、なほ月
 くにまして、新橋よりハ多かりしとなん、こも亦甥
 の兒玉利器より聞て、かき續ぬ、

一またをりくおはなし聞けるもの、語り、人によて
 間にハ、物ごとの善し悪しを、をのれ獨さしきハめて、
 語らへるもあれど、是はあまりよからぬ事なり、およ
 そ誠に吾が愆を觀つけて、日くその行を勵けるもの
 ハ、世の是非になど、ふかくハ心をとめざるものよ、
 たとへいふとも、亦惟我か短きをかたりて、人の長き
 をのミ語らへり、かの賢きにも一失あり、愚にも一得
 あるならひなれば、若き人々斯く心がけて、泛くも

ろくをバ愛つ、只毎もひとのよきふしをとりて、
師とせられなば、常にをのれに益ありて、人もまた忌
ざらむと、をほく語り示されしとぞ、

一ことし乙酉(文政八年)は、八十まり七とせといふ、世にもいとめ
づらしき御齡にて、なほ臨池の道にも倦せ給ハす、御
手ますくわかう進ませ給へれば、かの本より高きお
ほん名とつれて、脚も翼もなければ、千里の外も馳る
にや、真幸の加久藤に、季安彬の字を
避て改む、か庶屬、世く
士班たるもの二十餘戸ありしが、時く訪きて、多く
ハ 君の高詠親筆を乞得て、何れもをのが屏障を輝さ
んことを、僕に因て願へり、去によて、近頃も願ひを
上げ、短冊廿餘枚を居宅に拜したるに、おつかひせし
田邊林助のいへらく、遠近それく縁を求めて、斯る
ねがひ、或は画讚など、年く增至、去く八十
五の御年は、小箋も二百拾まひにあまりしが、去八十
六のおとしハ、二百四十枚をこへ、今としはいま七月
なるに、はや二百五十枚ばかりもかきつらんと、語ら
せ給ふを承しといひけり、ゆくすゑなほ幾とせ歎、斯

くめでたうか、せ給はん、そハまた追く聞て載侍ら
んと、斯ぞこ、にかき續ぬ、

一おなし乙酉の夏、あらたに脱稿し給ひし、温故成道ち
ふ四巻の編をバ、秋のころ、隣の本田親清が、彼第よ
り還るさにたづきて、近頃の新著なり、つれくんに覽
よと假し給へり、僕もとより雕られん朽木なるに、斯
るお示し、一入ありがたうおほへて、やがて薫誦し侍
るに、近年世の藝術を學もの、纔にその門牆を窺へば、
はや身を老先生のさまに持なし、時く只理屈のミ舌
にまかせて、しかと業をならさぬ先生らの時風で、漸
く技術の世に劣ゆくこと、も、いたく嘆かせられて、
曲藝小技も、皆それくその室家の美を窺ふに至らざ
れば、門牆までにて廢たるとも、などか其妙用あらハ
れんや、妙用は、何れかの冲漠無朕なる太極てふの理
よりして、虚靈不昧の明德は言ふにおよバス、天下に
あらゆる事物の理を窮めざれば、吾か心も明ならし、
明ならざれば、事を處するに天理をはなる、離る、ハ
道にあらず、誠によく吾が明德をあきらめ得れば、自

然と道生る理とも悟給ひて、此編ハ、則もハラカヤウの工夫し給へる頃に、博く轉めおかれし諸説をバ、近頃かくなも撰ミますと見へたり、そハ前にいへるが如きの輩、次第に來哲の業を怠らしめんことを患給ひ、君は斯まで深博に衆物の理を窮め給へども、至道はなほ得られ難きに、今時は、いかなる頓悟のはや徑あれバ、かく先生面の多きぞと、且ハ諷し且ハ謙し、是によりて獨も憤發して、また實に道をバ琢磨するもの、世に出んことを願ひ給ひての御患なるべし、去りてこそ、巻を開けバ、居ながら百家の門を叩きて、それ／＼の師説を一堂に受たる心地すれ、寔に士林の重寶と謂へし、他日、府下追／＼兢ひ寫して、紙の價も増すに至らん、爰にいま君の自序と、橋口教授の跋をのミ抄載して、僕もまた管窺の愚を述べ、讀ものに告ん、此は是れ君の糟粕なり、克く君の活流を汲んとならバ、篇中の説／＼皆實に其事を行ふて、吾と親しくその理を呑こまんとば益あるべからず、今これを砂糖の甘さを知るにたとへん、幾たびも時／＼口

に嘗ざれば、誠の味は知るべからず、こゝにいまだなめざるものあらん、試にそへ砂糖の味を問はんにおほかた推慮して、蜜や餡などの甘さともいふべし、なごて眞の味を知らんや、物ごと皆しかり、吾と口になめてこそ、此ハ蜜なり、彼は餡なり、砂糖ハさとなりと、實にをの／＼其味の異なることを能く知るべし、況や一物の砂糖にすら、白もあり、黒もあり、氷もあり、散もあり、澄もありて、さまざま味もおなじ甘さで、各別なるをや、斯てその親しく嘗るは、實に行ふなり、またその味を品／＼各別にあちハひ知るハ、實に知るなり、ゆへ物を實に知るハ、實にその事を行ハざれば能ハじ、王氏の云へる知行合一の説など此類なり、今君の著篇も、その忠を説給ふが如きハ、實に善く忠を君に竭し、孝の如きハ、實によく親に事へて、皆それ／＼の道を、實に味ハひ知るに至らば、書は意を盡さざるものにて、忠とよミ孝と讀たるまでに、亦た、晤呷の誦声、理屈の空談となるべし、心してミずバ、また君の本意を失ふに至らんと、此に

かくいひ置なり、

温故成道序

夫道之行^レ于世者、則有^レ明有^レ晦、是皆氣運所^レ爲、非^レ人智之所^レ及、然^レ而道原^ニ於天、具^ニ於人心、著^ニ於事物、載^ニ於方策、其道者、原有^ニ太極^ニ而陰陽分、有^ニ陰陽^ニ而五行具、太極^ニ五妙合而人物生、是以人物之生、必稟^ニ此理^ニ、然後有^レ性、必稟^ニ此氣^ニ、有形也、太極之妙、立^ニ乎形氣未^レ具之先、而行^ニ乎氣形已^レ具之内、蓋造化之樞紐、品彙之根柢也、昔者、聖王繼^テ天立^レ極、以^テ道治^ニ天下、所謂欲^レ治^ニ天下、則窮^レ理以明^レ道、以^テ誠達^レ本、理者、形而上之道、生物之本也、氣者、形而下之器也、是以人物之生、必稟^ニ此理^ニ也、稟^ニ此氣^ニ、必有^ニ此天地^ニ、故有^レ人有^レ物、人之所^レ以爲^レ人、天地理、其氣、則其地之氣也、氣積而爲^レ質、性具^レ焉、天之所^レ命^レ人、以^ニ是理本^ニ只善^ニ而無^レ惡也、故太極無^ニ不善^ニ、性亦無^ニ不善^ニ、謂人欲初無^レ體、人生而靜者、天之性也、感^レ物動、性欲也、脩^レ身、平^ニ

9

温古成道跋

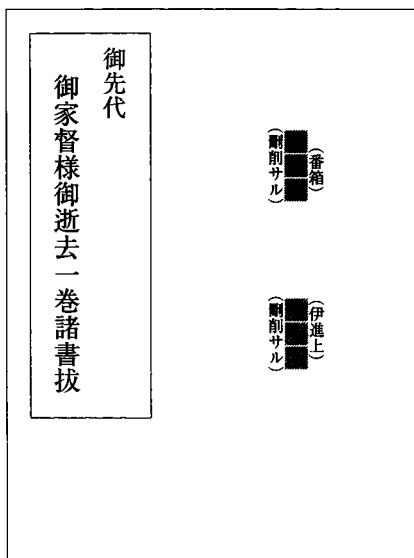
天下、則從^レ性命之本然^ニ也、故欲^レ治^ニ天下、則入^レ德、有^ニ門戶^ニ、由^ニ聖經賢傳^ニ學^レ之、自有^レ進^ニ而有^レ至也、予壯歲、鳥銃之術意、翫^レ之久乎、其宏綱^ノ之大用者、茫然不^レ知所^レ至、今既年老、雖^レ及^ニ八十有餘^ニ、常無^レ忘^ニ于心意^ニ、於是、天地之性氣、且人道之條理、從^ニ前聖^ニ之格言^ニ粗擇^レ之、而成^ニ一編^ニ、名曰^ニ温故成道^ニ、豈^レ爲^ニ他人^ニ一談^ニ、思^レ爲^ニ來裔^ニ之一助^ニ而已矣、于^レ時、文政八年、乙酉林鐘、老隱周山、八十七歲、自執^レ筆而著述、

事物有^ニ本原^ニ、原淵不^レ深、末流不^レ遠、根本不^レ固、枝葉不^レ茂、周山公、博覽書記、該^ニ涉古今^ニ、兼善^ニ武術^ニ、尤研^ニ精統術^ニ、窮^ニ其奧妙^ニ、遂悟^ニ事物萬殊^ニ、理則一貫^ニ也、患^ニ三世之學^ニ、藝者差^レ本謬^レ末者、比々終無^レ所^レ得、欲^レ令^レ人知^ニ萬事之本原^ニ、而不^レ迷^ニ中衢^ニ、乃取^ニ周子之言^ニ、論^ニ陰陽造化之妙^ニ、凡人事之始、至^ニ曲藝小技之事^ニ、細大不舍、記^ニ其本原^ニ、其書多以^ニ三國

字^ニ且^レ釋^ニ古語今言之異同^一、欲^シ令^テ人無^レ誤^リ言失^レ意^ヲ、
其書名^レ之^ヲ、曰^ク温古成道^一、編撰^シ之^ヲ、說具^ニ自序^一、令^テ二
跋^セ之^ヲ、二、謹閱^レ之^ヲ、乃知^ニ用心之勤^一、益^シ人^ノ大^ニ也、
也、嗚呼、公族之貴、富饒之家、肥^ニ遯^一菟裘^一、年已八
十七矣、雖^レ何求^レ不^レ得、世味淡薄、平居如^ニ寒士^一、唯
以^テ育^ル才^ヲ為^レ樂、著述^ヲ為^レ務、與^ト下^ノ世之富貴縱逸欲玩^ニ
憫^一、歲月者^上、豈不^ニ霄壤^一哉、因欲^ニ以告^ニ讀者^一、謹所^レ聞^ニ
先師^一曰、人受^ニ天地之氣^一以生、而得^テ所^ニ以^レ為^レ氣之
理^上、以^レ為^レ性^ト、心知魂魄耳目鼻口四支之用、無^ニ適^一而
非^ニ天地之氣之理^一、是故身非^レ身也、親之枝也、人非^レ
人也、天而小者也、敬^ル身^ヲ、所^ニ以^レ敬^ニ親^一與^レ天也、雖^レ
曲藝小技^ノ之者^ト、以^テ敬^ニ身^一為^ニ學之本^一、久^レ之而不^レ倦^マ、
庶^ニ乎克^レ終^一不^レ負^レ初^矣、詩曰、靡^レ不^レ有^レ初、鮮^ニ克^一
有^レ終[、]敬者、所^ニ以^レ克^レ終^一、所^ニ以^レ深^ニ固^一、本原^一
也、蓋^シ公之意亦在^ニ于此^一、云^レ爾、文政八年、乙酉六
月、橋口璉謹識、

御先代御家督様御逝去一卷諸書拔

(表紙)



(中表紙)

「 巳二月匆卒集置、為

自分覺なり、尤

御先代

御家督様御逝去一卷諸書拔

他見可深秘之事、

伊地知季安



御逝去一卷拔集

伊地知氏秘本

1 伊勢紹易貞興御用萬留拔書

寛延二年巳

一 太守様五月廿三日御機嫌能被遊御着城、天氣晴天ニ而御座候、

一 太守様御下り御道中より、少し御むくミ有之、御着城已後より漸々御むくミまし、御機嫌御すくれ不被遊、其内兩度尾畑御飯屋江御入有之候、御犬へ豚共御くハせ御慰有之候、然共漸々御むくミまし、何方江茂御出無之、然処ニ御病氣御大切ニ被遊御成候、然者七月七日四ツ過、被遊御死去候へ共、御同篇と申傳へ、同日与中之面々奉伺御機嫌候、左候処ニ同十日、北郷權八殿宅江早々与中之面々御用有之由御觸奉承知、罷出御用之儀承候へハ、被仰渡候趣、太守様御養生段々被遊候得共不相叶、御繼目嶋津兵庫殿御願有之候、諸士へ被仰渡候段承置候、

一 太守様御死去ニ付御禁断之儀者、諸士五拾日月代不仕、

覚

足輕・御中間同前、町人・又もの・百姓ハ不及其儀ニ候、諸商賣之儀者七日、普請三拾日、山野殺生遊山か間敷儀ハ五拾日ニ而御座候、

一御年式拾御二才ニ而被成御座、御弓馬・御鉄炮被遊御稽古、諸士末々百姓類迄、國中ゆたかに罷成候様ニ御氣被付御世話被遊候、然者三ヶ國中難有思ひ、御礼見ン申に不及候、左候得ハ、御死去被遊、世上男女共乍憚明暮噂奉申、泪ニ而暮申候、以上、

寛延二年巳七月十一日

一太守様御法名慈徳院俊巖良英大居士と申上候、

一七月十三日夜戌亥之刻、福昌寺へ御本丸より御移被遊候、諸士御供申上候、(余信)一慈徳院様七月十五日之夜四

ツより九ツ之「自是下切ナシ」

慈徳院様御逝去一卷帳之内抜書

覚

御代継之御祭文、御葬送之夜被差上候儀、古来より之御旧式ニ御座候、御嫡子御座候時者、御嫡子より被差上事候得共、此節之儀者、御定被成候御嫡子茂無之、

嶋津兵庫殿御家督御相續御願被仰上候、然共 公義より何分与 仰出無之内者、御家督御相續之御嫡子同前ニ者御祭文難被差上候、左候得者、御葬送前以御祭文無之候而者、御旧式茂相欠候ニ付、御亡者様ニ茂御不足可被思召哉と乍憚奉存候、然者此節之儀福昌寺被(辯門和池)

申出候通、御連枝中より之御祭文ニ而、文章之内不肖之弟等と書記、御代継御祭文之代ニ被差上可然儀与私

共吟味仕候、以上、

(寛延二年) 巳七月十日

(本田親方) 七
(安藤茂真) 左
(川上親央) 平

御代継御祭文被差上、御代之御太刀御持せ被成候儀ニ付、嶋津兵庫殿御事、御家督御相續之仰出無之候故、

御代繼之御祭文者、御連枝中より之御祭文ニ而、文章之内不肖之弟等与書記、御代繼御祭文之代ニ可被差上事ニ候、御代之御太刀之儀者、此節御名代与申筋ニ而者無之欵与相考、御代之御太刀無之候而者、御家御代々様御葬送之旧式相欠申候故、御代之御太刀茂御持せ可被成儀与吟味書差上候処ニ、御祭文者御連枝中より被差上、御代之御太刀御持せ被成候而者、不相并様相見得申候、此節者御名代之節ニ而候哉、御名代与申ニ而者無之候哉、又々得与吟味仕可申出旨被仰渡、左之通御座候、

一兵庫殿御事、慈徳院様御存生之節、御假養子被仰上置、御家督御相續御願茂御存生之内為被究置儀ニ御座候、右通御存生内被究置候時者、於御家中者御家御家督御相續無御別条儀与皆共ニ奉存筈ニ而、いまた公義御免無之迄ニ御坐候、

一御代繼之御祭文、御代之御太刀之儀、御代々様御葬送之旧式ニ而御座候、相欠申候而者、此節慈徳院様御葬送御不足可被思召上哉与乍憚奉存候、

203

覺

一^(綱長)大玄院様御葬送之節者、^(古典)淨國院様御家督ニ而江戸へ

被成御座候故、御名代先嶋津玄蕃殿へ被仰付、御名代

之事ニ候故、御代之御太刀持者相欠申候、此節之儀者

御主無之候得者、御名代与申ニ而者無御座候、

右之通ニ御座候、兵庫殿御事、公義御免無之内ハ

公義向之儀者御遠慮可有之事候得共、御葬送一巻之儀、

公義向江相掛儀ニ而者無之、御家御旧式之事ニ御座

候、御旧式相欠申候而者、如何事ニ奉存候、兵庫殿

御事、慈徳院様御存生之内、御家御相續与被究置、

於御家中茂其通奉存候へハ、御名代与申ニ而者無之候

間、御代繼之御祭文兵庫殿より被差上、御代之御太刀

茂御持せ被成候而茂何そ差障儀者御座有間敷儀与、乍

推參吟味仕候、此上何れ之筋ニ茂御吟味次第奉存候、

^(寛延二年)巳七月十二日 七 「本田七右衛門」

左 「安藤左平次」

平 「川上平右衛門」

也

大玄院様御遺躰御葬送之節者、 淨國院様御家督ニ而

江戸江被成御座、為御名代、 御位牌先嶋津玄蕃殿被為

奉守候ニ付、御名代ニ而候故、御代之御太刀持者相欠

申候与相見得申候、此節者御家督御相續之御方茂無之、

嶋津兵庫殿、太守様御存生之内、御假養子被仰上置、

御逝去為被遊儀ニ候、右御假養子之筋を以、此節御家

督御相續御願為被仰上与乍憚奉存候、然者此節御葬送

之節者、兵庫殿御位牌被為奉守筭与奉存候、左候得者、

大玄院様御葬送之節、御名代御位牌被為奉守候与者訊

茂相替、御名代与申筋ニ而者無之欵与相考申候、右次

第御座候得者、御代之御太刀無之候而者、 御家御代

ノ様御葬送之旧式相欠申候、此節之儀、御家御旧式之

通御代之御太刀茂御持せ被成候而茂、何ぞ差支申儀者

有御座間敷儀与私共吟味仕候、乍然御吟味次第奉存候、

以上、

(寛延二年)

巳七月十一日

七

左

平

2の4

覚

御家御先祖様御葬送之節、家筋ニ付役者相勤候人数、

左之通御座候、

一御棺 前 嶋津左殿家

後 嶋津筑後家

但寛陽院様御葬送之節者、佐多左・嶋津權十郎被相

勤候、 淨國院様御葬送之節者、嶋津左殿江戸詰

故、名代新納四郎、嶋津筑後病氣ニ付、名代北郷

權八被相勤候、

一御太刀

但寛陽院様御葬送之節、本田熊之助相勤候、

淨國院様御葬送之節、本田次郎右衛門相勤候、

一御葬馬 忝正

但寛陽院様御葬送之節、左梶原平右衛門、右梶原主

水相勤候、

一同 忝正

但左梶原善左衛門、右蒲生衆中梶原清兵衛相勤候、

右 淨國院様御葬送之節者、御葬馬忝正ニ而候、

左梶原善助、右蒲生衆中梶原清左衛門相勤候、

淨國院様御代、同所衆中長野六右衛門相勤候、

一御燈爐 四ツ

一御花瓶

但寛陽院様御代者、木藤平右衛門・木藤長左衛門・

但寛陽院様御代、財部衆中長野三郎兵衛相勤、

木藤庄左衛門・木藤四郎兵衛相勤候、 淨國院様

淨國院様御代、同所衆中長野助七相勤候、

御代木藤次右衛門・木藤休五郎・木藤彦七・木藤

一御燭臺

七右衛門相勤候、

但寛陽院様御代、出水衆中長野仲右衛門相勤、

一御幢 四本

一下炬松明 右受卓

但寛陽院様御代者、中村堅助・中村勘右衛門・串良

但寛陽院様御代、末吉衆中長野覚右衛門相勤、

衆中中村孫兵衛・中村新助相勤候、

淨國院様御代、谷山衆中長野次兵衛相勤候、

淨國院様御代者、中村與太夫・中村勘右衛門・中

一御茶湯提子

村孫右衛門・中村東之坊相勤候、

但寛陽院様御代、長野庄兵衛相勤、

一御香爐 御香合

淨國院様御代、長野善右衛門相勤候、

但寛陽院様 淨國院様御兩代共ニ、指宿衆中長野筑

一御天蓋

右衛門相勤候、

但寛陽院様 淨國院様御兩代共ニ、猿渡勘左衛門家

一御茶碗 御茶入 御茶洗 御茶杓

相勤候、

但右同断、指宿衆中長野市左衛門相勤候、

一御湯碗 御湯入 御さし

但寛陽院様御代、指宿衆中長野六左衛門相勤、

一大玄院様御遺躰様御葬送之節、

「慈徳公也」
太守様御續之次第、左之通御座候、

一御母堂
〔浄岸君〕
竹姫君様
〔宥邦公也〕

一御父
御香呂谷豊左衛門女一妙心院夫人也
御家臣江田五兵衛女
隅州様

一御實母
於嘉久様
一會祖母
阿部伊豫守様
信證院様

一御妹
〔真念院様也〕
菊姫様
一御叔母之續
御母堂
〔静山老也〕

一御従弟之續
阿部伊豫守様
一御叔父
〔忠記〕
嶋津備中殿

一御叔母
嶋津大学室
一御叔父
嶋津周防殿

一御叔父
嶋津圖書殿
一御叔母
於徳様

一御叔父
嶋津玄蕃殿
一御叔母
於民殿

一御叔父
嶋津三次郎殿
一御叔父
小松安之助殿

一御叔母
於供殿
一御妹
樺山七郎室

一御弟
嶋津兵庫殿
一御妹
肝付彈正忠室

一御妹
嶋津市太夫室
一御弟
嶋津空殿

一御弟
入来院石見殿
一御甥
嶋津善次郎殿
〔三位公也〕

一御姪
肝付彈正娘
一御従弟
末川織衛
〔周山老ナリ〕

一御従弟
〔先久馬殿也〕
末川文九郎
一御従弟
嶋津權五郎
〔先登殿也〕

一右同
末川七之進
一右同
末川彦十郎

一右同
嶋津備中殿娘
女子四人
一右同
嶋津千次郎

一御棺守
〔前懸〕佐多家
〔後懸〕北郷家
〔島津伊豆忠置〕
一御太刀持
本田家
卷人

一御天蓋持
猿渡家卷人
〔信勝也〕
一御香爐持
長野家
〔茶碗〕
長野市左工門祐祐
〔香口〕
長野只祐指宿
〔同六左工門祐長指宿花瓶長野三郎兵衛祐康士〕
木藤家
四人

一御幟持
中村家四人
一御燈爐持
〔燭臺同半左工門祐良出水鉄同余一兵衛祐亮谷山茶湯提子八同正兵衛祐定〕
〔梶原平右工門景根、梶原仁右工門景白〕
〔梶原善左工門景昌、梶原清五左工門景好蒲生〕
〔梶原善左工門景昌、梶原清五左工門景好蒲生〕

一御葬馬式疋
口附
梶原家
四人
〔梶原平右工門景根、梶原仁右工門景白〕
〔梶原善左工門景昌、梶原清五左工門景好蒲生〕

右者 寛陽院様 浄國院様御葬儀之節、役者名書右
之通ニ御座候、右子孫當分何某与申候哉、當座ニハ
難相糺御座候、與所又者其所地頭ニ被仰渡候ハ、
相知可申候、大玄院様御代相勤候名書、一卷帳ニ
不相見得、右之通頭書迄ニ而御座候、

右御用ニ付、帳面見合書記差出申候、以上、

〔寛延〕巳
七月十六日

左
平

一右同 嶋津大学娘

女子三人

一御伯父御實母方

洪谷喜三左衛門

一御從弟御實母方

洪谷喜藤太

一右同御實母方

洪谷喜藤次

一右同御實母方

洪谷弁助

一右同御實母方 洪谷源助

一右同御實母方 女子壹人

右書付差上申候、以上、

(寛延二年)

巳七月八日

七 「本田七右衛門」

左 「安藤左平次」

平 「川上平右衛門」

覚

太守様江御續御忌掛り、左之通ニ御座候、

一御嫡子之御忌

竹姫君様

一右同断

隅州様

一御末子之御忌

於嘉久様

但太守様御事、竹姫君様御猶子ニ被仰出候、然者服

忌令之内、養子之場ニ相見得候者、家督与相定ル

時ハ嫡子ニ同し、其外之養子ハ定式之服忌可有之、

實方之父母者末子ニ可準与有之候、此儀を以於嘉

久様御事、御末子之服忌ニ御受可被成儀与吟味仕

候、於嘉久様御事、御嫡子定式之御服忌御受被成

候ハ、洪谷喜三左衛門事、御甥之服忌受之、右

子共ハ御從弟之服忌受申筈ニ御座候、

一御會孫之御忌 信證院様

但浄國院様御逝去之節、御嫡子定式之御服忌被成御

受候、左候得者、信證院様御事、御會孫定式之御

服忌御受可被成儀与吟味仕候、

一御兄之御忌 菊姫様

一御甥之御忌 阿部伊豫守様御母堂

一御從弟之御忌 阿部伊豫守様

一御甥之御忌 於巖殿

一右同断 嶋津周防殿

但浄國院様御二男ニ御取立、越前家兼帯被仰付候付、

靈龍院様御逝去之節、御嫡母定式之御服忌被為受

候、左候得者、此節御甥定式之服忌可被為受と吟

味仕候、

一 御甥之御忌

於德様

(寛延二年)
忌七月九日
(44)

七

一 右同断

於民様

左

一 右同断

鳴津三次郎殿

平

但淨國院様御三男家和泉家兼帯、諸事周防殿同前ニ

被仰付候、左候得者、此節周防殿同前ニ御甥之服

忌可被為受儀与吟味仕候、

姫君様

覚

一 右同断

於供殿

一 御兄之御忌

於貞殿

菊姫様

一 御兄半減之御忌

鳴津兵庫殿

一 御兄之御忌

於鐘殿

近衛右府様

阿部伊豫守様

一 右同断

於鉄殿

一 御兄半減之御忌

鳴津空殿

松平越中守様

平松三位様

一 御兄半減之御忌

入来院石見殿

一 御伯父半減之御忌

鳴津善次郎殿

交野李頭様

石井少納言様

一 御伯父之御忌肝付彈正娘

女子式人

一 御従弟之御忌

鳴津千次郎

於德様

一 御従弟之御忌嶋津大学娘

女子三人

於嘉久様

於民殿

右、月番御用人戸田傳五郎申談相糺候趣、如斯御座

候、此外御身近キ人御座候得共、他家養子ニ被為成、

御忌掛り不申候、以上、

於貞殿

於鐘殿

於鉄殿

嶋津周防殿「忠紀」

於寧

嶋津兵庫殿「円徳公」

於村

嶋津玄蕃殿「美作殿」

於はる

嶋津大学

於英

嶋津圖書殿

右、御逝去以後御遺物被進被下候、

嶋津李殿

信證院様

入来院主馬殿

於榮様

小松安之助殿「因幡殿」

嶋津大学亡父

於巖殿「花園」

嶋津權五郎「前ノ登殿」

嶋津周防殿

於銀

嶋津備中殿「静山老」

末川織衛「周山老」

嶋津仁十郎殿「久福」

於袈裟

阿部伊豫守様

末川文九郎「川上久馬殿」

右之奥方様「おき代」

末川七之進

松平越中守様御方ニ而
慈照院様

於くん「三田」

松平隱岐守様

於長

水野壱岐守様

末川彦十郎「吉利」

柳生飛驒守様

嶋津仙次郎

嶋津加賀守様

松平大膳太夫様御方

長壽院様

平松夕か様

右、御隠居之節品物被進候付、御遺物不及候、

〔朱力キ〕

本文 浄國院様御隠居又ハ御逝去以後御遺物被下候御

人数書ニ而候、今度 慈徳院様御逝去ニ付、御遺物被

進被下候儀、本文之通ニ茂可有之候哉、又ハ相替儀茂

可有之候哉、吟味仕可申上旨被仰渡候、

一 本文御書付ニ而者、重立候御方ニ様并御子・御孫・御

兄弟・御掣迄ニ御遺物被進被下候与相見得申候、

一 京・江戸御由緒有之御方ニ様、是又御遺物被進候与相

見得申候、

一 故嶋津兵庫殿御事者、 浄國院様御叔父ニ而候処ニ、

御遺物被進候名書相見得不申候、

一 嶋津監物・桂太郎兵衛・村橋左膳妻・町田郷九郎・嶋

津主水等、 浄國院様御甥姪ニ而候得共、是又御遺物

被下候名書相見得不申候、

右ヶ条之通ニ御座候得者、御叔父母・御甥姪又ハ御

從弟等ニ者御遺物被下候名書相見得不申候、然者此

208

節 慈徳院様御遺物茂、右例を以御叔父・御甥姪又

者御從弟之人数ニ者、御遺物ニ及申間敷哉与私共吟

味仕候、且又京・江戸御由緒之御方ニ様ニ者、 浄

國院様御代之通ニ被仰付、左候而、本文御名書外

慈徳院様御為ニ無據御由緒之御方ニ様江茂、御遺物

可被進儀ニ奉存候、乍然御吟味次第奉存候、以上、

〔寛延二年〕

巳十月廿四日

新 〔本田新右衛門〕

左 〔安藤左平次〕

平 〔川上平右衛門〕

覚

慈徳院様御遺物被進被下候儀ニ付、吟味書差上候処ニ、

慈徳院様御為無據御由緒之御方ニ様、御人数相糺可申

上旨被仰渡、左之通ニ茂可有御座哉与私共吟味仕候、

一 姫君様 一 隅州様 一 菊姫様 一 信證院様

一 於榮様 但御大叔母之御續ニ候得共、格別之事候間、

御遺物可被進方ニ茂可有御座候哉、

一 於嘉久様

一 於貞殿

一 於鐘殿

一 於鉄殿

一 嶋津李殿

一 近衛右府様

但御代々様御由緒之記を以御遺物可被進儀与奉存候、

一 平松三位様

一 交野李様

一 石井少納言様

但右三人之儀者 陽和院様御為御由緒之記有之候得

共、 慈徳院様ニ者遠キ御由緒ニ罷成候、 然共於

京都 御家之儀ニ付而者、 諸事御頼被成儀多々有

之候、 右ニ付而御遺物可被進儀与奉存候、

一尾張中納言様(徳川宗勝)

但此程迄御舅様ニ而候、 右之記ニ而、 御遺物被進方

ニ茂可有御坐哉、 右御由緒を以者、 中将様御兄

弟近衛御簾中様迄茂被進方ニ茂可有御座哉、 ケ様

成儀茂存寄候付、 別紙之通 慈徳院様御為無據御

由緒与申上候、

一 松平修理大夫様

但右菊姫様御由緒を以御遺物可被進儀も可有御座候

哉、

一 於喜代様

但御叔母之御續ニ候得共、 表立格別之事候ニ付御遺

物可被進与奉存候、

一 阿部伊豫守様

一 但御從弟之御續、

一 松平越中守様

一 但御從弟違之御續、

一 柳生備前守様

一 但右同断、

一 右御五人、 表立格別之儀ニ御座候間、 御遺物可被進

儀与奉存候、

一 嶋津加賀守様

一 右、 格別之事候付、 御遺物可被進儀与奉存候、

一 松平大膳太夫様御方 長壽院様

一 松平越中守様御方 慈照院様

但御二從弟之御續、

但當越中守様御曾祖母

二而候、

右御兩人、慈徳院様御代迄御音信贈答為有之儀ニ

付而者、表立格別之事候付、御遺物可被進ニ而茂可

有之御坐候哉、

瑞仙院様御樓様
法林院様

右御同人様御舎弟
松平大膳太夫様

右瑞仙院様御由緒を以者、御遺物可被進力儀ニ茂可有

御座候哉、

右之通可被仰付哉与奉存候、乍然御付届方ニ付而

者、私共無案内ニ御座候間、御使番方江委調方可

被仰付儀与奉存候、此外 淨國院様御代御由緒を

以被進被下候人数、別番之通ニ御座候得共、

慈徳院様御遺物ニ者及申間敷儀与奉存候、先私共

存寄候趣如此御坐候、以上、

〔寛延二年〕
巳十月廿六日

新 〔本田新右衛門〕

左 〔安藤左平次〕

平 〔川上平右衛門〕

2の9 覚

大玄院様御葬禮御中陰方日帳拔書

※宮内源内事、御鷹を箱ニ入、自分葬衣并右鷹入候箱ニ茂

葬衣着せ、緒を付候而首ニ掛、修行門と菩提門との角、

垣内ニ立候而罷居、闔屋江 御棺御直り候節者か、ミ居、

御引導相濟迄ハ罷居候而、何れ茂退出之節、垣外ニ罷出、

寛陽院様御灰塚之前之邊ニ而放候事、

右之通相見得申候、此外 御先祖様御葬送之節、御鷹

御居させ被成候儀相知不申候、然共 大玄院様御事

御家督内御逝去被遊、御鷹御居させ被成候、此節之儀

茂 御家督内 御逝去為被遊御事ニ御座候得者、大

玄院様御葬送之通、此節茂御鷹御居させ可被成候哉与

奉存候、以上、

〔寛延二年〕
巳七月十七日

左

平

※(行間)

〔宝永元年甲申九月十九日、 淨國公薩ヨリ未冠御参府ニテ暫

御對顔、同日未下冠 大玄公御逝去、年五十五、御法号 大

2の10

○御門牌草書

玄院殿昌道元新大居士、二十七日曉天、御遺鉢江戸御立、大圓寺強盛和尚、鹿府安養院盛壽法印、御家老川上式部久重、御用人野村鉄心廣貫太左エ門コト・諏方市右エ門兼秩等扈從、十一月之十月二十日戌時、鹿府福昌寺ニ御着ニテ御所間ニ御安體也、右ノ九月ハ大ノ月ナレハ、凡ソ二十四日目ニ御着アリシナラン、翌二年四月六日、御遺髮高野御登山ニ御立、大乘院前住覺雲等從之、此時御遺鉢御下向ノコトハ、時任妙覺院カ日記ニ詳也、御病中ノコトハ、和田平七日記ニ詳也、泰清公同断ノ時ハ、諏方兼郷・竹内助市等日記ニモアリ

○高野山御石塔之銘

享保十三年戊申六月十三日産於江府
故大中大夫羽林中郎將薩隅日三國兼領琉球國源公宗信靈塔

又

慈徳院殿俊巖良英大居士
襲家兄之封為追薦從四位下左近衛少將源朝臣重年建立焉
寛延二年己巳七月十日卒於薩府

○御石燈籠之銘

奉寄進石燈籠兩基

紀州高野山

慈徳院殿

尊前

寛延三年庚午(⑥)月 日

薩隅日三國主兼領琉球國從四位下左近衛少將源朝臣重年建

(本記事ハ「旧記雜錄追録五」七七七号トホボ同文ナリ)

三年庚午四月十九日、慈徳君御遺髮鹿府御発駕、二十三日

向田ニ御乗船、五月朔日卯中尅川口出船、晦日晡時大坂川口

ニ御着船、六月朔日日中御邸ニ御着、九日大坂ヲ発シ、十一

日ノ日中ニ高野蓮光院(金之)ニ御着、十三日晡時奥院ニ奉納、十四

日日出ニ供奉ノ衆高野ヲ発シ、十五日黄昏大坂ニ到ルコト、

伊勢九郎八貞矩日記ニ見ヘタリ、

2の11

覺

一 寛陽院様御葬禮之節御代之御太刀持 本田次郎左衛門

一 淨國院様右同断

本田新次郎

家へ被仰付候、

一 慈徳院様右同断

右同人

一 大玄院様御葬禮之節ハ、淨國院様江戸江被遊御座、

一 大玄院様御葬禮之節、御名代先嶋津玄蕃殿被為奉守候付、御名

為御名代 御位牌先之嶋津玄蕃殿被為奉守候付、御名

代ニ而候故、御代之御太刀持者相欠申候与相見得申候、

一 淨國院様御葬禮之節者、慈徳院様御在國ニ而、御

田作左衛門より被申出候、右次第故、此節 圓徳院様

自身 御位牌被遊御守候故、御代之御太刀持本田嫡家

代之御太刀持無御座候事、

へ被仰付候、

但御亡者之御太刀持ハ御代々様有之、是ハ本田家庶

一 慈徳院様御葬禮之節、圓徳院様御事 慈徳院様御存

流本田六右衛門家より相勤来候、右差支候節ハ庶

生之内御假養子被仰上置候故を以、御家督御相續之儀

流之内より吟味之上相勤候也、

茂御願被仰上、未 公義御免無之迄ニ而御座候、然者

覚

大玄院様御葬禮之節、御名代先之嶋津玄蕃殿被為勤候、

大玄院様御葬禮之節、御名代ニ而 御位牌被為奉守候

其節御代之御太刀、本田嫡家江為御持被成候儀、寺社

与者訳茂相替、御名代与申筋ニ而者無之与相考申候、

方帳内ニ不相見得候、此節之儀何様可被仰付哉、致吟

右之次第第二御座候へハ、御代之御太刀持無之候而者

味可申上旨被仰渡、左之通御座候、

御家御代々様御葬送之旧式相欠申候段、當座より吟味

一 寛陽院様御葬禮之節、大玄院様御在國ニ而、御自

仕申上候処ニ、御代之御太刀持本田嫡家へ被仰付候、

身ニ 御位牌被遊御守候ニ付、御代之御太刀持本田嫡

右之通ニ御座候得者、此度者 又三郎様江戸江被遊

御座候故、圓徳院様御葬禮之節、御位牌御名代

ニ而可被為奉守与乍懼相考申候、左候得者、大玄

院様御葬礼之節、玄蕃殿御名代被為相勤候節之通、
御代之御太刀持ハ無之筈与吟味仕候、此段申上候、
以上、

寶曆五年亥七月廿五日

安「安藤左平次」

吉「吉田用右衛門」
吉調之

一宝曆五亥六月十六日、圓徳公御年二十七芝郎ニテ御逝去、

翌十七日御家老義岡相馬久中ヨリ諏方甚兵衛取次ニテ、中通

御目付伊勢九郎八貞皎・町田幸太郎實(マ) 兩人ニ 御遺躰御下

國係リ仰付ラレ、行列直横目谷元兵右エ門・肥後五郎ニ仰付

ラレ、二十七日 御遺躰江戸大圓寺御発棺ニテ、東海・美濃・

中國・九州ノ四道ヲ經テ、八月十八日福昌寺ニ御着也、五十

余日ニ御着アリシナラン、

池田園右衛門貞厚入道養拙日帳抜書

一元禄七年甲戌の年、
中將様御機嫌被遊御快然候、為(光久)

※ 御祝罷出候ほどの諸士、御下屋敷於物奉行所御料理被
下候、御書院ニ而被下候衆ハ、嶋縫殿様・新四郎左衛

門殿・伊集院遠江殿・島主計殿、御用人衆三人、吟味
衆三人、御納戸衆・御近習衆・我等、西監物殿ニ而候、
佐豊前様ハ御亭主振御名代ニ而候、村田為左衛門殿・
向井市之丞殿被相付、御小姓配膳ニ而被下候、

一 同年十一月十二日、中將様御機嫌御勝れ不被遊候ニ付、
罷出相詰候、其内毎日毎夜罷出相詰候、

一 大守様(編註)より廿九日九ツ時分、碓山次右衛門殿御取次ニ

而被仰出候ハ、 中將様御機嫌追日頼すくなく被成御

座候、近日中ニ茂無心元醫者衆申上候付、別而御念遣

ニ被思召上候、萬一いか様之儀茂被成御座候ハ、御

側江付居候女中衆ハ、早速奥へ引取らせ可被遊候間、

平山久馬・碓山次右衛門・芦谷藏之丞・森川傳八・野

田勘兵衛・我等・平山五郎右衛門・加世田諸兵衛・河

野河之丞・新納友右衛門・磯永三之丞・田中雲右衛門

右名衆早速御側江参り、御跡取認め御番可相勤の旨被

仰渡候、各及落涙候、 八ツ過より漸々御よハリ

被遊、七ツ半時ニ御逝去、然者 大守様并御子様御参

り、御付添被成御座候、御近所邊ニ相詰候衆ハ不及申、

表方外様之衆迄奉落涙絶言語候、右ニ付被仰付置候十

二人御側江参り、御遺躰奉取認メ御番相勤、互ニ落涙

無申計候、

一十二月朔日、向井市之丞殿御取次ニ而、今晚福昌寺へ

御遺躰被遊御越候間、御駕籠廻りの御供、中途茂念を

入(可力)□申の旨被仰付候ニ付奉長候、且亦彼寺江被遊御座

候内、如此中隔日ニ御番可相勤之旨、御両老より被仰

付奉得其意候、夜入六ッ過、御遺躰様出御、御供

之次第御存生之通り、十二月三日、御遺躰被遊御行水

御内棺、且亦御書付ニ而被仰渡候ハ、御遺躰被遊御座

候御座の入口為押、兩人ツ、申合、朝より晚日暮迄可

相勤之旨、御差圖之由ニ付奉長候、

一十二月廿八日 御葬禮如法、
「イ十九日トモアリ」

※(頭注)

「加久藤付郷士伊地知秀□坊カ覚カキニ、元禄七甲戌年十一

月廿六日ヨリ雪降始テ、同十二月十二日迄雪降申候、右今

不覺大雪之由、老人抔申候、此間ニ一日モ晴天ハ無御座候、

十一月廿九日ニ 光久公□御逝去被遊、十二月十九日ニ御

葬禮被遊候」

○十一月二十九日申日未逝去、享年七十九、法號 寬陽

院殿泰雲慈温大居士、十二月朔日黄昏、殯于福昌寺、

府下ノ士衆咸供奉、十九日葬禮、葬馬二匹、梶原平

右工門景根・梶原主水景張率其一疋、梶原善左工門景

昌・梶原清兵衛景行蒲生率其一、燈籠木藤平右工門武

普・木藤長左工門武規・木藤庄左工門武矩・木藤四郎

兵衛武美、(旗)中村監物義知・中村勘右工門友將・中村

孫兵衛住昌申良・中村新助兼次、香爐香合長野筑右衛

門秀祐指宿・長野市左工門祐脩同・長野六右工門祐長

上、花瓶長野三郎兵衛祐康財部、燭臺長野仲右工門祐

成出水、下炬松明受長野覺右衛門祐相末吉、茶湯提子長

野庄兵衛祐定各持之、以上皆嗣君綱貴公持神主列于棺

前、自寺客殿至葬場道佐多棺前轅佐多奎久武、後轅島津

權十郎忠置昇之、本田熊之助親信持太刀、鎌田四郎右

衛門政親持刀列左、平田九郎右工門純旨持脇刀列右、

政親・純旨以御、猿渡新右衛門信勝捧天蓋、自親信至信勝亦皆剃髮、是皆

依舊式、其各為胄者所關之諸役也、

○八年乙亥六月五日、奉 先君遺骨赴紀州高野山、家老
鳥津縫殿久當為之宰、又鳥津大藏久明以公子故從之、
他公子不能悉從也、御用人村田伊左エ門經智亦從云、

池田養拙日記

一元祿八年亥の夏、 御遺骨様高野御登山ニ付、御供□
願口上書、二月九日指出入、

元祿八年亥三月九日、御用ニ付罷出候処ニ、村田為左
衛門殿より被仰渡候ハ、 寛陽院様今度高野御登山ニ
付、騎馬賦ニ而御供被仰付候、四月上旬御當地被遊御
立候間、其心得ニ而内々仕廻可罷居候、騎馬賦ニ而候
得共、高野之儀乗馬引せ申ニハ不及候間、馬賦ハ不被
下候間、左様ニ可相心得旨被仰渡候、且亦於高野剃髮
仕、往々其姿ニ而罷居度之由、内々願申上置候、御立
前達 貴聞、高野ニ而之勤相濟候已後、願之通剃髮可
仕候、往々之儀ハ重而可被相伺候、其節何分可被仰出
之旨 御意候間、可被得其意之旨被仰渡候ニ付、先以

御供之儀、内々大望ニ奉存候処ニ、首尾能被仰出、別
而大慶ニ奉存候、殊ニ彼山ニ而剃髮之儀も、如願被遊
御免、重疊難有仕合ニ奉存候、此旨成合候様ニ御礼被
仰上可被下候由申上、則御帳ニ判形仕候、

一同六月五日、御遺骨被遊御發駕候、御供仕罷立候、

同六月廿二日、高野山勤方旁相仕舞候て、則剃髮仕、

晒帷子ニ一徳致着用候而、御両所様へ御礼申上候、為

左衛門殿へも同断、

一八ツ時分御靈骨連(連)金院出御、奥院御石塔江奉納、御供
之式方、 同廿五日高野山御暇、七月十五日ニ御供之
御両所様何れも御着、 七月廿八日、於御城ニ村田為
左衛門殿御取次ニ而、縫殿殿より被仰渡候ハ、私儀最
前高野御供願申候刻、於彼山ニ剃髮仕、往々其姿ニ而
罷居申度由奉願所ニ達貴聞、被遊御免候、已来之儀ハ
重而伺之節可被仰出候付其旨被仰渡、高野山ニ而剃髮
候ニ付、已来之儀大坂より又々御伺被成候処ニ、弥願
之通り被遊御免候旨被仰渡候、誠以前より奉願候通
一事茂無滯首尾能被仰渡、重疊難有仕合ニ奉存候、御

禮之儀成合候様ニ被仰上可被下旨申上候、

一同十二月三日、美代市之進殿被罷下候付、陽和院様

より御頭巾一拜領、寒氣之時分ニ而候間、これをかつ

き御寺参り茂仕様御意、別而難有頂戴、

5 一伊地知勝左衛門琉球江御竿打渡海日記へ(重房) 竜伯様御逝(義久)

去之御左右相知候事見得候、左之通、

五月七日、宮古嶋出船いたし、同九日酉刻、氣良間赤(慶長十六年)

津へ参着候、五月十日、琉球那覇之津江着船候折節、

丸木船を漕向る、遠矢吉右衛門殿被申候は、甫年廿一

日、竜伯様御逝去被成候と被仰候得者、情もしらぬ

か子(水主)已下ニ到迄物言人もなく、涙をなかし迷惑之姿ニ

而ふなおり申候、数日をおくり掃愁箒といへるハ酒也

と盡を請なから、御供の侍をも前代無比類と申たる計

也、

右通見得候を以、御徳奉想像へきなり、

一(家人)黄門公御遺骨ハ、御家老川上因幡守久國、御使役平田

狩野介宗弘・一乘院法印覺因・國分三光院等御供ニテ、

寛永十七庚辰五月二十二日、鹿府御発行、六月二十五

日、大坂御着船、同二十九日、高野山ニ御納り、七月

四日、於蓮金院大曼荼羅供ノ御法事アリ、出家百十人

三時ノ行卜也、京大坂御藏奉行伊地知空右エ門重政・

相良權兵衛頼員モ御供セリ、尤山中ノ両門首、宝性院・

無量壽院御導師ニ出ラレシト也、十五年二月 御逝去

ヨリ三年目ニ御登山也、御葬送ノコトハ福昌寺双草紙

ニアリト云へり、

一浄國公御逝去ノ時御付ノ面々左ノ向ニヤ、

口上覺

私事 浄國院様御存生之内、御側御小姓御役ニ而周防(患犯)

殿御方江被召附、鞍川御屋鋪江相勤申候処、御逝去

ニ付而、向後之儀何様ニ可被仰付哉、奉得御差圖候、

此段被仰上可被下儀奉頼候、以上、

「延享 四年」 卯十月廿八日 伊地知空右衛門

右書付差出置不宜候欤、今一通有之、如左、

口上覚

私事 淨國院様御存生之内、磯御側御小姓ニ而周防殿方勤被仰付置、雖有次第奉存候、然者今度 御逝去被遊候ニ付而ハ、御役之御断申上候条、御免被仰付度奉願候、且又平日^(遊)鞆川屋敷江相勤候筋ニ被仰付置候、此儀共ニ何分ニ茂被仰渡被下度奉存候、此等之趣を以、被仰上可被下儀奉頼候、以上、

^(延享四年)
卯十一月晦日

伊地知奎右衛門

右之通、伊地知新太夫殿へ差出置候事、

磯御側御小姓

伊地知奎右衛門

右願之通御役被差免、表御小姓格被仰付候、

右之通被仰付、一往周防殿江被召附置候、周防殿よ

り扶助可有之候、

右之通被仰付候、

^(延享四年)
十二月

^(榊山久初)
主計

右之通被仰付、役料米取込等有之候ハ、被下切被仰付候、

^(延享四年)
十二月

主計

右、卯十二月廿六日、伊地知^(季伴)千左衛門殿御取次ニ而於梅之間被仰渡候、

^(移佐郷土吉野氏日記抜書)

写

^(雜色)隅州様御不快被遊御座候付、御領國中諸外城之崇社、

又者其所尊敬之於堂社、御祈禱いたし候様ニ申渡、御

札守月番御用人江相附、早々可差出候、右ニ付所外城

噯老入、衆中老入ツ、罷越、地頭江相附 隅劔様御機

嫌可相伺候、

右、如例可致通達候、

^(宝曆十年)
九月

^(鎌田正芳)
隼人

右之通被仰渡候付、各得其意、所中へ不洩様申渡、本文無滞致時付、所次ニ早々相廻、留より返納可有之候、

以上、

(宝曆十年)
辰九月十九日

月番川上弥五太夫
(久恒)

隅菟様御病氣御養生無御叶、今日被遊御逝去候ニ付、此書付相達候日より、左之通可相慎候、

一山野殺生并鳴物、日数廿日可相止候、

一普請作事等、日数十日可相止候、

※一漁獵并諸商賣、且又家職ニ付音高キ儀、日数七日可相

止候、商賣相止候内者、町屋之店鎖し、用分達候分可

明置候、

一御直士、日数廿日月代仕間敷候、

一御下屋敷御方江相勤たる面々ハ、日数五拾日月代仕間

敷候、

一足輕・御中間・一身物ハ、日数廿日月代仕間敷候、又

者并町人百姓等不及其儀候、

一火用心別而可入念候、

右之通所中江可申渡者也、

(宝曆十年)
辰九月廿日

御家老座

御兵具所 諸所

嚙中 役人中

※(行間)

〔此時ノ御家督様ハ 三位様御幼年ノ時ニテ、實ハ (重豪) 宥邦公ノ

御孫ナレトモ 御父圓徳公ハ御伯父慈徳公ノ御養子ニ成ラセ

ラレ候故、御曾孫ノ御續キナレバ、二十日ノ御忌ニテ如此ナ

ラン〕

11の1

一隅菟様被遊御逝去候付、諸外城之儀ハ衆中兩人ツ、罷

越次第、 太守様伺御機嫌、御帳可相付候、

(宝曆十年)
九月

(鎌田正考)
隼人

11の2

右之通被仰渡候間、各得其意、無延引可差越候、左候

而、早々外城次ニ相廻、末之外城より返納可有之候、

此旨御差圖ニ而候、以上、

(宝曆十年)
九月廿日

(久蓮)
山岡齋宮

11の3

嘜兩人ツ、
右、御用之儀候間、麻上下ニ而御當地江差越、地頭所

江罷出、明所之儀八月番御用人於宅御用可承候、以上、

(宝曆十年)
辰九月廿日

(久遊)
山岡齋宮

諸所嘜中

11の4

一隅刃様御法名 宥邦院殿圓鑑亨盈大居士

右之通奉称候、

(宝曆十年)
辰九月廿日 御逝去

右之通、御家老座より御廻文を以被仰渡候、

12の1

来月四日暮六ツ時、 宥邦院様御葬送之筈候間、外城

衆中兩人ツ、致参上、御城下土同前福昌寺下馬札之邊、

御刻限前以罷出、御帳付之場ニ而何方衆中何某と御帳

相付、伺公之場ニ可能通候、右ニ付而御目付横目より

可致下知候、

諸地頭江

右之通可申渡候、

(宝曆十年)
九月廿五日

(鎌田正芳)
隼人

12の2

右之通被仰渡候間、各得其意、所次ニ早々可相廻候、
以上、

但御當地へ差越居候外城ハ、地頭方より申渡可有

之候、以上、

(宝曆十年)
辰九月廿六日

(政史)
小林中太兵衛

薩州吉田諸所

嘜中

(国起)
川田彦七

13の1

一宥邦院様御中陰御法事、今月十一日より同十五日迄日
数五日、於福昌寺御執行有之候、依之御法事中山野之

殺生并鳴物可相止候、

一鹿兒嶋中漁獵、御法事中可相止候、

一十一日より御中陰中右日数、又々御直士月代仕間敷候、

足輕・御中間・一身者右同断、

一火用心猶以可入念候、

右之趣、諸外城へ可申渡者也、

(宝曆十年)
十月五日

御家老座

月番

御用人

13の2

右之通被仰渡候間、各得其意、所中へ不洩様申渡、本

文無滯外城次相廻、末之外城より返納可有之候、以上、

(宝曆十年)
辰十月六日

町田(久世)主計

薩嘉吉田

噯中

14 一宥邦院様御逝去ニ付、山野殺生并鳴物、日数廿日相止

候様ニと申渡置候得共、十一月十日迄人々心入を以可

(頭注)「五十日」心入ノ慎ト見ヘタリ
相慎候、此旨所中へ可申渡者也、

(宝曆十年)
十月六日

御家老座

御兵具所 吉田諸所

噯中

15 一宥邦院様御逝去ニ付、山野殺生鳴物、日数廿日相止候

様申渡置候得共、十一月十日迄人々心入を以可相止旨、

(貞徳)
堀堀右衛門殿御取次を以、辰十月九日被仰渡候間、三

度狩之儀茂来月十日迄可被相止候、此段申渡候、以上、

(宝曆十年)
辰十月十日

山奉行所

四本喜左衛門

時任武右衛門

木場休右衛門

伊東長左衛門

福山諸所

噯中 行司中 竹木見廻中

16の1

(重憲)
三位様御不例、御養生不被為叶、去ル三日被遊御逝去
候付、今廿二日より慎左之通、

一 山野殺生并鳴物、日数三十日可相止候、

一 普請作事等、日数十五日可相止候、

一 漁獵并諸商賣、且又家職ニ付音高キ儀も、日数七日可

相止候、相止候内者、町屋之店鎖し、用分違候分可明

置候、

一御直士、日数三拾日月代仕間敷候、

一足輕其外一身者、日数三拾日月代仕間敷候、又者并町人百姓等不及其儀候、

一高輪并白金御附之面々者、日数五拾日月代仕間敷候、

一火用心別而可入念候、

右之通、支配中江可被申渡者也、

(天保四年)

二月廿二日

御家老座印

大番頭

三位様去ル三日被遊 御逝去候付、諸士明廿三日四ツ

時登 城、謁御家老、

太守様 御隠居様 若殿様江伺御機嫌可申上候、

(天保四年)

二月廿二日

(島津久長)

丹波

(諏訪武兼)

治部

御先代様就御出陣御旗役等集考

(表紙)

安政四年巳十二月

御先代様就御出陣御旗役等集考

1

此冊者、當巳正月八日、嶋津登殿(久也)より致承知趣有之、
匆卒寫集、同十日草稿之成ニ而差出、御用濟被下ケ置
候一卷ニ御座候、然處先日承知仕趣茂太抵此中ニ集置
候間、粗加補訂淨寫為仕差上申候、猶誤等茂無心許乍
存、差急如斯御座候、以上、

(安政四年)
巳十二月十八日

御先代様 御出陣等之節、御旗役之事見覺候分可申上
旨承知仕、乍卒爾左ニ申上候、

(忠久)
一得佛様文治二年六月朔日関東御立御上洛之節左之通、

本田ハ幡ノ奉行、酒匂ハ杵ノ役、猿渡ハ御劔之役、左
近尉ハ幡指ノ役也、鎧之役ハ渡野邊、甲ノ役ハ左曹剥
楯ノ役ハ立山、籠手之役ハ二ノ宮、臈當ノ役蓮香・難
波・瀬能・長野・石墓・福崎、何モ此人々ハ西國ノ軍
奉行ニテ候也、

右通、相馬藤左衛門古系圖 忠久公御傳ニ相見得申候、
左候而、其後本田氏 御太刀之役相勤候事共ハ左之通、

忠久公御供之三家与申候ハ、本田・酒匂・猿渡之事ニ
而御座候、比企能員謀反之後、猿渡藤三郎信高鎌倉江
之御供不叶候而、御劔之役を本田貞親江相讓候、然共
御葬禮之時御亡者之御太刀ハ本田之二男家より相勤候、
御世之太刀と申候而、御在世之 太守公之御太刀ハ嫡

家より相勤之由候、

右通、元録(禄)十四巳十二月、先役田中五右衛門・市来源(家年)

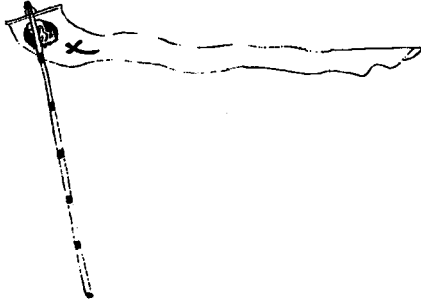
右衛門・肥後仁右衛門より取調為申出置内ニ相見得申

候、

一此節當座江被相下ケ候丹鶴叢書之中ニ、弘安年間蒙古

襲来繪詞三冊有之、右之中ニ左之通、

2 「丹鶴叢書」



薩摩國守護下野守

久親同舍弟久長

之手物兵船

3 「南山巡狩録」

右通軍船之中ニ相立居候、下野守忠宗公其御代に被為
當、久親与申御名者相知不申候得共、御舍弟久長与有
之義、伊作家 御元祖に的當仕、十字御紋之上鶴丸有
之、古系圖之開卷に蓬萊山の御紋あるもあれハ、略し
て鶴丸ニ茂可有之哉、珍奇之事ニ御座候、

一天授元年乙卯、北朝永和元年八月小、廿九日、嶋津越

後守筑後の守護となる、時に嶋津は京方なりしかハ、

今川了俊か許に書を贈り、武家の古實を尋ね問ふ、了

俊か返簡に曰、錦のひた、れは先祖一代ゆるしを蒙れ

は、子孫なかく是を用ひ、白旗は其陣に一流に限るべ

しとなり、嶋津氏
古文書

嶋津氏

古文書

4 「藤野文書」

今日吉日候之間、令申候也、

5 「聖榮自記」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

一 今夕罷出當陣候、即可申候之処、期明日之參會候之間、遅々仕候き、抑にしきのひた、れの事承候、先代^⑧一代御免候へハ、子孫相續無相違事候、尤御用候ハめてたかるへく候、可存其旨候、御旗事ハ、其陣ニ一流之外不用事候間、御所持までたるへく、如何様御ひた、^⑨れ入事ハ、殊ニ可目出候、心事入見參可申承候、▽◎^⑩恐々謹言△

「永和元年」
八月十日

「氏久公」
嶋津越後守殿

「今川」
了俊▽◎(花押)△

一 齡岳公養原御合戦之事山田聖榮被書置候中、本田重親ハ▽^⑪氏久△御守ノ亘ニて一入▽^⑫今を△限りとや思ハレケン、ライノ氏親を近付^⑬而、必々重親ハ打死すへし、御分ハ生て又三郎殿ノ御用ニ立へし、▽^⑭如何様△名将ニ而御座可有^⑮ソト云、終ニ重親ハ▽^⑯此言葉ニ依而終ニ△打死す、氏親^⑰七ヶ所手負^⑱而、生ル、

同廿八日、天ヶ嶺ヲヲロシ^⑲末吉之こごとく、平ハセニサ、立有て、三月一日ニ^⑳人数を記ニ御方御勢千ニ不足、▽^㉑以上△八百計也、月一揆大将^㉒新納殿一家同心也、杉一揆大将▽^㉓二者△本田重親、御内^㉔衆一同ニ此手ニ屬^㉕す、爰ニ小一揆とて、二百計氏久御馬廻^㉖三有、是ハ▽^㉗両手自然おくれん所之△横入^㉘衆と儀する也、去程ニ御幡^㉙役北原す、ミ出、今日之御しるし、如何と申▽^㉚けれハ△、重親答而^㉛日、敵之後ニヌけ候へと下知す、北原馬引寄せ打乗て、御^㉜差上、今日之御合戦ハ御^㉝を守給へとて、先前ニ平ハセの渡懸渡^㉞ントス、北郷讚岐守殿^㉟兼而ノアイツ^㊱ナレハ、▽^㊲既ニ△我故ニ氏久一家▽^㊳御内△不残今日之合戦に極^㊴処也云々、

(本記事ハ「旧記雜錄前編」二二三六二・三三八号トホボ同文ナリ)

右通相見得候処、齡岳公御譜^㊵三者旌旗役人北原彦七郎与戦死之列ニ御座候、左候而、右北原氏ハ伴姓北原ニ而無御座、平姓梶原一族ニ而左之通、

一左近允四郎左衛門系圖、梶原景時次男平次左衛門景高
 五代之孫滋純、於薩州日置北原弥次郎与号候趣古系圖
 二相見得、其二男新左衛門尉信純、應安五年十二月日
 州國合合戰之節、初而御旗之役被仰付、同六年三月朔
 日庄内後詰之御合戰ニ本田重親同時戰死、其曾孫北原
 太郎三郎政純并信純次男新右衛門義純之次男北原彌次
 郎師純と應永年間於東福城遂戰死候事共系繼ニ相見得、
 右之政純より六代目彦岐尚純代一往母姓大迫を冒来候
 処、(家久)琴月様御代如本左近允ニ為相改趣記置御座候、
 又梶原善左衛門系圖ハ左之通、

一於庄内國合之合戰御旗被敵鬼塚ニ奪取、於是賜御馬、
 破入敵軍中ニ、奪取彼御旗、還テ御方之陣ニ、如此忠
 節無其隱者也、由是至于今御旗之役無相違、其時高名
 之太刀傳于子孫而于今致頂戴者也、然間以前之役者相愛
 甲也、
 郷也、

7 「諸家大概記」

一平姓梶原(氏)ハ▽(ナシ)梶原△重時三男平左衛門(ハ)景高之

後裔なり、上代之儀不詳(候)、忠昌公之御母堂梶原三

郎太郎弘純(之)女、故此弘純一族致繁榮候哉、

立久公・忠昌公之御家老梶原備前守景豊ニ被仰付候、

弘純嫡孫宇宿村ニ罷在▽(光久)農夫ニ而候處、寛陽院様御

葬礼御役者相勤申候ニ付御赦免被仰付△候、是嫡家と

見得申候、景豊子孫者梶原善左衛門(者)と系圖ニ者見得申

候、梶原氏(ハ)邊田七人之内ニ▽(ナシ)て可△有之候、中古

迄(茂)成程榮申候、忠久公(ニ)致供奉下國仕候、左近

允与申称号(候)ハ、梶原左近允ニ而候を直ニ称号ニ唱来、

于今家号ニ成候、中古ニ者北原とも号候、又大迫共名

乗候、今又左近允ニなり、左近允四郎左衛門嫡家ニ而

候、其外之一族并大迫氏皆此胤流之由候、

※ (實性)

「邊田七人とは今國分の上井より敷根・福山・牛根・垂水まで

浦つ、き領地の家を申よし、上井・敷根・廻・池袋・伊地知・

石井・梶原の七家也」

右通、先役河野六兵衛取調為申上置付而者、(忠昌)圓室公

御外祖父梶原三郎太郎弘純之嫡孫者宇宿村ニ罷居、是
 嫡家与御座候間、元録（録）七年 寛陽院様御葬馬之勤方ニ
 付、御赦免為被仰付梶原平右衛門ニ可有御座候、左候
 得者、舊記ニ永祿十一年正月廿日、菱刈の羽作瀨にて
 貫明公・松齡公御危難之節、御囁之役人梶原某御側之
（義弘）
（義弘）
 御供に未練いたし、永代御内被召放候事相見得候茂此
 家ニ而、其後宇宿村百姓ニ相成居、右様再ひ為被召出
 ニ可有御座、（立念）節山様御家老御役為相勤備前守景豊之
 子孫者、梶原善左衛門与相見得、此善左衛門より六代
 目傳内代文化九年九月、撰州難波村之小松を致殺害迹
 去、及尋方候折、親類所へ相見得、舌を嚙相果、其外
 不埒之聞得有之、支配頭より慎為申付置者候処、自儘
 致徘徊、右及始末、別而不届之仕形ニ付、士被召放遠
 嶋申付者候得共、相果候付、士被召放旨、同十年亥五
 月被仰渡、當分子孫無御座候、又 得佛公御下向ニ為
 被召列左近尉ハ、中古北原共大迫共相名乗、今又左近
 允ニ相改、四郎左衛門嫡家ニ而共為記置付而者、候与 齡
 岳公御代國合戦ニ御旗之役為相勤北原彦七郎茂此一

8

族ニ可有御座、然共四郎左衛門系圖ニ者、新左衛門信
 純与申者御旗之役為相勤与書載せ、彦七郎与申名者相
 見得不申、新左衛門幼名ニ茂可有之欵、引証可仕古書
 見當不申、尤四郎左衛門子孫者當左近允四郎左衛門家
 ニ御座候、

一前件 齡岳志布志より都城北郷義久籠城之後詰ニ御出
 陣為被遊御合戦を、國合戦共養原合戦共相唱、山田
 聖榮自記ニ年間無之候故、應安五年六年ニ誤載為申系
 圖御座候ニ付、四郎左衛門系圖茂前文通書記為申ニ可
 有御座候、左候得共、實者永和二年冬より翌三月迄ニ
 為相係御合戦与承事御座候、左候而、右同時之事ニ茂
 可有御座哉、梶原新右衛門文書之中ニ亦左之通、

猿渡

村山 村山惣領者猿渡与可被呼也、

外山

忠久御下向之（重人敬代、役人之役人代）事、

本田御幡奉行

酒匂御沓役人

猿渡御劔役人

東条

西条

鎌田

山田

御幡指左近尉

本ハ▽①御幡指ハ

△真幸ツ、ハノ、

相京方アリシカ

氏久(様)御代國合

ノ合戦之時(相京)

討死、其ヨリ左近

尉(代々)御幡指也、

御下向之御(供)役人七人也、

▽①永禄三年庚申十月吉日△

[平職宗書置者也、

平田美濃守

昌宗(花押)

(本文書ハ「旧記雜録後編」二一五六・一五七号文書トホボ同文ナリ)

右通ニ茂相見得候間、聖榮自記又ハ梶原善左衛門系圖

記置候趣共参考仕候得者、國合御合戦之節最早國合御

9 「聖榮自記」

合戦之節最初は真幸筒羽野ニ罷居候愛甲某御旗指ニ候
処致討死、敵方之鬼塚某御旗を奪取、敵勢之中ニ馳入
候節、左近尉江御馬を被下、直ニ打乗軍中へ驅入御幡
を取返し、御方之御陣ニ馳帰候忠筋ニ因り、代々御旗
之役相動来候筋ニ相見得候間、即前文之北原彦七郎又
者新左衛門信純など代右通之手柄為仕ニ茂可有御座哉、
外ニ考証可仕程之引證差當所見無御座候、

一是モ氏久之内谷山之郡之内山田本領タルニヨツテ入部
之段、山田右京充親類ニ式部常陸守舍弟左馬助ニ談合
ス云ミ、爰ニ母呂ノ弟子伊地知新左衛門・井、ノムレ
衛門四郎兩人ヲ語、無勢ニテ云ミ、

(本記事ハ「御代々様御親類考」一号トホボ同文ナリ)

右通相見得、御母呂には弟子付候而傳法の仕事と被考
知事御座候、

一應永二十四年九月

(久豊)

義天公川邊城為可被攻取、松尾城江御人数被差籠候御、

伊集院頼久多勢ニ而知覺より攻来被及御難戰、御人数

過分致討死、剩為被籠置人数迄茂無残可及死亡時宜成

立、被及和議候処、谷山・喜入者即より被去渡、御帰

陣之上鹿兒嶋迄茂頼久方江可被去渡与之約定ニ而、御

人数茂無難ニ被曳取候節、以御仁徳為得助命諸軍兵共

是非又押寄、會稽之恥を雪候而奉報御高恩度、孰茂勇

進奉願候付、義天公諫方大明神江御參詣、於神前ニ

御旗之手を被為揚、直ニ御發向ニ而、大に被為得御勝

利候事、旧記ニ相見得申候、

10 「三島本覚坊日記」

於岩劔御合戦之刻之事

一天文廿三年九月十二日酉之刻に打立被成御出陣之次第、

御大將軍若殿義久公

軍敗者

伊集院大和守

御太刀役

本田弥六

御幡役

梶原新兵衛

御轡指

瀬戸口藤兵衛

一御屋形貴久様

御太刀之役

鎌田甚五郎

右通相見得、伊集院大和守ハ幸侃祖父ニ而子孫無御座、

本田弥六者後に下野親貞、道号三省ニ相當、子孫當本

田久米右衛門ニ御座候、梶原新兵衛ハ平右衛門系圖之

内新左衛門信純次男新右衛門幸純四男主計允孝純次男

右衛門次郎忠純嫡子新兵衛常純与相見得、子孫系切外

ニ右之姓名所見無御座候、鎌田甚五郎者出雲政近幼名

ニ茂可有御座哉、政近次男甚五郎と有之候得共、年間

相後候間、難考當御座候、瀬戸口藤兵衛者東郷十左衛

門系圖左之通、

11

重為

藤兵衛

重治

與助

安房守

入道

名休伴

重位 藤十郎 藤兵衛

一天文十五年生、内之浦等地頭、重治、重位兄弟者瀬戸口藤兵衛重為之男也、因家督源七郎重虎免許為東郷氏、

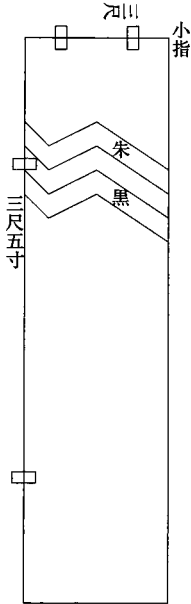
右之休伴子孫當東郷喜右衛門ニ而御座候、

12 一水引郷土寺田某家に、松齡公忠平与奉申御比御幡之

由申傳珍藏仕候由、鹿旗圖左之通、

長サ四尺一寸余 幅一尺五部

	<p>忠 平</p> <p>永禄六年癸亥十一月吉日</p>
<p>八幡大菩薩 天正二十季壬辰菊月吉祥日</p> <p>伊勢大神宮</p> <p>春日大明神 薩州京泊寺田球右エ門尉永清</p> <p>〔花押不知〕</p>	



13 長光

善三郎 金右衛門 志摩孫

一當色紙六左衛門先祖金右衛門長光代元龜元年五月、御旗之役為被仰付事、右六左衛門系圖ニ左之通、

永禄元年戊午、自 貴久公以武勇之誉被 召出、至 義久公別而御奉公云云、御具足拜領云云、

元龜元年五月、御旗之役被仰付候、其後伊東殿ト御弓箭、天正六年豊後大友殿トノ御合戦ヲ始、 義久公御直ニ御出陣被遊候程之所ハ不殘致御供辛勞仕候云云、

14 〔正文在色紙六左エ門〕

おんしやたけいら

へひやそハか

三度申、御旗を可持、
太平之時、所領門可被下候、

〔日新公御家老伊集院大和守忠朗コト〕孤舟濟

色紙近右衛門尉

元龜元年五月吉日

一天正四年丙子八月十六日、未刻御出張、御嘉例之御三
献、御劔山田新介、御旗之役三原右京亮、然者御供之
面々心々ニ勇を被成、思々装束、路頭茂耀計也、此
日戌刻隅州帖佐郷御着也、

〔右御帰陣ノ時〕

十日此朝云々、此日酉刻從帖佐松原御出船、戌刻鹿尾

嶋江御着船、老中為初衆中皆々御船本へ祇候、則於

殿中御開陳、御吉例之御三献、宮仕山田新介・三原右
京亮也、

右通相見得、山田新介者後之越前有信入道理安と為申
人ニ相當申候、子孫當山田轉ニ而御座候、三原右京亮
ハ三原平右衛門系圖ニ左之通、

重隆

下総助 伊豆守

守蒲生内城、于今俗云三原城、

重包 重定トモ
右京亮 下総助

重豊 下総
日置地頭

重益 右京
日置地頭

重恒 七左衛門

(野線ハ朱書ナリ)

右様相見得、子孫者當三原正右衛門ニ而御座候、尤左
條ニ相見得候、三原右京亮茂皆共重包時代相當、同人と
相見得申候、

一天正五年丁丑十二月七日、正宮江御社參云々、十三日、
懸而御出張、御旗之役三原右京亮、其外数萬騎之御供、
此日御吉例之雨フル、紙屋江御着也云々、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二九四八号ノ抄ナルベシ)

一天正六年戊寅正月七日云々、同日從(ツ)勝久御孫様より

御持參 頼朝之代々御相續之御纒・御旗、御重物小十

文字之御太刀・劔一ツ、御重物御内書并御當家之御系

圖・口宣、奉行各被成拜見、八日させる義なし、

十一日御吉書、同日 勝久御孫上御參入内城、於御亭

從奉行上井神左衛門尉・平田民部左衛門、以兩使自

最前如御内義之被成御出家候ハ、御對面あるへき通、

福永丹波守迄被仰、即刻丹波守 安房殿江被申入、御

返答、何と様ニも 太守様之御意次第たるへき由也、

聽而御參会也、其刻雕作之御太刀・弘法之御作劔一、

御重物之由候て被成進覽、從御前御さる物一重被遣、

十二日歴々御寄合云々、十四日云々、此日安房殿念仏

寺江可為御弟子之由被仰出、御意次第請取可申由也、

〔本記事ハ「旧記雜錄後編」一〇四一号ノ抄ナルベシ〕

19 〔藤野休右エ門本〕

猶々御息出家として御堪忍候、心を添可申由承候、

不可存疎略候、

自旧冬於其御山御堪忍由雖承及候、不知案内之条、御

無沙汰罷過候処、玆翰之趣大慶之至候、仍御代々親御

所持候哉、被懸御意候、尤雖可致頂戴候、依無嗜未相

傳候、其上彼儀者不輕令存候間、先々令進献之候、御

芳志之段不可謝盡候、兼又御上洛被相定候哉、御心遣

之段奉察候、然者御用物之事得其意候、無御隔心被仰

出候御事と一入満足存候、猶委者彼使僧可被申候、恐

惶謹言、

六月八日

修理入道殿 忠平御花押

〔忠良 休庵〕 實報

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」一九八〇号文書・同附録二一八五号文書ト同一文書ナルベシ〕

20の1 〔日州御免足日々記〕

〔全〕

一天正六年〔寅〕九月拾一日〔未之刻〕、山東就御行之儀

被成御發向、御劔本田紀伊守、御旗役ハ三原右京亮

〔御旗指者色紙金右衛門、其外御供〔衆〕鹿兒嶋〔之人〕

数迄を被召列、先御諏訪江御社參〔被成〕、直ニ御立

也、

〔本記事ハ「旧記雜錄後編」二一〇四二号トホゴ同文ナリ〕

〔イ
六人歴々〕

〔本記事ハ「旧記雜錄後編」二一六三号ノ抄ナルベシ〕

右通相見得、本田紀伊守者嫡流董親ニ相當、子孫當本
田主計ニ而御座候、色紙金右衛門者即前件ニ相見得候
同人ニ而、六左衛門先祖ニ御座候、

22 〔高麗御日記〕

20の2

一天正六年戊寅十月廿五日、山東高城江從大友家近陣を
取構、既ニ内端之往来も不輒折角之由、追々依御左右、
此日巳刻ニ被成御發足、然者如御吉例先御諏訪之御社

〔本記事ハ「旧記雜錄後編」二一四四〇号ノ抄ナルベシ〕

一文祿三年十月十一日、一北郷殿江親御借被成候而、御
本ニ被成候、同十二日、一御繞之儀、貴主膳へ被仰付
候、十一月六日、御本陣^{〔江〕}ニ御參被成候、御帰館候て、
御繞御鎧ニ被召合候而、御祝ニ而候、

參、自其高津濱之磯より御出船、御座舟廻之船數五十
艘程、御劔者本田紀伊守、御旗之役三原右京亮、御乘

〔廣久〕
一大中公御中興之太守様ニ被為定、始而為御持被遊候時

馬瀧平野川原毛・吉野黒糟毛、其外御供之衆云々、

〔本記事ハ「旧記雜錄後編」二一〇四二号補充「日州御発足日記」ナリ〕

江御讓被為進候事左之通、

21

一天正八年、水俣御陣之節御陣賦に左之通、

御旗奉行^{〔式人〕}△

御はたさし三人

付衆六十人同付衆有、

23 〔正文在上原喜三次家〕

二代目之源右衛門、國分ニ^{〔上原尚氏〕}義久^{〔ナシ〕}尊公御座之時分、

別而御奉公申上候云々、其時分高麗入御座候而、何も

被參、加増知行被給候処ニ、源右衛門ハ 義久公御そ

ばニ被召置候故、高麗之加増不被下候与 御意候而、
家久公江御代御渡之時之御はた、あめの御旗と申墨色

之御旗を御持せ、御使仕候、其加増として知行高五十

石被下候、今ニ名寄有之、其段國分に罷帰申上候得者、
〔此事傳聞誤歟、御在洛之時故
と奉存候〕

百石ハ可被下与 思召、御使被仰付候処ニ、少分被下

候通 御意之段申傳候云々、

〔本記事ハ「旧記雜錄後編三」六六三号ト同文ナリ〕

24の1
〔正文在伊集院伊膳家〕

今度於高麗得大利候為御褒美、御知行拜領、殊被任少

将候之儀、寔以播面目候、然処從 龍伯様去廿日ニ御
〔義久〕

重物被成御渡、打續慶事不可過之候、然者御國之儀

龍伯様 武庫様得御意、種々申付候、就者出水地頭之
〔義弘〕

儀、其方へ可頼申旨、 御兩殿へ申入候、寔從 龍伯

様可被仰聞候間、随 御意弥可被入精候、出水表之儀

者別而心遣候故、如此候間不可有辞退候、謹言、

二月廿四日
〔慶長四年〕

伊集院下野入道殿 〔宛節、久世〕 ※

忠恒御押

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一四六六号文書、一、同後編三、六六二号文書ト同一文
書ナルベシ〕

24の2
※ (懸紙)

「 本文

忠恒公抱節江為被下御書ニ付考合申儀有之、左之通、

文化八年未十二月

公義御用ニ付御系圖御書上之節、御代々様御家督之年

月可被書記旨御案文ニ御座候処、

家久公御家督年鑑、 御讓御系圖等ニ書記無之、全不

相知ニ付、其通御書上相成、 公邊之御成合如何可有

之哉、御内實之処を堀田豊前守様迄御内證被 迎進候
〔正毅〕

上御書上可然向ニ

大御隠居様被 仰出候形行、木場次右衛門何書ニ相見
〔重憲〕

得、此節古御文書取調方ニ付、系圖文書等段々探索仕

候処、慶長三成十月朔日泗川御勝利血祭之式被為執行

之砌、從

義弘公御大将之位を 忠恒公江被為讓候御事、其節

忠恒公御右之脇ニ御團を持為相勤、川上源三郎後に因幡守久國与改名ニ而、晩年直ニ著述為仕置朝鮮征伐記追加之中ニ左之通、

義弘吾可致軍配、忠恒江今日大将位を讓渡候、将机ニ被懸候得与有處ニ、忠恒殊外辞退せられしを、嶋津圖書頭・伊集院下野入道、ケ様に大勝利之刻、御大将位を被成御継可目出度、不及御辞退儀ニ候とて、牀机ニ懸らせ申候云々、

右之御時、從 義弘公者御家督茂既ニ被為讓候半与奉存候、左候而、御帰朝直ニ御上洛有之、慶長四年亥正月九日、於伏見

忠恒公泗川御討勝之為(術力) 御褒美被任少将、御高五萬石御拜領被遊候砌、同十二日、

義久公 義弘公を 忠恒公御申請御振舞被差上、同二月廿日、從 義久公上原源右衛門御使ニ而、其以前天文中、貴久公御中興ニ被為立候節御持せ為被遊時雨

之御旗を為御祝儀御讓被為進、御國政等茂被為讓候牀之御事情、此 御書中ニ相見得、上原系圖ニ茂源右衛門尚氏從

義久公 家久公江御家督御讓之時、被附与御旗御使相勤、御高五拾壱石拜領仕、就其兩御旗之御虫干ニ者子孫為罷出事共書記置、旁符合仕居、皆共證據可相成義与奉存候、

一 右同時御書拵之節、

御遠祖様方御誕生之年月等茂御用有之、月日不詳与御書上為相成由、其内ニ茂今般之調方ニ見當候儀左之通、

上總介貞久公

文永六年己巳四月八日御誕生、

陸奥守氏久公

嘉曆三年戊辰四月十一日御誕生、

右御両公共都城之相馬氏古系圖之中ニ記置御坐候、陸奥守元久公

貞治二年癸卯五月廿日御誕生、

右仲翁禪師内集御祭文之中ニ被記置御坐候、

右之通明驗有之事御座候得共、御譜中ニ是迄訂誤補闕

候向之 仰出無之故ニ茂御坐候哉、式百餘年之間、數

多之先役共毛頭所見無之ニ茂有御坐間敷筈之事候得共、

御免許無之ニ者手茂難付処より湮滅之姿ニ相成哉ニ可

有御座与奉存候、

25 一慶長十八年

左備之内

昇奉行

一十八人 乘馬壹疋 高九百五十石貳斗九升

右備

昇奉行

一八人 乘馬壹疋 高四百拾壹石三斗七升

田代刑部少輔

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一〇七三号文書ノ抄ナルベシ)

26 覺

一昇四百廿本ニ相定候事、

但千五百石ニ壹本之當ニ^④候得者、四百三本、併四

百廿本ニ可被仰付事、

一伊集院藏人江國分金剛寺御ほる傳請之事、

一野村美作守鹿兒嶋江可被召移事、

一兵道稽古人數之事、

一御のほり^④御役之事、

寛永九年六月十一日

(眞息)
伊勢兵部少輔
(島津久元)
下野守

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」五三三号文書ノ抄ナルベシ)

27 覺

一御馬驗持三人

但御年^{〔比〕}頭之士衆江可被仰付候哉、又ハ御道具衆江可^{〔と〕}

被仰付候哉、

一御旗之役

〔外ヶ条略之〕

寛永九年申七月吉日

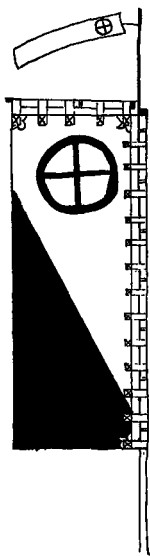
(本文書ハ「旧記雜錄後編五」五四六号文書ノ抄ナルベシ)

28 一寛永十四年諸大名之旗馬印等之繪入之板行圖三冊本、

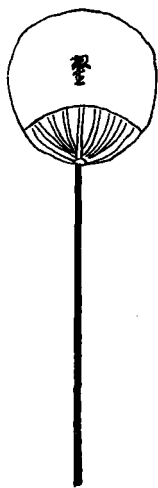
當座御藏書に有之、此御方様御旗御馬印左之通、

松平薩戸守

(光久)



番指物



一寛永十五年寅正月嶋原一揆之節、

寛陽公ニ茂御暇ニ而御馳下之砌、同十七日御中途より

琴月公江被為進候御書中ニ、我等出陣仕上ハ、御國之

衆不殘可罷立候、就中御馬しるし今度申請、高麗以來

30

之御佳例ニ持せ申度候間、被仰付可被下与為被仰上事
御座候、

(本記事ハ「旧記雜錄後編五」一一九三号ヲ示スモノカ)

29

覚

「高橋左衛門ニ而差上候」

一御兵具燒矢付而調可被仰付員數見合之儀、御兵具奉行

江申渡候処、

一壹本杉御馬驗者、於朝鮮國 惟新様御作せ被成、家

(義弘)

久様江被進、泗川之戦ニ初而御持せ、甘萬騎之敵を御

討亡被遊候御吉例を以、御讓物ニ為罷成之由候間、弥

以於爰元吟味仕、如元相調置候様ニ被仰付ニ而茂可有

御座候哉、

「外ヶ条略ス」

右、奉伺候云々、

「元禄九年」

十二月六日

肝付主殿 (久憲)

御兵具燒失付而調可被仰付員數見合被申出、御家老中
相談之上達 貴聞、早々取付候様ニ被仰付候付而申渡

候覺、

一 老本杉御馬驗老本

右、御吉例之御讓物ニ候間、於爰元吟味仕、如元相調

可然候、

一 昇五拾本

右、調之儀兵具方江茂故實有之由候間承届、其上往々

之御用ニ罷成候様ニ吟味仕、調様之様子可被申出候、

一 御旗御馬驗持具足五拾領

小道具半首迄、

一 昇持具足五拾領小道具半首迄、

但昇持具足三拾五領有之候得共、是ハ外之御用ニ茂

可罷成候間、新敷調可申候、

〔外ヶ条略ス〕

〔元禄九子〕
十二月十日

一 御旗

別紙三冊之帳内ニ相付候御兵具調付而伺、

〔御旗之儀ハ、御家御吉例之御旗ニ可被仰付候一
右者八幡大菩薩并しくれ之御旗、惣而 御家御吉例之

御旗同様ニ調可被仰付置候哉、左候ハ、御名代又者

差立候面々之内に御預ニも可罷成候、

一 御馬印

〔御馬印之儀者、御吉例之老本杉大小式本、且又 御先祖様高麗江御持仕
右老本杉御吉例候間、同様ニ大小可被仰付候哉、別押

被成候三重金ミカきせんたんの丸黒烏毛之御馬印大小、是又可被仰付候、
形をも差上申候、是茂 御名代又者差立候衆江御預ニ

御先手又者御預ニ罷成候教之御小馬印ハ金みかきの丸團扇・角取紙、又ハ
罷成儀茂可有御座候、

一 御小馬印
はれんの類一對ツ、下ニ付物段々相替、先揆式本可被仰付候

右御先手、御側之御先手、御側廻、此三段別々之模様

ニ可被仰付候哉、押形差上申候、

〔御使番差物之儀、白地四半ニ使ヒ云字を紺染出ニ式本可被仰付候〕
一 御使番印之儀、母袋又者四半ニ茂可被仰付候哉、

一 教々小旗上ニ此字之御紋付、下ニたんなら筋紺ニ而五筋可被仰付候
一 昇ハ回録前ニ有之候ハ、上ニ十字下ニたんなら筋有之

候、其通ニ調可申候哉、

右之通比志嶋隼人御取次を以被 仰出候条、

〔外ヶ条略ス〕

〔物頭中奉得貴意調方漸々可被仰付候〕
〔寶永七年〕

寅八月 日
閏八月 日

肝付主殿 (兼柄)

覺

御昇

右者、江戸御兵具御用之昇、何様ニ可被仰付哉之由御

尋申上候処ニ、我々申談可申出由被仰渡候、依之申談、

御意候、以上、
先年御兵具所江被渡置候御家備御行列巻物之内ニ有之

候御昇ニ通、模様書付差上申候、何分ニ茂御差圖次第

相調可申候、地絹之儀者、回録以前御兵具所江有之候

御昇地紗綾ニ而為有之由候間、此節之御昇紗綾ニ茂可

被仰付候哉、旁御差圖次第奉存候、以上、

〔正徳二年〕

辰五月廿九日

物頭中

〔此通相調、御當地御用ハ数多候間、上布などニ而相調置可然

候、江戸御用ハ紗綾地可仕候〕



〔右之通御意候、以上、

七月廿七日

御取次
高橋七郎右衛門

肝付主殿殿被伺候書付之拔書

〔御旗御馬印等之儀、御吉例之御旗御馬印御用可被遊候、其外御家之兵

一御旗御馬印等之儀者、御家御吉例之通御用可被遊候哉、

道格式ニ可被仰付候一

當時江戸江御持せ候御旗、甲州流之御旗ニ而有之候間、

證據御預旗等ニ可被仰付候哉、御家之御作法ハ甲

州様杯ニ者格別之儀ニ御座候得者、御軍配方之儀、御

家兵道之御格式ニ可被仰付儀与奉存候、

〔此書付を以段々達 貴問候処、前条朱書之通被仰出候、且又被問

右之段々御伺、御意次第委細之積等ハ得与相しら

召置候儀有之、覚書之通可得其意旨 御意候〕

へ、御帳相調可備

御覽候、先太抵之積帳相渡申候、以上、

〔九月六日〕 伺人 比志嶋隼人

十一月廿一日

右之通、兼而見覚居候事共案出候成ニ粗年月次第書拔、

猶不束成儀茂不少候得共、同席吟味ニ茂不涉、只一存

之拔書ニ而、しらへ之例格ニ者相當仕間敷、併右等之

内ニ而此節御用相成儀茂御座候ハ、何分御取捨次第

奉存、先草案之儘奉伺候、以上、

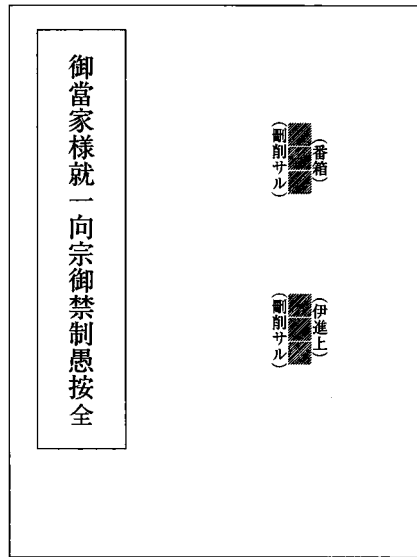
〔安政四年〕

巳正月十日

伊地知小十郎

御当家樣就一向宗御禁制愚按

(表紙)



(中表紙) 一 天保五年甲午霜月草之

御当家様就一向宗御禁制愚按下書

伊地知季安

先日被仰聞候一向宗 御禁制之儀、其砌申上之通、
(候)
 兼而愚述仕置候物共、諸方へ借散置、漸三日跡取寄
(傳)
(ナシ) 猶又(別段)粗考仕候へ共、全鉢世上之雜録共
(セ)
 取合、慥成引書茂無之、誤耳可有之者、乍案中其
 段ハ御用捨、他見御勤弁可被下候、

一大系図見合候得者、本願寺開山親鸞上人者承安三巳年
 之生ニ而、初者天台宗慈鎮和尚之門侶ニ候処、黒谷之
 源空世ニ法然上人と唱候僧之弟子と成、弘長二戌十一
 月、九拾歳ニ而入滅之由相見得、右之法然事茂元來天
 台宗ニ而、叡山之恵心(ナシ)釋義を致發明、承安四年よ
 り一向専念宗を建立為申由(候)、然者親鸞二歳之時よ
 り念佛宗者為初筋候得者、親鸞事本願寺開山いたし、
共
 月輪関白兼實公之女等を妻としテ、男子四人、女子
ミ
 三人有之候得者、妻帯之一向宗ハ親鸞より為相始ニ可
 有御座候、

一御元祖得佛公御事者、親鸞より六歳計御年少ニ而、
(思)
 得佛公御逝去已後(拾)五六年存命候而、御二代道
(思)

佛公御代九拾才ニテ入滅為仕筋候、其師法然事ハ、建曆二年 得佛公三拾四歳之御時、八拾歳ニ而入滅為仕筋候得者、親鸞事、其以前より法然へ為付居答候〔二〕付、得佛公御存生内より、最早親鸞者妻帯ニ而一向宗執行仕居候事ハ無紛事候、然共御國などへ右躰之宗、其時代流行仕候儀共ハ一切所見無御座候、

一山田聖栄自記ニ、忠久者念佛宗時宗ニ而御座候、法名道阿弥陀佛と奉申、御禪門名者 得佛と承傳と有之、愚按仕候ニ、其時代迄者、今之時衆宗未相建候、念佛宗之儀者、前文通承安四年より、右之法然上人為被初宗ニ而、建久七年、得佛公鎌倉浄光明寺宣阿上人被召列御下向、鹿兒嶋ニ茂浄光明寺御建立ニ而、宣阿へ住持被仰付、其時迄者、右之寺法然一派念佛宗之由候得者、公茂念佛宗与聖榮被書置候儀者、可為其通候、時宗之儀者、其以後 御三代道忍公御代建治年間より、一遍上人為被初宗ニ而、於浄光明寺茂、三世覺阿より初而其宗ニ為成筋候得者、道忍公より時衆宗ニ者被為成候半、然者 得佛公御代迄者合兼申答

候、且 得佛公と申上候法名者、御禪門名と聖榮被書置候儀者、建久五年、本田へ被仰付、榮西和尚開山ニ而、野田之感應寺為被相建由候得者、是亦其通ニ為有御座答候、御二代道佛公御事茂、御同宗ニ候半、弘安七年浄光明寺鐘銘ニ、前隅州禪定と御座候得者、是茂禪宗為被成御座明證と奉存候、夫より御四代道義公茂、元亨三年、感應寺御再興之由候得者、是茂同様御禪門名ニ可有御座、御五代道鑑公ニ茂感應寺雲山和尚江御帰依ニ而、是者東福寺圓鑑和尚法嗣之由候得者、是亦御禪門名ニ可有御座、左候而、右御五代様御石塔之儀も感應寺江御座候由、自其御六代様之儀者、定山公 齡岳公御兄弟、薩隅ニ御分れ御讓受被遊、定山公ニ者薩州碓山城ニ被成御座、齡岳公者隅州ニ乍御守護直ニ隅州へ被為移候事、其頃迄者御便利不宜訳も候哉、薩州内ニ而鹿兒島之儀ハ、御先祖様為被建置御寺等有之、隅州境之故欵、先鹿兒嶋東福寺城迄被為移、其砌山門院より諏訪社など御引移、又者隅州正宮をも若宮と被崇建之由候得者、右

御五代様方御石塔之儀も、御拜禮為旁 御居城之最奇、清水之塔頭當分之本立寺へ被召建、御五代様御法号之上、皆道之字被為付候故、五道院与為被名付御寺共ニハ無御座哉、左候而、御牌之儀者、本より為被建置淨光明寺へ御安置ニ而、此寺〔時〕衆宗ニ候得者、〔時ノ字脱ス〕御銘之様御禪門名之下ニ、某阿弥陀佛と為被付上筋ニハ無御座哉、其後 齡岳公ニ者、隅州大始良・日州志布志等江茂被為移、大慈寺之剛中和尚御帰依有之、是以禪宗ニ而、一説ニ者此時初而禪宗ニ被為改候様為書記物茂御座候得共、此説可有如何哉、御元祖様〔時〕道佛と奉申、御名者御禪門名と聖榮茂被設置、且又御二代道佛公御事茂、弘安七年鐘銘ニ、前隅州禪定と鑄出御座候得者、抑 御當家者、御元祖様已来御代々禪宗之方、却而明證有之欵と奉存候、然共 淨光明寺茂、御創建久敷ニ付而者、両宗御兼学共可申欵、其後御七代〔元々〕怨翁公御代相成、又候鹿兒嶋清水城へ被為移、其頃迄ハ 御元祖様以来、總州家御方江者、右之感應寺・淨光明寺等為被建置 御寺茂被為在候得共、奥

州家之御寺迎ハ、未被〔為〕在様ニ候間、屹与福昌寺被相建、石屋和尚御招ニ而、開山ニ被召置、至極之御帰依、世人〔之〕為存通ニ御座候、勿論石屋事、於本朝茂曹洞宗開祖道元禪師弟子通幻和尚之法嗣ニ而、達磨より五十四世之法孫ニ相當、誠ニ於一派歴之之高僧故、自是以來 御代々様皆此宗派を御崇信被遊事ニ相成、至今御退轉不被遊御事候、就中 日新公御事ハ、梅岳寺開山舜有和尚より、右之法脉被為受繼、是亦達磨より六十三世之御法嗣ニ被為當、其〔御〕傳統之次第者、石屋より竹居・仲翁・心岩・守除〔疎カ〕・良從・天祐・舜〔舜田〕・舜有と繼來候而、日新公江為奉授筋ニ相見得、其上右之間ニ而、御十一代圓室公御代、周防山口産之桂庵と申濟家之出家、〔大〕明國江七か年致滯留居、朱子新註之儒道学〔學〕得、帰朝仕候折柄、文明十年、圓室公鹿兒嶋へ被召呼、別而御帰依ニ而、當分上射場之坂邊ニ、桂樹院と云〔云〕、寺迄御〔御〕建立ニ而被召置、御自身新註書經等初而御学〔学〕ひ為被遊事共、明人書置候物ニ相見得、右之新註学問專〔專〕三州より餘國ニ茂被相

行、大學・中庸等茂、於日本令板行候ハ、御國より初
 而發起為仕由ニ而、日新公御母堂梅窓様など、桂庵
 參候時者御七才之年ニて、自然与御学問教寄ニ被為成、
 平日論語を被為讀候由、勿論右之舜田④有等も、兼々桂庵
 江往来、為相学事見當候間、石屋派之禪徒も、右之頃
 より過半ハ内外之修學仕風④与ニ相成、殊更日新公御事
 ハ、梅窓様孟母之御識量ニ而、御蒙養等正敷被為誠候
 故歟、専④ら儒道を相兼被為學候ニ付、禪学一偏④懸之仕立
 とハ格別相替、第一忠孝之道を本④とニシテ、儒佛神之三
 教共御會得為被遊事共、常珠寺俊安・福昌寺代賢等奉
 讚頌候文句ニ有之、其上日新寺八世泰圓事ハ、御逝去
 之時分三拾四歳罷成④居候者ニ御座候処、慶長二酉三
 月、現在見聞為仕御言行等、六拾三歳ニ而書集置、是
 世ニ日新菩薩記と云書之事④内ニ御座候、右之内ニ平生之
 御沙汰ニ茂何れ為人之道者、無本して有末ものハ無之、
 諸木之有本茂同敷候間、御領内ニ而背父母、或者蔑
 佛神④ナシ候族ハ、可為魔法旨、嚴敷御禁制被為在、御詠
 哥④ニも

魔の所為か天けんおかミ法華宗

一向宗に教寄のこさしき

と為被遊置趣相見得、乍恐愚按仕候処、天見拜ミとハ、
 當分之切支丹宗を天教共申候間、右之類ニハ無御座哉、
 尤南蛮宗之儀者、伯囿④實心様以來御戒ニ而、

1
 〔別紙、④ナシ〕
 〔二字下ケニ入〕
 年号元龜

谷山 本田信濃守

年号元龜

谷山 本田信濃領主

神前かき原之門

私檢断

地頭蘭田筑後御代官

地頭右衛門大夫殿

久世名本田若狹守領主

年号元龜 瀬戸山之門

とかハ、一度ハ一向宗之罪、一度ハ盗人など申候、

以上、此門ニ二度檢断、二度ともに若狹私檢断申候、

此日記ハ、天正七年七月ニ、若狹守殿(親豊)・信濃守殿(盛親)へ尋候て、右日記かきくわふへきよし申候、

右、本田嘉辰(親遠)檢断書之書次ニ見得候、大中様御代(實久)

ニ、一向宗ニ而沒収為被仰付證據是なり、季安補(義久)

貫明公御代杯、南蛮僧御入付候事ハ勿論、南蛮之珍犬(義之)

まで 御殿江被入候事ハ堅ク御戒(義ナシ)〔め〕為被遊事、天正

十一同十二兩年之上并日記ニ相見得、

(別紙、朱書)

「(義久)□□公御譜(義ナシ)の)天正十一三月

〔二〕使南蛮之僧處于覺島、已而追之、令于□中禁之、(義ナシ)

「(義ナシ)此字不著」
「一字下ケ補答也」

法華宗者長祿三年、流入日典と申出家、種子嶋ニ參居、嶋主左近時氏を其宗門ニ説入れ、嶋中惣而禅律を改て皆法華宗ニ相成、指宿大圓寺之説溪和尚者、嶋産之禅宗ニ候処、其比より立退、御當地江為參居由、桂庵

和尚より右ニ送候詩(二)へ、邪宗畿土又揚塵、何處藏蹤護法神と相見得、是亦桂庵杯之比より邪宗と賤しめ為申筋御座候、

(別紙)

2 「一向宗之儀も、上并日記ニ左之通御禁止明白相見得候、

「一字下ケニ可書入事」
天正十三年潤八月十五日云々、武庫様御役人衆へ(義也)

已上申付、御宿之搆共させ候(也)、武庫様、夜入候

て三舟へ入御被成(候)、忠棟なと御供也、

一十六日、各御宿へ祇候候て、御祝言共御申也、諸軍

衆方々より參上也、此晚、隈庄質人指出、被請取候(也)

由聞得候也、一、十七日云々、此間、忠棟隈庄へ越

被成(候)、様躰ハ於鹿兒嶋、隈庄御手に參候ハ、忠

棟へ御給候由承被成候、一向不知案内之處にて候間

追而御返事ハ申なされ候する通被申上置候、然者見

償有度由、吉田作州にて麟臺・拙者へ承候、即 武

庫様へも申上也、就此儀口能多(也)候也、九月朔日

云々、此晚、忠棟當所移被成候迎、使預候、拙者も

使進^{①之}候也、十五日、出仕如常、此昼、樽一荷・食

□肴にて進上申候、拙者も御前ニ可参之由候間、罷

出候、御賞翫共也、深水三河守など御前ニ有合^{④候}、

良久御閑談共也、次ニ當所など皆々一向宗と聞得

候、然共此前より之事ニ候条、無届^{①二}御成敗はいか、

ニ候、先々彼宗旨^{①者}替可申之由稠被仰、其後も一向

宗ニ候する者ハ、是非以生^{①者}せ申候而可然之由被

仰出候也、

右通御禁止之明文乍有之、先年取しらへ候時分見落、

其後不圖見當補置、然者肥後隈庄入御手候節、地下

人本来一向宗之故、右之通改宗被仰渡、殊更幸侃被

召移候ニ付而ハ、其取締茂可被仕之處、却而門徒

〔二〕被引入候筋欵、不審之基御坐候、尤それ已前

永祿五戊二月比、真幸院主北原又八郎兼守死後、其叔

父民部少輔并高崎城主白坂下總介など、一向宗之惡黨^{⑤徒}

と成、佛神に違背し、此宗ニ不成者ハ可討果と相企、

領内別而及争乱、無程滅亡仕候事、旧記等ニ相見得^{④候}、

▽⑤「コレハ一文下ケテ書ク欵」
旧記云

永祿九年丙寅閏八月八日、彼岸サム、霧嶋参、庄内

衆三百人焼死ス、一向宗也、此事ニ而考ふれば、庄内ハ、
幸侃領之前より一向宗あり、△

又数寄屋之儀も、天文十年、豊後國主大友義鑑「南」

蛮僧入付、其子宗麟杯代ニ者、禪宗を改^{⑤ナシ}めて皆鬼里

下宗ニ相成、古来之神社仏閣茂悉^④致破壊、新府内諸

所ニ四拾八ヶ所之數寄屋を構へ、日々碁・将基・双六

等之遊興耳ニ而、武備之手當等茂無之、終ニ者

日新公御^④歿後、此國茂及滅亡、何れも邪宗又ハ悪黨

と舊記ニ書載^{⑤ナシ}御座候間、當時御禁制不被遊候而者

御政事之妨ニ而、終ニ止滅之媒共可相成^④萌、疾ニ御

先見被為在、右通被為禁置、御哥迄被為詠置候筋ニ者

無御座哉、然処天正十五年、太閤西征ニ本願寺光佐上

人被召列、於西國兵糧等之儀者、専^④右一向宗之徒類

共前以より致内應居、差續為申由、夫故至今^④薩州領

内者、殊ニ彼宗門被為禁止候趣、中井氏逸志ニ而為見

④「中井權賢、号竹山、通稱善太」

覺様有之、是必正説ニ可有御座、勿論其頃御國ニ而も、
 伊集院幸侃杯一向宗ニ而為有之事者、 貫明公御代、
 (頭注「此踊衣裳ノコトハ旧典書抜」見タルカニ覺上)
 踊衣裳御借入之節、彼家内共借上 不申、一向宗者衣
 類茂人ニ者不借ものと欵被為書候物御座候哉に見覺為
 申様有之、

▽ ⑤義久公御娘乃御方江文の写△

近衛殿帰京前にて、濱之市へ御入之筈候、御能有之
 筈候、我等も土に立候、もの、拍を踏候事、稀事
 故、(随分)「かいふん」精を出し二三番相勤事候、あハれ
 (ナシ)「とハ」見せ度候、幸侃内方江赤き小袖借(り)ニ遣候
 (傳共)「へと」無之由候、一向宗之物は借さるもの欵、む
 もし御前江赤き小袖有之候ハ、御借有度候、尺
 短候而も不苦候、近衛殿江きせ奉(る)べく候、かし
 く、

月 日 (島津義久) 龍伯

むもじ 誰にても御申給へ

右年号も無之候得共、近衛信尹公文祿三年甲午薩州坊
 津ニ御配流、慶長元年丙申六月六日御帰洛とあれバ、
 其以前がたの事なるべし、幸侃内方吉利氏不宴と見へ、
 同五年八月十六日 惟新様御状ニも左之通、
 (義弘)

(本文書ハ「旧記雜錄附録ニ 八八号文書ト同一文書ナルベシ)

一伊(奈)圖書方、山(口)勸兵衛(方)を以(以)被仰(付)者、
 幸侃女房大坂御城へ三度推參仕、已(ニ)内府様御座
 所江罷出、御國元之様子、種々様々(ニ)惡様ニ言上
 仕候、然時者、か様之佞仁を上方(三)被召置候
 (者)「ハ」御奉行中諸人江も罷出、いか様(やう)之儀を
 申かずめ候はんも不相知儀候条、早々差下候而可然
 候▽◎はん由△、しめて御吳見(故)◎被成候条、
 任御意可差下由、御返事申入候、其後△小傳次并
 (ニ)母暇遣候▽◎由、以両使申聞候△三郎五郎・千
 次下向之儀者、聊以▽◎拙者△不存候、小傳次ニ暇
 遣(候)由申候時(ハ)◎はや五日以前▽◎ニ三郎五郎・

千次△下向仕候由、▽◎返書ニ申来候△扱々慮外
 (◎主應) 云々、
 (本文書ハ「旧記雜録後編三」一一一五号文書ノ抄ナルベシ)

川上商山老原田盛右衛門へ為被遣状ニも左之通、

一幸侃家老北郷與右衛門与一人ニ而も幸侃死骸彼屋形

江被遣候時、内儀死骸を見、泪をも不流、我即自害

すべし、三郎五郎・千次ハ與右衛門害し候へ、心有

被官共ハ屋形江切入候へ、家ニ火を懸候へとくるハ

れ候処、與右衛門、妻子者可有筋之間、東福寺へ可

被参由被仰出候、家之残儀候間、是非共寺ニ御入候

へと申ニ付、東福寺江被参候、吉利左右衛門殿、白

坂宗兵衛殿咄ニ而も、彼両ハ内儀之少つゞき故、度

々御使被申候事、

季安云、伊地知甚左衛門重信入道昌繫、幸侃御成

敗之時、持死骸御使ニ参候由、家調ニ有之候、△

尤 太閤入之前方、天正十三酉十月、羽柴秀長より松

本刑部と申者へ申付、同名六郎左衛門と申船頭を幸侃

方へ差下(シ)、早々可有御降参向ニ可取計旨、申含遣

候事共、松本由緒書ニ有之、且同十四戌九月、日州耳

津へ罷下候もの、便より、四國兵船豊後江押渡候事相

聞得、且河上舟伴・家村隼人両人子之出家迎、彼便ニ

為頼遣状茂相届、京衆下向必定ニ而、御家系中江(か

たり)付候人多く、笑止之由申遣候事共、上井日記

ニ茂有之、左様(之)折柄、同十五年四月、果して西征有

之候処、幸侃第一ニ奉勸和降、同廿一日、日向口之大

將前文秀長之本陣ニ、自身直ニ人質とシテ罷出、剩大

口地頭新納忠元之様、抱忠義而堅く致城守候方江者、

自身石田三成杯同道ニ而馳廻、和降之催促等仕、其上

同五月廿六日 太閤御朱印ニ茂、伊集院無親疎被見及、

或ハ大隅之内伊集院右衛門大夫居城ニ付者一郡之儀者、

最前より右衛門太夫へ被仰(付)候条、可得其意と有之、

其最前よりと被為書候詞、且御家系中ニ(からくり)付

候人多と前年より告来居候儀共、決而前文十三年十月、

秀長より松本氏差下候時分より、粗右之向ニ蜜約ニ而、
 内通為仕居姿ニ〔被推考せ〕、表向者〔為〕御國家〔盡忠〕、
 馳廻候様ニ見得候へ共、内實者自身出世之足次ニ賣國
 候仕形、奸悪之至、左候而、其内通之手筋者、右之光
 佐上人一向宗之方より引〔入〕れ為申ニ可有御座、夫故
 中井氏茂何ぞ〔按據〕有之、前文之筋ニ書記為申筈ニ御座
 候、素より幸侃逆心之事者、右外ニ茂段々致散見居、
 天正十六子二月欵、貫明公より新納武州へ為被下御
 書中ニ茂、舊冬幸侃下向已来、闕白様氣色一段可然、
 諸歴々茂羨敷申散候杯被為書候事ニ而、太閤御前ニ
 者萬事悪様ニ致讒言置、幸侃在洛中ハ、御不都合之時
 宜被想像申事ニ御座候、又比志嶋紀州忠節之儀ニ付、
 慈眼公御筆并〔家人〕「御誓詞案文、又者」伊勢貞昌上書〔ナ〕ニ
 者喜入忠政訴書等〔ナ〕ニ茂、第一幸侃逆心之事相見得、
 勿論此事ニ不預儀も有之、乍長文此冊へ寫載せ置申候、

覺

比志嶋〔國座〕宮内少輔御仕置被仰付候御仰出

◎「忠恒公」少年之時、從 太閤公家督之儀被 仰出、高麗江相渡、
 萬事無案内之處、竜伯公 惟新公被仰談、伊集院下〔入〕
 野入道抱節・鎌田出雲守・比志嶋紀伊守を被相付、朝〔政近〕
 夕側をはなれず、内外共〔國貞〕可然様ニ精を入、就中伊集
 院右衛門太夫人道幸侃、誇威勢國を傾んといたし候を、
 右三人見及、竜伯公 惟新公〔忠棟〕江奉得 御内意、諸人
 幸侃〔心〕江心を合せ候ハぬ〔様〕ニと回計〔一策〕、高麗より帰〔三成〕
 朝以來、國之仕置等念を入、別而石田治部少輔亂劇已
 後、國家あやうく成行候時も抽忠節、道をた、しく相
 守候故、國家無吳儀安全、當家之中興誠〔三〕其功不可
 勝計也、因茲、比志嶋宮内少〔國座〕輔事、前かた不相馴、
 心中之邪正を雖不知、紀伊守跡を重んし、家老役申付
 候処、無智無能にして、背舊政〔專〕新儀、我志之所之に
 まかせ、畜金錢愛酒女、且又内者殺害等を輕し、無道〔他書〕
 之驕有〔の〕候間、諸人見せしめのため、種子嶋へ令流罪、
 一比志嶋宮内少輔殿へ、寛永五年正月、中納言様自江戸御使大野將監
 命を助置候得共、生れ付不神妙之間、我悪を悔、分別
 殿・高崎玄蕃頭殿兩人を以、御意羨敷由、正月廿七日ニ被、仰出候
 を改、重而可抽奉公志者無之、還而催惡黨難をいたす
 則同廿九日ニ熊之タケ江入寺、ヤカテ二月七日ニ住持同心ニテ谷山ヨ
 へき志連々顯然候間、令行死罪候、自此方義理者不違

り遠鳥（朱書ハ「旧記雜錄附録二」三七〇文書ト同一文書ナルベシ）
候処、右之悪、心故、天罪不遁候事、（〇慰）

一山田越前入道理安事、先年大友家催六ヶ國之軍兵、日
州表へ取懸候処、為高城之主頭、連々城を可持覚悟有
之候故、始叔父中務少輔歴々令籠城、於彼地支留、（〇之）

龍伯公 惟新公其外薩隅日三州之人衆不殘指合、安否（〇老）

之合戦有之、而被得勝利、全并三州、加之九州大形雖
屬幕下、太閤公天下之大軍を引卒し給ひ、日向・肥

後兩口より押入せられ候処、又於高城相支、彼地ニ而
和睦成候、然處肥後表者、出水より早々使を出、義（〇二）

虎太閤公へ被申入、何之子細茂なく川内迄押入せられ、
又太郎忠辰力、無正躰候故、龍伯公被成落髮、太閤公御陣へ御參

候而、當家相續候、それより以來理安事、龍伯公御
家老役被仰付、別而被召仕候事、

一三原遠江入道（重秋）〔昌安〕事、抽奉公、依為義士、御家老役
を被仰付、由、古來之衆物語委聞傳候、不幸にして子（〇統）

孫断絶之故、其跡を同名備中守令相續候間、近年家老
役申付候事、（重種）

以上、

十二月晦日

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」一九八号文書・「同附録二」三六九号文書ト同一文書
ナルベシ〕

〔別紙、〇七号二「加治木川崎氏家藏」注アリ、〇二八八号ナシ〕
一〇〔忠恒公御誓詞之〕御案文

一龍伯様 武庫様御事、聊分を不奉存可抽忠孝儀、尤
不新雖順儀候、平生之存置も、我等就進退、御兩

殿様より、縦無理非道之雖蒙御愛候、不違孝儀、為
拙者毛頭不可成鉾楯之企心底、當時▽（正）世上△無心

許時節候間、弥此憤甚重候、いかやうの忠節之仁た
りとも、於逆儀（諫之諫考）、曾以不可致同心候事、（〇ナシ）

一御家相續之儀、御兩殿（様）以御分別被仰付候、寔
一世ならぬ面目、此等之御高恩、以何事可奉報候哉、

内々對 御家惡逆之仁在之而、御兩殿（様）別而御
心遣之段、連々ふかくと被仰聞候、片時茂無忘却（〇ナシ）

候条、如何様以時節令誅罰、御家安泰之可勵忠貞
候、然者彼輩江入魂之衆、向後糺輕重、銘々可處嚴

科事、

一惣御家中定 御而殿被召仕人数、又我等可召仕衆、

當分者可相分候、因茲人々心持可入事候、拙者事ハ

いつれを(⑩わかす)「不分」諸侍同前ニ可相守候、勿論奉公之浅

深ニより、其賞罰者可有之事、(⑩在)

右條々、各以同心士卒皆令歸腹、御家繁榮之調議(⑩儀)

可為本望候、此旨於偽者、

(本文書ハ「旧記雜録後編」二一二九号文書・同附録二三五九・三七一号文書
下同一文書ナルベシ)

右年月日茂無之候得共、朝鮮御渡海前之事ニ可有御座

候(⑩ナシ)、左候(⑩而)□、内々對 御家惡逆之仁(⑩手)「云々」被為書候

者、幸侃事ニ別儀有間敷、仍此処へ写置、抱節など誓

詞茂此時之事ニ候半、合せ知るへし、

「此張紙迄者於謙老公御覽
被遊候間、本文ニ(⑩世)
謝告」

▽⑩右條々、張書ニ而有之故ニ右之通本文ニ小書あり

し△

8 「伊勢兵部文書貞昌日記云」

一家久公及御臨終御辭世之御詠哥并(⑩二)御(⑩)共書認候、

其内嶋津圖書入道紹益・鎌田雲州・比志嶋紀州・伊集

院抱節・伊勢兵部、此五人之位牌、御魂殿之両脇(⑩可)

被召置之由被仰置候、案此謂候欵、高麗御陳之時分よ

り、幸侃謀反之企御座候、此五人見知候而、日夜合心

令守護御陳所、御帰朝之以後も不及油断、御家御恙無

御座候、其忠節を甚深不被思召忘候欵与忝奉存候云々、

右、旧典抜書一向宗考ニ入、「二有之、御覽已後補之、尤一字「下書」
⑩下々書へしと有之
候事、本のまゝ」

以上

謹而致言上候、然者比志嶋宮内無道至極之故、きひし

く被仰付、後代諸人のミせしめに御行候儀、御分國之

儀者不及申、他國迄茂御尤之御沙汰と申候由候、誠(⑩)一

身□無道故、数代之家をたやし候事無念、又ハ先祖江

之不忠、中々可申やう無御座候、就其、我等久敷存

つもり候得共、色々思案仕候故、未申上候、弥存寄候

儀候間、先申上候、如御存先之鎌田出雲・比志嶋紀伊

事、諸人ニすくれ御奉公仕たる人にて候、其段々近年

之儀者、御存候儀候間、雖不及申候、程遠成候得者、

御失念有御座へく候条、細々申上候、龍伯様御家督候御時より、幸侃以之外をこられ候事、龍伯様惟新様数年被御覽付候へ共、御あいしらい被成候而、被召置候、次第ニこそり申候事、諸人見及候へ共、御兩殿様へ御内儀ニ申上人一人も無之、結句幸侃へ皆ついせう仕躰候処、比志嶋紀・鎌田出雲兩人ハ、わきを不見合、御兩殿様江御内談被申上たるよし候、其時分之儀、我々者若輩之儀御座候つる故、中々不存候、左様候而、太閤様御國御發向以後、幸侃自太閤様御直ニ知行被遣、大身ニ被成候^(三)付、弥御國を我ま、ニ被仕、御家あやうく成候ニ付、御親類衆之内ニ茂皆御用心にて御内談被仰^{伊付}候事不罷成、紹益老へ^(ハ)被仰知候、右馬頭殿などへハ、ちかき比こそ被仰候躰ニ^{長辰}而御座候つる、高麗へ御渡候前ニ、相良日向・新納遊^{伊集院}甫^{伊集院}などへハ被仰聞候、拙齋・抱節へ^(ハ)それより以前被仰知候、就其拙齋へハ被仰付たる儀共御座候つる、我等親へ者自^{伊勢雅樂入道任世}惟新様、とくより被仰知、^{唯公}一^{久保}郎殿様御縁組之儀ニ付候ても、先之藥院を御頼候て、太

閤様へ御内儀共被仰上候、御使仕候条々、段々色々之儀御座候へ共、長々敷事候間、大形申上候、於高麗如御存五六人被仰聞、誓紙共御させ候、さて従高麗被成御帰朝、於伏見きとく成時分、幸侃御打果候て、御家無^無儀候事、偏天の御をしへにて御座候、其時分ハいか、可有御座かと我等式ハ存候つれハ、やかて石治少^{田三}成^成弓箭被取起候時迄幸侃存生候ハ、御家ハ可相果申候処、妙不思儀成御事、申上も疎ニ御座候、さて又関ヶ原之合戦やふれ申候て、日本一統ニ罷成、御國計御取付候事難成候而、先鎌田出雲を為御使被指上、御佗言御申候処、無^無殘所被聞召分、早々御上洛候へ、少も御別儀有御座ましき由被仰出候間、出雲罷下、其段申上候得共、奉始龍伯様、諸人同心無之、却而出雲ニ諸人不審をかけ候得者、少もひるみ不被申、是非ニ被成御上洛尤候由、申とをられ候へ共、色々にて御上洛餘御延引候間、先御しちのことくニとて、紹益老上洛させられ、其上ニても御上洛可有之御様子ニ茂無御座故、天下ハ御人数を可被指下御内意之由風聞ニ付、出

※1

「政近」^{國貞} 雲・紀伊 惟新様へ被得御内談、をし返し、龍伯様へ御意見候処、源次郎、加藤殿へ申合、御國をくつかへすへきからくり候儀、證文共申候而、龍伯様も其時はたと前之御分別被成御替、御三殿様御一味ニ被成御談合、即源次郎兄弟御成敗候而、事ゆへなく御家目出度相續、^{家久} 黄門様如此御くらゐニ御のほり候、不大形めてたきにて御座候、右之被成御氣遣候事、昨日けふの御事にて御座候、御國へ人多御座候へ共、近代一大事之時、骨身をくたき、人のにくミをかへりミす、御奉公被申候者、右兩人にて御座候、如此忠節跡にて候間、紀伊之跡を御たて候てハ、如何可有之候哉、向後諸人之覺、又御家之御祈念にて御座候、若跡を御たて候とも、^{國隆} 彦四郎國安カ^ト 親ニ可相似申候間、是ハ島を御出し無之、出家ニ罷成候様ニ尤候哉、比志嶋監物事、^{範貞} 幸侃^{⑨ナシ}へおいにて候、彼祖父清安与申候ハ、幸侃弟にて候故、御内をはなれ幸侃へ相付、高城へ地頭にて、庄内へ被召向候時も、殊外御適仕候へ共、監物親左馬助ハ、親ニ相はなれ、

鹿兒嶋しかと相詰、御弓箭中も御奉公被申候、是も忠節之家にて御座候、比志嶋之惣領にて候間、定彼家ハ^{左義時} 子ニ相渡御意にて候ハ、忝存候而、紀伊跡可相續候、去年御成前より、久敷馴申候而「見」申候、御用ニ可立人にて候、あとを御立候共、知行などハ勿論多ハ入申ましく候、前分限にて候つる^{⑩百五拾} (百五百)石にても可然候ハんかと存候、宮内少事、野心などにて御成敗候ハ、中く其跡御立候儀あるまじき候へ共、これハ其身不分別にて、時之老者役仕、種々一國江おこひ悪候付、如此被仰付候間、^{國隆} 宮内少ハ一篇御させ候て、紀伊^貞 忠節之跡を御そたて候ハ、君之道ニかなひ可申かと存事候、人の家をたやし候儀、上中下ニよらす、なげかしき事候間、忠節之跡を御そたて候て、彼家御つ、け候ハ、御家之御祈禱ニ可罷成候、此段老中衆へもいまたすこしも内談不仕候、よく御思案の上にて、可然与思召候^⑪ (ハ)、為御意被 仰出、又皆々衆之被申やうをも、上聞御尤ニ奉存候、此旨可然候様御披露所仰候、恐々謹言、

〔寛永八年〕

閏十月廿五日

仁禮藏人殿(願景)

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

(本文書ハ「旧記雜録後編五」四六九号文書ト同一文書ナルベシ)

※1 (9)行間、朱書

「此頃源次郎反問ノ謀ヲ以テ 貫明公ニ申上コトト惟新公ニ申上ルコトトハ皆表裏ノコトノミアリテ、両公ヲ中惡シク申成シ、既ニ鹿兒島ト富隈ト弓箭ニ及ハントセシト也、其時ニ源次郎肥後ノ加藤清正トカラクリ、船手ヨリ打入ラセ、自分此方ヨリ内應スヘキトノ密謀露顯シテ、 貫明公始テ惟新公御父子ト和合セシト云ヘリ、幸侃父子ノ不忠、中々筆舌ニモ竭シカタキコトト左ノ覺カキニモアリ、

鹿屋三右衛門兼長、関ヶ原ニテ散りくニ成テ、中國ヨリ歸テ備前迄来ルニ、薩摩入トテ黒田・龍造寺・立花・加藤等ノ軍衆出立折ナレハ、打交テ敵ノ評議トモ聞届、肥後八代川田村ニテ左條ノコトヲモ聞取ト也、 一伊集院源次郎殿より薩摩方コマカ成繪圖并所之地頭衆を書立、彼地へ被差遣候事、一からくりハ何時茂船手方より入候する間、諸廻船御用之事、

一伊源次郎殿肥後表からくり両度之使衆家名ハ口傳ニ有之事、

右外段く聞テ、出水ニ御番アリシ大将紹益ナトニ申上、其ヨリ人馬ヲ給ヒ帖佐ニ急キ、 惟新公ニ言上ス、伊勢平左衛門ニテ裏言シテ曰、態ト山く、り被遣候共、敵陣ノ催等程ハ届クマシ与 御家之忠節大慶トノ旨也、富隈ニモ言上、

龍伯公 少将公召見テ委ク聞玉ヒ、猿渡新介ニテ御禮アリシ赴キ細く兼長覺書ニアリ、

覺

〔上下略ス〕

一比志島宮内少輔嫡子之儀、於屋久島可被成出家と仰出候(◎出)

事、

以上

十一月廿八日

〔本文書ハ「旧記雜録後編五」三三六号文書ノ抄ナルベシ〕

〔本末切レナシ〕

言五百石之筈ニ被賦付候由、御使申候、右之高者比志島監物(ママ)

へ被仰候知行にて御座候、為御心得候、恐惶謹言、

五月三日

久供判

喜入久右衛門

喜入久右衛門

10
〔ハリ紙、③ナシ〕
〔家譜〕

右書中ニ幸侃自 太閤様御直ニ知行被遣、大身に被成候〔三〕付、弥御國を我ま、ニ被仕、御家あやうく成候〔三〕付、御親類衆之内ニも皆御用心ニて御内談被仰候事不罷成、紹益老へハ被仰知候云々と有之比之事ニも可有之、左之通起請文見當寫置、

※2

義久公御判

義弘公御判

天罰起請文之事

一 老ケ条被仰聞、愚意申上候儀、向後永々無別心奉勵御奉公、不限彼儀洩申間敷事、

一 世上いかなる計策有といふ〔〇共〕、其案ニ不入御奉公可申上〔候〕事、

一 他國之物沙汰承付次第、可致言上候、若又我々進退之儀、於被聞召付者、〔一々〕可被仰聞之段奉仰事、

右條々於偽申上者、

神名

天正十七年五月二十四日

本田因幡守

正親判

八木越後〔守〕
嘉竺判

比志島紀伊守
國貞判

鎌田出雲守
政近判

伊地知勘解由左衛門尉
重元判

〔高津紹益〕
宗員判

〔圖書頭〕
忠長判

〔〇助〕
阿多掃部介
忠辰判

〔平田〕
左馬介
増宗判

平田左近將監
藏宗判

伊地知伯耆入道
増也判

平田豊前守
宗祇判

新納武藏入道
拙齋判

村田雅樂助
經宣判

▽◎田代刑部少輔

清辰判△

吉岡藏人

久延判

山田越前入道

理安判
(利案)

稻留新介

長辰判

伊勢雅樂入道

任世判

川上源五郎

久辰判
(忠)

平田美濃入道

舜廬判

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二五九三号文書ト同一文書ナルベシ)

右式拾言人ニ、御親類衆よりハ、紹益忠長御言名ニ候間、皆御用心ニて、被仰聞候事難被成時勢茂致符合候やうに有之、尤一ヶ条被仰聞、愚意申上候と有之儀者、前件ニ寫載(申ナシ)候、慈眼公御筆仰出ニ、諸人幸侃江心を合せ候(申)様ニと被為書候御趣意ニ付、萬一かやうの御談合幸侃へ追従のもの共承付、洩申ものも有之

候而者、別而及御危難候事ゆへ、只無題ニ一ヶ条と

(被為書候)為被書ニ者無之哉、又拙齋・抱節へ者夫より以前被

仰知候、拙齋へハ為被仰付儀共御座候と貞昌被書候ハ、

左之通為被下御書之事ニ候半、

11

先日一ヶ條申出候處、懇切之返答、殊更墨付見來、乍案中頼母敷令喜悅早、弥向後無別儀可被抽忠節之状如件、

天正拾七年六月廿六日 龍伯御判

新納武藏入道との
(忠元)

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二五九四号文書ト同一文書ナルベシ)

12

魯笑已來至于今、内外共別而被致奉公、尤神妙之至也、殊今度深々、以神載被顯心底、頼母敷令欣悅早、弥可被抽忠貞之状如件、

天正拾七年七月二日 龍伯御判

伊集院下野入道殿
(久治)

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二五九五号文書ト同一文書ナルベシ)

※2 (頭注、㊦ナシ)

13 「喜入撰津守忠續訴訟事」

一伊集院右衛門大夫入道幸侃、久々家老役仕候処ニ、高麗御弓箭前かた時分より野心相企、御家を子にて候源次郎と申者ニ續せへきと相計候、此事露顯申、龍伯様 惟新様 黄門様聞召被通数年御心遣中く可申上様無之候、然処高麗御在陣七八年之間ニ 太閤様へ申上、石田治部少殿へ御談合、御國御一家衆・同一所衆所かへニ罷移、知行少分つ、ニなし、同諸侍少身之衆迄、本領方々へくり替、其上ニ知行少分つ、ニなし、其身ハ庄内都城へ移、高八萬石從 太閤被下、其威勢中く絶言語躰候キ、然間幸侃可有御成敗御内談、御隠蜜候間、被仰聞衆廿人計之外ハ無之候処、拙者其比乍若輩、蒙 御意故、日夜才覚申、忠節心懸候、其時分、諸侍衆皆々本領を幸侃申はなし、少身ニなし候、右御成敗無何事相調候ハ、拙者本領返可被下由、從 黄門様御判形被下候、御使伊勢兵部少輔・相良日向守にて候、幸侃於伏見御

成敗ニ而、庄内相濟候、今年之七月、内府様と秀頼御弓箭ニ成、七月十八日より手形出、八月朔日ニ

伏見落城候、其時拙子 惟新様以御下知、方々走廻り御奉公申上候事、于今存之衆有之候事、

右茂式拾人計誓詞之事致符合證據也、

(ハリ紙)

14

「二字下ヶ補」(ハリ紙)
「義弘公御譜十一」
「譜」

一一向宗之事、麻植善左衛門殿・中村甚左衛門殿、

鹿兒嶋老中衆談合を以、諸侍者禁制、以下之者ハ皆

同彼宗門ニ可罷成(由)、廻文被成候、其御拙者申候

者、武庫様御身辺之事ハ高麗ニ得御意、一向宗ニ可

罷成よし、利口ニ申詰候得共、

御許被成候處、不入儀立申候(而者)、後日如何候

可有哉と肱枕被申、鹿兒嶋之御下知之候、然間

侍も少々ハ彼宗旨ニ為罷成由申候、さてく御神慮

までを御守、御両殿御帰願をも奉侍候處(三)不成

正儀事口惜候、於御分別^{○者}ハ彼宗ニ為罷成侍共、五人

も十人^{○ナシ}成敗申度候、御留主之事[○]候条、上意

難量候、是非共向後之見こりニ候条、頸をはね、辻

ニ立度候、御納得候^{○者}ハ、御墨付可被下候^{○事}、

八月廿二日^{○三} 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

旅菴[○]花押[△] 旅菴[○]花押[△]

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一一八五号文書ノ抄ナルベシ)

15 新納旅菴日記

〔文〕祿二年癸巳

初之九月八日ニ、又一様御遠行被成、其御左右、同月

廿七日栗野へ到来候、

一少将様御當家御連續可目出度由、各 竜伯様へ言上候、

御談合衆馬頭様・鎌田出雲守・新納武蔵入道・喜入大

炊・伊勢兵部少・川上上州、御使者吉田美作守・拙者、

幸侃入組被申候得共、鎌雲州・拙齋被申分ニ而其より

龍伯様御内意相濟候、

一吉岡藏人殿を以、石治^{○部}少より 少将様早々可有御上

洛由被 仰越候、就夫、京都へ御使可指上候御談合候

而、閏九月九日ニ御談合相濟、拙者へ被仰付、同十一

日ニ栗野を打立罷上候、 竜伯様より御小袖^{○マユ} ツ銀子

式枚拜領仕候云々、 一閏九月、 少将様御家御連續

ニ相定候云々、

〔右御覽後補入△

又 慈眼公前件御筆仰出ニ、高麗江相渡、萬事無案内

之処、 竜伯公 惟新公被仰談、伊十院下野入道抱節^{○集}・

鎌田出雲守・比志嶋紀伊守を被相付、朝夕側をはなれ

す、内外共精を入、就中幸侃^{○威}誇盛勢國を傾んといたし

候を、右三人見及、 御両公へ奉得御内意、諸人幸侃

へ心を合せ候^{○ん}ハぬ様ニと回計策との趣被為書候事共ニ

付、御渡海之時分起請文奉差上候而、為被下御状ニ候

半、左之通、

16
〔ハリ紙、⑨ナシ〕
〔御家譜〕

以神載甚深被顯心底趣條々、尤神妙候、誠為當家之、
為我等父子之、感悦之至難謝儀候、春日 八幡 天
満大自在天神御照覽、為拙者者不可有別儀候間、弥無
相違、向後對忠恒別而添心、可被抽忠節事、偏頼入之
状如件、

文祿四年二月廿二日 義弘御判

伊集院下野人^{〔久造〕}道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二二一四六五号文書ト同一文書ナルベシ〕

17

今度三ヶ条以神載深甚被顯心底、誠為當家^{〔⑩之〕}□、為我等、
旁神妙候、春日 八幡 天満天神茂御照覽、何様同
心之儀、毛頭不可有忘却者也、

二月廿八日 竜伯御判

伊集院下野人^{〔久造〕}道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二二一四六九号文書ト同一文書ナルベシ〕

右様奉始 御^{〔三〕}両公、御心安輩江起請文等被為取替候事、

第一幸侃御國之隙を伺ひ、何卒^{〔⑪〕}而可致傾覆心底被為
見^{〔⑫〕}及候三付、專其御用心之為ニ為被仰付儀、今更彼
是参考仕候而被推計申事候、右外新納旅庵覺書ニも、
文祿二巳九月、一唯公於朝鮮御遠行之御左右、同廿
七日栗野へ相聞得、慈眼公御連續可然と御談合之節
茂、幸侃入組被申候得共、鎌田雲州^{〔改近〕}・拙齋被申分候而、
貫明公江御内意相濟候趣相見得候、是亦参考仕候へハ、
此席^{〔⑬〕}ニ而雲州・拙齋被申分と有之事ハ、五ヶ年以前天
正十七丑五月、雲州・拙齋等より為被差上置起請文三
ヶ条之内ニ、世上如何成計策有といふとも、^{〔其〕}某案ニ不
入御奉公可申上事と云、一諾^{〔⑭〕}之首尾ニ可有御座、萬
一如此時代被申分候人無之候ハ、御家之御危難無此
上も事ニ可成立心底ニ而、幸侃入組為申ハ無別条被相
考申事ニ御座候、又同三年十二月、唐嶋より京都へ旅
庵^{〔⑮〕}為御使被差登^{〔⑯〕}〔セ〕、從 松齡公 貫明公江被仰進
^{〔⑰〕}〔セ〕候事有之、罷立候節、伊勢貞昌を以、幸侃心底之
族有之ニ付御書拜領^{〔⑱〕}〔セ〕京仕舞次第罷下、栗野へ御留守
番仕候様為被仰聞趣茂相見得、同四未年、幸侃計略に

て、石田三成江遂奸訴、三州歴々古來領地新恩等ニ至迄、一統惣操易と申事取計、自身ハ肝付郡より庄内之〔福地〕ニ罷移候、左候処、翌五申六月、慈眼公朝鮮より抱節へ為被下御状ニ、今度知行沙汰之儀、一圓雖無案内候、向後國家可相守儀候間、龍伯様 武庫様へ得御意、諸士安堵させへき鬱憤そと被為書有之、旁幸侃逆威相振居候折柄、松齡公再朝鮮御渡海〔西〕ニ付、慶長二酉二月〔廿一日〕帖佐御立、翌廿二日、於川内一向宗御禁制、其外御留守中御取締向之事共、段々長壽院・上井神五郎等へ被仰付置、左之通相見得申候、

〔ハリ紙、④ナシ〕
〔家譜カ〕

一一向宗之事、先祖以來御禁制之儀ニ候之条、被宗牀ニ成候者ハ、曲事たるへき事、

慶長二二月廿二日

義弘御判

〔本文書ハ「旧記雜録後編三」一八六・二〇二号文書ノ抄ナルベシ〕

右通被 仰出置、三月廿八日、久見崎御出船、志岐國

迄御着候折柄、最初志萬之御賦候処、五千艘相重候御〔一人款〕朱印出来〔至〕ニ付、為御侘言旅庵被差登〔セ〕候得者、京竿御檢地為相濟上ニ、隱田有〔之〕由ニ而、為札方旅庵又御國へ被差下、銘々知行〔被〕差出取揃、被為改候得者、幸侃知行ニ隱田有之、且大崎境立木ニ段々不正之事茂為有之由、是亦旅庵覺書ニ相見得候、右次第我儘ニ付、右様慶長二年、一向宗御禁制被仰出候得共、同四亥三月、幸侃被誅〔セ〕迄之間、改宗等仕候哉無覺束〔條〕、前文之通權威甚敷、結句幸侃へ皆致追従人多、或者幸侃心底之族有之抔相見得候、〔此字不審〕幸侃信仰之一向宗茂被為禁止、先日貴様御咄之旅庵状抔〔ニ〕茂、士分以上之者、就中被為禁止由之事共、彼是考合〔セ〕候得者、右牀致追従候輩を、専幸侃より其宗旨ニ引入〔レ〕、黨類次第ニ相増申勢ニ候故、幸侃〔ニ〕心底之族有之抔相見得、分而一向宗〔被〕為禁制候筋ニハ無御座哉、旁以逆意露顯之折柄、石田三成茂御注進被申上候〔ニ〕付、慈眼公御手討為被遊筈と奉存候、猶其後茂此宗門相殘候哉、慶長四年夏、同一年八月、同一年八月、左之

通被為改候、

19 「二」 覺

一 龍伯様被召置たる法度已[◎]下、用捨可入之事、▽◎付御
内之作法出仕以下、此跡ニ不易やうニ可有分別之事△

〔四ヶ条もらす〕

一 於鹿兒嶋神水之事、付一向宗法度之事、
一 信心之儀、被捨間敷事、

〔三ヶ条略ス〕

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」三七五五号文書ト同一文書ナルベシ、尚二号文書ノ
行間ニアリ〕

慶長四年夏とあり、惟新公仰出ト奉存候、

〔別紙、朱書〕

〔二字下ヶ補〕

○ 起請文之事

御在伏見にて

一 奉對 竜伯様 惟新様 忠恒様、毛頭不存別心、無
二 之御奉公可仕候、如何様之悪心之者、為何はかり

事を仕候共、同心不申、則其旨可申上事、

一 御前之出合、聊以もらし申間敷候、世上之物沙汰承
付候者、無吳儀可申上事、但無正儀事ハ被間食捨奉
頼候事、

一 主人之御上かけ事申間敷事、付御暖之儀ひはひ仕間
敷事、

一 或者御親子之御間、或御夫婦之御間、悪きやうに申
成間しき事、

一 朝夕御食物之儀不及申、少々御食物ニ付而も、聊尔
仕間敷候、萬一いかなる人々たくミを以和談けうか
ひの儀被頼候といふ共、其案ニ不入、悪人之心中之
通具可申上事、

一 御代と御きらひの儀候条、一向宗ニ曾以罷成間敷事、
一 當時幸侃妻子背御下知、[◎]被構逆心候間、雖不申儀候、
曾以通用申間敷候、勿論此跡も不通仕候事、付若彼
仁へ入魂之者於有之ハ、至其輩も聊申承間敷事、

右條々若於令違犯者、

慶長四[◎]年八月七日

衆中連判

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」三八四三三号文書ト同一文書ナルベシ〕

起請

一今度一向宗就御糺明、互心底不存候、我々事ハ彼宗ニ不罷成候、勿論向後別心有間敷候事、

一雖不新候、御奉公之一筋無別儀可申上事、

一不可致野心不忠事、付自然雖有讒者、能々御糺明候而可被下⑤ナシ〔候〕事、

右條々若於偽申者、

(靈社上巻起請文神名省略サル)

慶長十一年丙午八月十一日 伊地知民部少輔重政判

西田和泉守隆貞判

〔外ニ四十八人姓名略ス〕

新納武藏入道殿

▽◎参△

(本文書ハ「旧記雜録後編四」二五四号文書ト同一文書ナルベシ)

右通相見得、其後寛永十二亥年ニ茂被為改候事、大口

二之宮氏文書ニ有之由、其趣前々御改被成候一向宗⑤本□

尊出候士衆ハ、知行屋敷被召上候而、寺領ニ而候、下

々ハ財宝迄被召上候、身上ニ口能無御座候、財宝者神

社之條理ニ付与見得候由、同年十月、諸国一統切支丹宗御改ニ付、御當國之儀者、惣而人別手札を以被相改候、是當分札改之初ニ而、同十六卯年迄ニ相濟候由、

▽⑤その比のもの候哉、
在加久藤飯屋 覺

一きりしたん

一うせ衆之事

一不審成旅人之事

一博奕之事

右者、〔本ノマ、〕鹿島上下之横目衆江見立候而可被申出候由、〔被欲〕「見欲」〔見欲〕可仰渡候、

寛永拾五年五月十八日

寛永拾五年五月十八日

△

自其同廿未年、正保四亥年、至今追々七年計ニ⑤ナシ有之事候、一向宗茂切支丹と相混被改事ハ何年より之事〔右頃〕

一當國之儀、他國ニ相替、一向宗・きりしたん宗相禁

▽⑤「半」又右之通拔書も見當中候、

事、別而佛神為信ス也云々△

事、別而佛神為信ス也云々△

扱其頃不思議成説御座候由、

(別紙、㊦ナシ)

23 「▽○(花押)△

覚

一 國家之為ニ可成儀を無言上して、如何様ニ茂 御意

次第と被申上候儀、不可然候、存寄之儀者無用捨被

申上候〔得者〕、被聞召届、以其上可有御分別候事、

〔此間四ヶ条略ス〕

一 當家ニ前々より嫌来候一向宗・南蛮宗之儀、いよく

ミたりニ無之様ニ沙汰肝要候、右宗躰於顯然者、其

科糶〔敷〕可申付候、殊南蛮宗之儀者、當御代天下糶

〔敷〕御法度之儀候間、不可有緩せ事、

〔此間三ヶ条略ス〕

以上

寛永九年九月八日

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」五六号文書ト同一文書ナルベシ)

(別紙、㊦ナシ)

24 「已上

前者蒲生之衆中田代新兵衛尉一向宗ニ而候故、御内被

召離候、然處御火繩御用までニ、御兵具衆より其身を

被買取、飯米被下、火繩之儀可被申付候、身之代御物

銀出候とても、其身者惣一向宗ナミに永々公儀へ被召

出儀者、曾以有之間敷候、兵具衆又披官之様ニ可被召

仕候、此由北郷佐渡守我等以國分民部少輔受 御意相

濟たる儀候間、為御届之如斯候、恐々謹言、

川上因幡守

久國判

寛永十七年

三月廿日

児玉四郎兵衛殿

東郷喜右衛門尉殿

平田藤右衛門尉殿

三原傳左衛門尉殿

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編六」一一六号文書ト同一文書ナルベシ)

(別紙、㊦ナシ)

25 「加久藤喫菜」

一書申候、仍御用之儀候而、大嶋長次郎殿・壹岐源左衛門殿、其表江被差越候、於様子者、此衆より可被申候条、可有熟談事尤ニ候、恐々謹言、

「寛永廿年」

卯月廿七日

山民部少輔
(山田有榮)
山民部少輔
(頼姓久政)
頼左馬頭
(島津久元)
嶋下野

諸所喫菜中

26 「全」

書物

加久藤

今度鬼利師旦・一向宗横見被仰付候、永々共見立聞立無用捨可申上候、若緩於有御座者、我々其科可承候、已上、

寛永廿年

未五月十五日

白坂大炊左衛門
(篤患)
同
西田和泉守
(時通)
同
川野与右衛門
(通昌)

ふもと

横見

坂元郷右衛門

八日町

瀬戸山種左衛門

長江浦

同

竹内志广丞

中嶋榎田

同

赤川次兵衛尉

中福良川北

同

岩崎弾丞

壹岐源左衛門尉殿

大嶋長次郎殿

此兩人五月十五日御着被成、八日町長兵衛所へ御留ニ而、十六日ニハ早々飯野之様ニ御越候、

27 「北郷作左工門家藏」

光久公御袖判

覺

一夫為治國之臣者、物之施善懲惡率直之政可為専用云

と、

「此間十二ヶ条略ス」

一きりしたん宗躰之改、年中ニ一度程ツ、可被申付事、
一一向宗之儀右同前之事、

分國中へころひ候きりしたん者其邊にかもはれまし

く候、乍去不審成儀共有之、又者訴人申出儀共候ハ、遂穿鑿候て、ころふへきものハ其邊ニ、又宗鉢ニ相究候ものハ籠舎・遠嶋或死罪之嘆▽㊦たるへく候間△不死やうニ申付をかる▽㊦へく候△、又水せめ・すねはさみ・木馬などにのせられ候とも、不死やうニ被申付置候て、家老衆使衆以談合、吳國方承候奉行より言上可被申候間、其咎之御仕置共有之事候、此趣内々不被忘存儀可為肝要事、

「此に一ヶ條略ス」

慶安二年卯月廿六日

北郷佐渡守殿

〔本文書ハ「旧記雜録追録二」二七〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔ハリ紙、㊦ナシ〕

「一向宗宗□より内藏右衛門使ニ而、長崎江両度差遣申候、段々之様子、外町之年行司津田又左衛門へ尋申候、被申候ハ、長崎一向寺より引付ニ而者參不申

候、直ニ我等所へ參申候、左候而申候ハ、井之上筑後殿へ可申上儀候而、与風差越申候間、申上候得者、召列可參之由被仰聞候間、則罷出申候、如何儀を申上候ハ存不申候、二三日過候而被仰聞候者、無然々邪道申来候、口外不仕、追返シ可申由候条、則戻シ候通被申候、

一右之後廿日程も御坐候哉、又内藏右衛門津田又左衛門所へ參候而、井上筑後殿御用之由頼ニ申ニ付、被召出懸御目候、其時茂為何様子申上候も不存候、則追返シ可申由被仰聞候間、召戻シ申候、其後者參不申候、口外仕間敷由被仰付候間、于今誰にも不申通被申候、

〔明曆三年ナルヘシ〕
西十月六日

藥丸刑部左衛門

嶋津彈正久慶者、佛道教寄ニ而、自分法名處安忠省大居士と云法号之記等雲水僧ニ便り、松嶋之不住軒雲叟と申僧ニ相頼、寛永廿一申二月、為被書貰事共有之、其外正保四亥七月、興國寺守隆和尚江為被遺状共ニ者、

先住棄叟和尚以來、別而曹洞一派帰依之情甚敷程ニ相見得、御家老御役者其以前より御免ニ而、異国方・宗門方之御掛ノミ、於宅被為聞候得共、慶安二丑六月、

是茂依願御免為有之由、然処、其前後之事ニ候哉、御

領内新宗之張本真純と申者、内蜜ニ近付、上方へ差登

せ六條殿ニ取入、御國中彼宗致發興候様被相巧、於江

戸大久保加賀守様ニ茂取入らせ、(忠實) 寛陽公御事まで悪

様ニ為被申込杯、其比風説有之、真純事、於脇本磔殺

為被仰付由、久慶茂右躰之事歿後ニ顯れ、系図面世代

等被為削候との趣、宝永年間市来家年間書有之、其以

後御取締猶又嚴蜜ニ相成候欤、明暦元未年、初而宗躰

座被相建、若松助左衛門久昌・宮里五右衛門正行ニ宗

躰奉行被仰付、萬治元戌年、國分衆中山口四郎兵衛と

申者本尊持ニ而、同所衆中有馬弥左衛門・左近允藤兵

衛へ被仰付、同八月朔日、両士彼宅へ夜中押入致誅殺

之、其子山口仲助事、同九月、種子嶋へ流罪被仰付候

由、然處、四郎兵衛母、彼本尊者右式災難茂無守護由

腹立、燒捨為申趣、有馬氏書留ニ有之、同二亥年、諸

士并諸寺社ニ至り、被官もの改方、児玉四郎兵衛へ被〔利實〕仰付、左之通書付茂有之、

29 覺

一傳左衛門父子、今度百姓ニ被召成候由、從郡御奉行當

地喫衆へ被仰越候事、

一〔彼〕傳左衛門、先年宗躰御改之刻、老母本尊を出し候

〔一〕付、窄人仕候、其時分傳左衛門申候ハ、親隠岐一

向宗を討果、其崇〔崇力〕ニ而親兄養子迄三人同病ニ而相果候、

就夫、母女心ニ為子共与申、本尊を格護申候、尤内々

笑止之由、折々申聞せ候得共、右之崇〔崇力〕ニ痛隱置候、親

之事ニて候得者、更〔一〕難申出候而罷居候、手前ハ毛頭

其宗躰ニ而無御座由申、手前より當地於諏訪神前靈社

共仕躰候、其後御内被召放由被仰出、百姓ニ罷成者茂

御座候、又職人ハ在郷札ニ而〔一〕無御座候故、任無人、手

前扶持を仕、數年召仕申候事無紛候、然共若被召置仕

合共御坐候而、又内〔一〕ニ片付障ニ茂可罷成儀も可有

御坐と存、龍光寺申入、門前札を取、寺中ニ預置候得共、掛被官御沙汰共在之ニ付、龍光寺より〔茂〕除證文〔ナシ〕被差出候間、追而札御改之刻、家内ニ可召入由、公儀へも申上置候、手前無人ニ而、御軍役難勤候間、同者被官ニ被下候へかし、御侘ニ奉存候事、

一傳左衛門事、於有馬手負、片輪ニ罷成候、女房者不眼に御座候、子龍兵衛事、手前小姓ニ召仕候故、此中耕作然〔手〕と不仕候、其上老母致格護〔手〕候、遠方へ召列罷移儀難成、行迫由申候、手前被官ニ被下儀不罷成候ハ、

出水御蔵入百姓ニ被仰付被下候様ニ申上度候、公儀可然様ニ御申被成可被下儀、頼入存候事、

〔萬治二〕
亥五月廿五日

〔出水〕〔ナシ〕

山田主計判〔有真〕

〔松岩弟〕
〔昌慶弟也〕

兄玉四郎兵衛殿
參

同三子年、阿多衆中實吉南右衛門・吉牟田才次郎、宗躰之儀ニ付、居屋敷被召上、同四丑四月、谷山衆中木藤〔大〕右衛門、高尾野衆中前田郷左衛門、一向宗就御

30

御高百石

右知行、為御近習役分地、此中被給置候処ニ、此節吟

沙汰、名跡被召禿、栗野衆中宗方弥五右衛門事、古一向宗石川仲左衛門後家ニ取合、夫婦ニ罷成、殊ニ女房列子を直子ニ取候依科、衆中被召放、百姓ニ被召成、同八月、財部衆中久木元源藤等三人、一向宗改ニ付、彼宗旨ニ付、色々構偽曲事依申出候、為罪過知行屋敷〔手〕繰易ニ而、岸良へ被召移、同九月、中郷衆中鳥越渡左衛門親渡右衛門、一向宗御沙汰ニ付、居屋敷被召上、同十二月、福山衆中福留為右衛門、依一向宗知行居敷被召上、此類御引付留ニ過分相見得、僅一年中さへ如此候得者、無際限事ニ可有御座、寛文年間ニハ長嶋江茂一向宗有之、山田主計・木脇刑部左衛門并〔有真〕出水衆中面高主馬被差越、一向宗首尾能相治候ニ付、〔ナシ〕御褒美御高三拾石主馬江拜領被仰〔手〕候事、家筋調ニ相見得、其節木脇刑部左衛門祐春ニ者百石拜領、名寄奥書左之通、

味役被 仰付候、小身ニ而者可難勤候、且又先年長嶋中無作法之族有之、堺目之儀、別而 御念遣被思召上、被差越候處、首尾能相鎮候、旁以為御心付、永々被下^⑤之旨、御老中任御曳付、名寄相改者也、

御支配所印

寛文十二年子十一月廿五日

伊東刑部左衛門印^(祐平)

肝付三郎兵衛印^(兼親)

村田五郎左衛門印^(経貞)

伊地知左衛門印^(重政)

新納二左衛門印^(久親)

貞享元子九月札御改之節、外城より差出書物左之通、

31 五人与書物

一 鬼利支丹宗御禁制之儀^⑥、今度弥稠敷被仰出候、我

々^⑥与中ニ鬼利支丹宗之者曾而無御座候、

一 御家御代々御法度一向宗之者無御座候、若右宗之者見

聞仕候ハ、雖為親子兄弟可致言上事、

一 他國人・醫師・占師・出家・山伏、紛鬼利支丹宗之者入来候ハ、則可致披露、付一夜泊之旅人ニ而茂、稠敷僉議仕、不案^⑦成者ニ者、宿滞申間敷事、^(借之)

「外略于此」

其後宗躰奉行之儀、元禄十二卯四月、宗躰改方と被相替、宝永六丑九月、宗躰宗旨と唱来候ハ宗門と可唱且書旨被仰渡、自其御役名茂宗門改方と唱来、安永七戊五月、只今之通宗門改役と御役名被相替候由、

32

右之通、段々任案出書綴得与考合せ申候処、一向宗

茂御元祖様御時代より初り居候久敷宗ニ御座候得共、

如唯今諸國ニ發興仕候事ハ、自何比之事情哉、見覺

無御座、勿論御當國者、御元祖様以来 御代々様

大形禪宗御帰依ニ而、問^⑧ニ 御三代様なと時衆宗ニ

被為成候得共、禪宗を茂被相兼候欵、就中 御七代

恕翁様御以来者、殊ニ曹洞一派御崇信ニ而、至今其

通之御事候、然者一向宗御禁制与申事、 日新様御

代、前件之通御禁物之哥ニ初而相見得〔其内〕為申迄、外

ニ其頃なと一切所見無御座、南蛮宗之儀者、伯圍〔成有之候へ者、切支丹宗相見得、又一向宗之儀〕

様以來御戒と申明文、上井日記〔三茂有之候へハ、者元龜元年間本田若狹守御答目沙汰取扱為申事相見得候間、此而切支丹宗者〕日新様右之御禁哥より 伯圍様茂被

為戒置、其〔後〕御以來之御禁制ニ者有別儀間敷、

〔一〕一向宗之儀も御禁止之明文、慶長二酉二月、初而上井日記より相見得、誰

夫故慶長二酉二月〔其後〕一向宗之儀「茂御禁止之明文」慶長二酉二月

様御以來申事者不詳、乍然慶長二酉二月、初而上井日記より相見得、誰様御以來と申事者不

詳、乍然〔初〕惟新様仰出〔初〕而見當申候処、一向宗

之事、先祖以來御禁制之儀ニ候之条、彼宗躰ニ成候

者ハ可為曲事と有之、「同四年八月之起請文ニ者、御代々御きらひの儀候条、一向宗ニ會以罷成間敷事

共相見得」右之 御先祖様誰様を被為指為被仰御詞ニ候哉、明白之見及無御座〔候〕、然共 日新様御禁物

之哥ニ、是亦同様被為詠置候へハ、右御逝去已後、伯圍様 貫明様 惟新様迄者、最早年間及四拾年候

間、日新様御事を先祖以來と被為書候哉、又者

惣翁様御代、石屋開山ニ而福昌寺被召建候時分、應

永六卯二月谷山宇宿村御寄進状之内へ、彼御寺者、相承石屋和尚之尊意、御弟子次第可有御相續云々、

若違輩〔輩〕之者、不可元久為子孫と被為書置、其已後宗派ニ付而者、 御代々様右法脉相續之高僧御崇信被

遊來候間、右之御事を先祖已來「又者御代々」と被為書候〔敷〕難計、乍然 御當國へ一向宗人來候者、永

録五年比、真幸之北原民部坏より〔初〕而旧記ニ茂見當、尤其時分此宗門之本寺〔甚〕光佐上人〔ナシ〕振威勢居、

元龜元年、織田信長被為征伐之、天正四年茂同断ニ而、同八年遂ニ致降參、 太閤代相成、同十五年西

征ニ茂附來り、文録元年、五拾歳ニ而迁化之由、左候得者、前文永録〔禄〕五年、北原坏此宗ニ被引入候時分、

光佐式拾歳之年ニ相當、信長へ及拾一ケ年敵對仕候程之威勢ニ御座候間、門徒共諸國江差廻シ、宗旨相

弘め為申茂、〔專〕右之光佐代より盛ニ為相成欵、北原又者幸侃坏者、決而皆光佐代ニ為引入事相違有御

座間敷、左様之勢ゆへ、 日新公御事、禪宗御悟道

為被遊御方ニ而、深ク御戒め被為置候半、其上御國邊鄙之僻習ニ茂御座候哉、上使御封書之内(一)、當國江相傳(り)候一向宗之風儀者、餘國ニ相替宗派不

宜段、古来申傳候と欵為有之哉ニ覺罷在候、

(ハリ紙)

「二字下ヶ補入申答」

御宿坊源壽院より使僧を以、御國元ニ而一向宗御禁制之由緒承度旨申来候(二)付、左之通御記録聞合せ返答、

御國許一向宗者、上方筋之宗旨ニ相替、新宗与申候而、邪法ら敷障礙をなし、同宗之したしミ強ク、徒黨を結ひ、君臣之礼を背(キ)、父子之分もなく、無作法ニ有之、仇をなし候儀も御座候(三)付、御代々被成御禁制候、何比より之儀ニ候哉、年来之儀故、御當地ニ而年鑑等相知レ不申候、

右、任御問合相知レ居候趣書記進之候、此段為可得御意、如此御座候、已上、

安永七戊

十二月十五日

東郷喜三次

源壽院様

左茂御座候欵、諸旧記ニ茂悪黨と候書記来、勿論初而致信仰候北原杯以来、其宗ニ不入者ハ可討果事共取企、或者幸侃杯之様、譜代恩顧之君恩を茂志却(シ)之、御國家を傾覆せん事迄相謀り、皆々無程及(自)滅候得共、其悪敷餘風今以流来候哉、古来御禁制存、世上ニ絶間無之事、畢竟愚昧之者共、只本尊計致信仰候事を存、君父之貴き道理茂不相弁処より、御法度杯何共不顧姿ニ相見得、乱世共ニ御座候へハ、皆幸侃心底之族共可申者共ニ而、太平之御世とハ乍申、御國民ニ而御國中ニ乍罷居ニ心を抱き、他國之間者ニ成居候(徒)同前ニ御座候得者、盛ニ成立事ハ氣之毒千萬ニ奉存候、乍然科銀等無滞相納、却而御益筋哉ニ申説茂有之、是決而本者彼宗旨共より為申觸説ニ可有御座、子細者御禁止之御國民を引入申(散)付而者、右之向ニ申散、萬一相顯候而及科銀候共、

門徒中より可致出銀(⑤書候)「只と」之趣などニ而哉、引入

〔申(⑥ナシ)〕「候向ニ茂可有之坎、左様之」處より、右式存

外之説茂有之ニ者無御座哉、民者所令より所好に從

ふと申事茂承及候間、却而 御益筋など申説、何れ

根(⑦切)□不仕、本ニ相成、 日新様御以來之尊慮ニ者不

相叶事共ニハ無御座哉、如此事共者、古事探とハ別

段ニ而、我式恐至極可申上事ニ茂無御座候得共、先

日任御弁先此段も任筆(⑧より)、何分ニ(⑨而)も先年一涉り

見覺、本書不写置候引書等、俄ニ借集、見届候事難

及手、誠ニ乍不案茂、間合迄如此御座候、返々茂他

見御勘弁、御一覽後ハ早日御返冊奉希候、不圖見當

追々補訂をも可仕、就而者全無御心置、漏誤之事共

ハ差付御取直御書入、尤先日御咄之旅庵状等茂、御

内々御寫見せ被下度、猶又再考候而、補入仕置度、

何茂宜奉頼候、(⑩以上)

(天保五年)
午霜月
〔宛所〕止ニハリ紙

伊地知小十郎(奉安)
竹下覺左衛門様

⑪ 此宛本二指書候而紙ニ而張隠し有之候事

▽ ⑫ 此冊行草に認可申之處、悪禿筆埒明不申如此候、重て淨寫
之時分行草ニ可書改事△

⑬ ⑭ニハ以下ノ「加久藤慶所案文帳」部分ナシ

⑮ 宗林座初召建候時分之事左之通

33 〔加久藤慶案文帳〕

尚々樋渡之弥兵へ老足ニ而、所中も行事不罷成候間、
地養子ノ六兵へと申者へ申付候て、本尊指上申候、

子共も存者共ニ而無之候間、為御心得候、

去七日之貴札、九日之夜八ツ時分ニ參着申、(⑯ナシ)拜見候、

然者爰許長江浦之樋口筑後・同村之内中堀之源兵衛・中

福良内樋渡之弥兵衛、一向宗本尊格護為申由、任御書面

相談仕候て、右之本尊指上申候、然処ニ彼者共五人組ニ

稠數申付候へハ、其内長江浦之内的ばノ七兵衛と申者、

本尊格護為申之由申出候て、本尊指出(⑰)申候間、同前ニ

持參申候、右諸道具別紙小日記を以指上申候、御請取可

目出候、巨細之段ハ彼使沼田式部左衛門可被申上候、右
使為中途相添指越申候、御下知無之候へ共、為嗜如此候

間、早々御かゝし可被成候、恐惶、

〔明曆二年丙申〕

三月十三日

〔かこしま〕 〔正行〕

宮里五右衛門殿

〔久昌〕

若松助左衛門殿

まいる

三人

〔伊地知佐左衛門重清
白坂左京篤林
西田和泉時通〕

34 態用飛札候、仍かこしまより沼田式部左衛門只今帰宅被

申候、宗旨改所より御状参候間、持せ申候、我々江も状

参候間、寫〔^⑤御覽之為〕持せ申候、并書物一ツ同前ニ進上申

候、何共御帰宅之時分細々可申入候、御留主之儀候へ共、

任書物ニ様子相尋可申之覺悟候、是又為心得候、恐惶、

〔明曆二年〕^④丙午△

三月廿日

大口ニ而

〔地知〕〔重頼〕

伊主膳様

〔加久藤移地頭ナリ、實父ノ
新納加賀忠清地頭所大口也〕

35 〔^④ナシ〕猶々別ニも改出申候て、追々可申上候、先々彼助

左衛門ハ手前より申出候条、早々持せ申候、

一書令啓上候、仍爰許助左衛門と申者、一向宗本尊格護

為仕由申出、此節指上申候間、小者ノ權介へ本尊佛具等

持せ差上申候、尤助左衛門持参可申候へ共、九十餘〔^④之者

にて、座中も歩行不罷成候、當分齋藤為右衛門やしきニ

罷居被申候〔^④ナシ〕付、即為右衛門へ申付、相添差上申候条、

御請取可被成候、恐惶、

〔明曆二年〕

三月十九日

〔宗林奉行〕

若松助左衛門殿

〔同〕

宮里五右衛門殿

三人〔同上〕

36 態用飛札候、仍爰許へ一向宗本尊格護仕候もの、先日書

立を以被仰聞〔^④ナシ〕候間、即申付候、本尊も出候、御指圖

之外ニも多々御座候、成程相改申候次第ニ可差上申候へ

共、今ちと改申候て、於成事ニ者、一度ニ所中之分指上

申度候、其故ハ、多人数参上申事難成存候、本尊出候者

ノ内ニ、歩行不罷成ものも御座候、又子共不持者も御座

候、ケ様成ハい〔^④者〕か、仕可申哉、御意次第可申と存、御尋

申上候、細々御報ニ可示給候、恐惶、

〔明曆二年〕

三月廿四日

〔慶〕

三人 〔伊地知佐左衛門
白坂左京
西田和泉〕

37

〔宗彝奉行〕

宮里五右衛門殿

〔同〕
若松助左衛門殿

〔まいる〕
〔⑤ナシ〕

〔猶〕書立之内ニ、兩人歩行不罷成候ニ付、子共或ハ組中者へ持せ申候、為御存知候、以上、

先日書立を以被仰越候一向宗ノ人数、本尊諸道具持參被申候、御請取可被成候、然処ニ爰許にて被申出、本尊諸道具被差上申者御座候、右同前ニ持參申候、小日記別帋ニ書立進上申候、被届御覽尤ニ候、猶追々可申上候、恐惶、

〔明曆二〕
〔⑤年〕

三月廿九日

三人 〔同上〕

〔宗彝奉行〕

若松助左衛門殿

〔同〕
宮里五右衛門殿

〔まいる〕
〔⑤ナシ〕

38

一書令申候、仍一向宗改之儀被仰越候〔⑤ナシ〕之ニ付所中相改候て、本尊諸道具持せ上候、其内ニ歩行不罷成もの、或ハ子共無之ものハ、組中其外名頭へ持せ申候、慥ニ御

請取可被成候、尤我々召烈候て差上可申候へ共、未所中

改申候之条、書中如茲候、恐惶、

三月卅日

三人 〔同上〕
〔⑤ナシ〕

若松助左衛門殿

宮里五右衛門殿

〔まいる〕

39

〔猶〕爰元も成程此中稱敷相改候之処ニ、又々申様ニ御座候て、驚入申候、猶も御座候ハ、追々可指上候、以上、

去三日之御状、爰許へ十三日ニ大口より相届、令拜見候、仍一向宗本尊致格護候書立被遣候、則申付、本尊道具格護仕もの〔⑤為持〕上候、松本坂之下ノ乙名六兵衛と申もの、歩行不罷成ニ付、同村へ罷居候喜左衛門と申ものへ持せ申候、中福良なべノ村之大藏と申もの、女房ノ親致格護候佛道具御座候、尤大藏へ可持せ〔⑤ナシ〕候へ共、當病〔⑤ナシ〕故、子ノ助三郎へ持せ申候、本尊無御座候、成程糺明仕候得共、右之式ニ候、其上此大藏と申もの、前々ノ様子然と不存之由申候、右兩人之組之者相添可指上候へ共、

時分之儀ニ候間、先々持せ申候、何ぞ於御用(⑤ナシ)ハ、重
而指上申へく候、将又本村之千兵衛後家、同村之藤兵衛

致糺明候へ共、本尊諸道具少も持不申之由申候之間、萬

事糺明仕候、相究次第可申上候、為御存知候、恐惶、

〔明曆(⑤ナシ)申〕閏四月十五日

三人「同上」

〔宗林奉行〕

若松助左衛門殿

〔同〕 宮里五右衛門殿

〔まいる〕
〔⑤ナシ〕

40

〔猶く(⑤ナシ)〕千兵衛後家馬などニ而も不罷成ニ付、右之式

ニ候、其上ニ而も被召寄候ハ、又々可被仰越候、

此節衆中耆人相添可指上候へ共、時分之儀ニ候間、

乍慮外書中ニ而申上候、

先日書立を以被仰越候、一向宗本村之藤兵衛・同村之千

兵衛後家、爰許にて成程糺明仕候へとも、本尊格護不申

由申候、併千兵衛後家佛器一ツ、香爐(⑤ナシ)壹ツ出申候、

尤後家可指上候へ共、今九十はかりにて、歩行不罷成、

祖母にて候之条、名頭之四郎左衛門へ右道具二ツ持せ申

候、藤兵衛(⑤ナシ)へ、若何色にても無御座由申候之条、五人与

耆人相添、其許へ指上申候、於御方口から可被聞召上候、

為存知候、恐惶謹言、

〔明曆二年〕

〔申〕閏四月十六日

三人「同上」

若松助左衛門殿

宮里五右衛門殿

41の1

請取

一佛老 佛道具相添

右者、十四五ヶ年前ニ髓ニ受取申候、此度御改禰敷御

座候(⑤ナシ)、就夫如此候、已上、

吉田町ノ

明曆二年申三月廿六日

五郎二郎

加久藤水江浦松本ノ

弥介殿

まいる

41の2

右之書物、かこしまへ差上申候間、如此寫申候、

〔明曆二年〕

申六月三日

42

一書令啓上候、仍先日伊地知佐左衛門罷越候時分、一

〔慶〕

〔重清〕

向宗本尊致格護候もの書立被^{④遣}〔下候〕、則帰宅仕、糺明仕候、

一池田八千左衛門うし一ツ・佛器一ツ・打ならし一ツ差上申候、右八千左衛門相果候、子ノ千左衛門持參可申候へ共、當病ニて組中ノ赤崎内藏丞持參申候事、

一永山之市右衛門ニ糺明仕候へハ、手前ニ者本尊無御坐候、乍去萩原甚右衛門下女之は、本尊諸道具一節預置申候、其本尊ハ先日右之は、へ返し付候而、即差上申候間、彼方より請取、今度取付候指上申候、并与中之書物同前ニ持せ申候、御覽可被届候、尤市右衛門右之書物持參可申候へ共、老躰之者、其上病人ニて歩行不能成候間、与之者へ持せ申候事、

一長江浦之助八、本尊格護為申^{④ナシ}〔之〕由候へ共、爰許成程糺明申候へハ、親已来より本尊格護不申由、与之者其外所中之者申候、親之兄市左衛門と申者本尊有之候、其本尊松本之弥介處為參之由申候間、弥介へ相尋候へハ、其本尊吉田町之五郎二郎と申者へ相渡、請取^{④ナシ}〔取〕置申候、今度持せ上候条、能く可被届御覽候、助八申

分細く書付指上申候、并与中之書物持せ申候事、

一 中嶋之佐吉母本尊之事、是ハ先日林田李左衛門尉母前より指上候請取有之候、右佐吉ハ李左衛門弟ニ而候間、御日記御けし可然候事、

^{④ナシ}〔一〕右之通、於爰許稠敷致糺明、如茲改届申候、為御存知候、恐惶謹言、

〔明曆二年〕^{④ナシ}
申六月三日

三人〔同上〕

若松助左衛門殿

宮里五右衛門殿

〔まいる〕
〔ナシ〕

43 一書申入候、仍前ニ被仰遣候一向宗本尊出、千左衛門^{④ナシ}〔尉〕

五人組書物并中嶋ノ佐吉母前ニ差上^{④申}候本尊受取ノ写、

先日失念仕候間、此節遣申候間、御覽可被届候、恐惶、

〔明曆二年〕
六月十一日 嘸 三人同上

若松助左衛門殿

宮里五右衛門殿

爰元衆中野久尾(久寛)六兵衛兄ノ孫介(久達)、去々年宗躰御改被仰付候刻、本尊指出(申)候、就夫六兵衛事兄弟之儀ニ付、其元

孫介生付悪敷候付、知行屋敷を請取、當時奉公被申候間、自然右本尊孫介ニ名付られたる儀も候はんやと、此節地頭より稠敷(穿躰)被申付候へ共、曾以其宗躰ニて無御座(伊地知主膳重頼ナリ、以下同シ)候、巨細之儀ハ、有筋之書物、六兵衛被指上候、少も別儀無御座候、若後日訴人共有之、相違之儀候ハ、至我

々其沙汰可承候、為後(申)之如茲候、已上、
『萬治二年』
三月十九日

三人 『伊地知佐左工門重清
西田孫兵衛時定
白坂左京篤林』

宗躰
御改所

爰元衆中萩原神右衛門名子之母、去々年宗躰御改被仰付候砌、一向宗本尊指上申候、就夫主人甚右衛門格護ニて、名子之母ニ名付指出されたる儀も候はん哉と、地頭より稠敷鑿穿被申候へ共、神右衛門其宗躰ニて無御座候、巨細之段ハ、甚右衛門より有筋(申)書物を以被申上候処、

少も別儀御座なく候、去々年御改之時分、永山村之市右

衛門本尊格護仕候間、可指上之通御改所より御指越被下候、市右衛門へ鑿穿仕候へハ、我等本尊者先年指上候、

其已後萩原甚右衛門名子之母指上候本尊、一節預置候由申候而、互ニ證文取替被指出候て、市右衛門申達候、然時ハ神右衛門其宗躰之取行為仕者ニ而無之(申)候、若脇より訴人共御座候て、聞召被上儀も御座候ハ、至我々其沙汰可承候、為後證如此候、以上、
『萬治二年』
三月十九日

宗躰
御改所

爰元衆中袖木万左衛門下女ノ母之本尊、去々年指出申候、就夫万左衛門格護にて、御改之時分、下女ノ母へ名付被指出候儀も(申)候はんやと、此節地頭より鑿穿被申付候付、有筋之書物、万左衛門被指上候、少も相替儀無御座候、万左衛門其宗躰之取行此中仕不申候通、五人中より茂書物差上申候間、御吟味之上を以、其科御免被下候ハ、仕合ニ奉存候、若其宗躰之取行為被仕など、脇よ

り訴人共有之候ハ、至我々其沙汰可承候、為後證如
茲候、已上、

三月十九日 三人

宗躰 御改所

47 爰元衆中池田与助披官藤兵衛、一向宗本尊去々年指出候、
就其与介親子間ニ格護仕、御改之時分、藤兵衛へ名付被
指出儀も候はんやと、此節地頭より稠敷鑿穿被申付候、
有筋之書物、与介前より被指出候、少も別儀無御座候、

此中一向宗ノ取行、曾以与介不被仕通、五人与書物相添
指上申候間、御吟味之上を以落着之処被仰付可被下候、
若取行仕たるなど、訴人共有之候ハ、至我々其沙汰可

承候、〔以上〕

〔萬治二〕 亥三月十九日 〽 三人 △

宗躰 御改所

48 一書申越候、然者其許一向宗人数何某、家内何人と銘々

書立、早々可被差上候、勿論男女書立可被申候、聊延引
有ましく候、恐々謹言、

三月拾九日 相良主税

平田藤右衛門尉
喜入久右衛門尉

溝邊 横川 吉松 加久藤
飯野 小林 野尻 紙屋
高原 あや 吉田〔高岡〕 穆佐 倉岡
噺衆中

49 覺

銀子二枚ハ

〔加久藤永山村之〕
市右衛門

右者、去々年一向宗御改之時分、萩原神右衛門名子之
母之本尊、〔右〕市右衛門預置申、御改前ニ本度ニ返し
付候間、〔前之利銀ハ母方へ申付候、此節預主へも相
應ニ〕科銀可申付由被仰越候間、指上申候、此外ニハ
無之〔候〕、若又承〔付候ハ、後日指上可申候、

〔同〕 四月〔十三日〕 三人

宗躰
御改所

50 一書令啓入候、仍其許米永村之内井手ノ上道蘭百姓へ、

此元一向宗窄人池田千左衛門・戸高与兵衛被召付之由、

先日御郡座より被仰越候、就夫右両人居所見廻として罷

越候間、庄屋衆被仰渡、可然やうにたのミそんし候、秋

中爰元作敷取納仕舞次第可罷帰候、猶期後音之時候、恐

惶、

〔萬治二〕

八月三日

三人

くり野

御喫衆中
まいる

51

〔猶^{⑤ナシ}〕此廻文見届、日付印判押可被次渡候、

又内又^{⑤ヒ}披官一向宗本尊并道具差上候者、人数面付帳急

度可^{⑤ナシ}差出旨、八月二日之日付ニ而、宗躰改所より以

廻文被申越候、相逢日限之様ニ差出候外城も有之、于今

延引之諸所者、必今月廿九日限ニ其首尾可^{⑤ヒ}仕候、若日

限相延候ハ、至喫中可及其沙汰者也、

〔同〕
九月十八日

〔島津久茂〕
中務
〔藤田政昭〕
藏人

溝邊より倉岡迄十七ヶ所

喫中

右之状九月廿日亥ノ時ニ參候、則飯野へ持せ申候、

52

一書申入候、仍而爰元一向宗窄人覚左衛門、其元鳥巢村

之内松ヶ迫門百姓へ被召移之由被仰付候、就夫罷越候間、

御引渡頼存候、恐惶謹言、

〔同〕
十月四日

羽月
御喫衆中

53 一書申入候、仍而爰元一向宗本尊出、湯田水流藤八郎、

前ニ西郷名之内水流屋敷百姓^{⑤江}被召付候、然処ニ御藏入

永山村之内上牟田門ニ被召付候百姓、右水流屋敷^{⑤ナシ}ノ領

主三原傳左衛門殿より被為申、牟田ノ百姓右水流屋敷

へ被召付たる^{⑤ナシ}由^{⑤ナシ}百姓申候、藤八郎事、何方へ被召付候

哉、為可承指越候間、細々可被仰聞候、恐惶謹言、

〔萬治二〕

十月七日

三人

問付
御奉行

〔覺〕
〔④ナシ〕

〔上下ケ条略ス〕
「前一向宗之儀者、帳面札ニ茂前一向宗とかた書被仕、

手札可被出候事、

右ノ趣〔被〕見届所々へ次第〔二〕可被次渡候、若改衆未

罷越候ハ、暖衆被寫置候而、改衆被越候刻、可有首

尾候、聊延引有間敷候、

〔萬治二〕
亥十月十四日

北郷又次郎
〔忠昭・久常〕

北郷作左衛門
〔久精〕

川上將監判
〔久将〕

島津三郎右衛門
〔忠知・忠朝〕

暖衆

まいる

〔中表紙〕

「天保六年乙未正月草之

御当家様就一向宗御禁止愚按補遺

伊地知季安

此間一向宗御太禁之事ニ付、愚按書綴差上置候、其

後猶又舊記等借覽仕候處、每朔之御條書ニ子細有之、

御禁止与申訳者、弥先比申上候愚按之通、幸侃故ニ

御座候趣、最早先輩古来之舊説為書留置もの茂見當、

其上幸侃愚逆之謀計ニ而、其頃格別成 中書様 金
〔家久〕

吾様 又市郎様・川田駿河殿など段々手筋を替、弑
〔久保〕

逆毒殺為仕事跡なども、逐一舊説之書留見當、猶又

為御心得、左條ニ書写差上申候、先頃差上置候卷末

江御鑄り被置、彼是得与御見合、御勘考可被下候、

一御當家一向宗御太禁之事、伊集院右衛門太夫幸侃一向宗ニ而、都之城江一向宗之寺数ヶ寺建置候、幸侃御成敗已後、右寺悉破却被仰付、右以來御太禁、其上御當國江有之候一向宗者、上方一向宗と似違ニ而、以之外無作法之者ニ御座候、毎朔御條書ニ子細有之御禁止与御座候は、幸侃故ニ御座候、

右者、式冊本ニ為仕立舊傳集之内開端ニ、態令啓候、度々如申候与被為書出候二月十九日 惟新公御書を寫載せ為申一冊ニ右ヶ条相見得、其前之件ニ者、一明曆之比江戸大火之事、明曆三年丁酉正月十九日、江戸大火事、御本丸御焼失、櫻田御屋鋪茂罹火災、十萬人程焼死有之候由候、其砌、泰清院編心様者廿六之御歳ニ而、芝御屋鋪江被成御座、火後為伺御機嫌御登城、(徳川家綱)巖有院様へ御目見被遊候儀者、御記録之内ニ茂相見得為申事ニて候と有之、左候而、其次ニ右一向宗御太禁之件書載せ、其次に、一小野聖ヒシノリ考官の事、大永七年丁亥六月十一日、貴久公云々と其

由緒を書述、上より之御修甫ニ而御座候与有之、右躰之事ニ而彼是相考申候得者、何れ御記録方為被動人之筆意ニ被考申事候、無左候而者、御記録之内ニ相見得為申事など、可書置儀ニ有御座間敷、然者右之一ヶ条者、古來髓成舊説ニ可有之与奉存、猶又愚按如此御座候、

56 「舊傳集」

一左衛門督歳久御生害ハ、秀吉公被召直候を、伊集院幸侃惡敷執成申上、御止不被成筋ニ成立、御生害の御事也、

右の舊説も、有據事ニ候半、御生害記に明白相見得、左ニ寫上申候、

57 「晴養生害記」

(歳久)一晴養生害之謂左ニ記之、晴養故舊之朋有言、曰、熟夫以、晴養無犯罪會ニ此

答、有二大故、先是、天正丁亥之春、從豊後一飯陣之後、歲久依福昌寺現住天海大和尚、竊有上達于太守曰、伊集院右衛門太夫忠棟之性心才智、吾能見之聞之以知焉、為當家仇起亂於國中者、獨忠棟也、敢勿疑吾言、有吾故而非所讒焉、天海以佛法之提挈綱維開示蘊奧、所好于太守故所以依之也、義久主詳聞之、雖許諾、卒忽如何之乎、忠棟之祖父忠朗、生於肥後、天海亦從肥後來忠朗家來之孫也、故舊無忘也、潛告件事於忠棟、忠棟曰、予既能知之、亡予者唯歲久乎、天假我數年有得幸、則先可運窺其時亡歲久之謀云云、未經數月之際、殿下秀吉公西征之時、太守之軍忽不利退、議以為和諧、使忠棟為質、而後忠棟有獲于殿下、是以讒晴養者、非一朝一夕、故所謂浸潤之譜、膚受之愬也、殿下雖賢明、信偽言、如斯云爾、嗚呼哀哉、逢時不祥、古書曰、若人作不善得顯名者、人不害天必誅之至哉言也、為不善者之後、壽夭榮辱其如何、

右者、延享二丑十二月、嶋津(入書)可笑翁より書撰させ、總禪寺住僧仙瑞和尚江為被道置壹冊ニ有之、南浦文集ニも左之通御座候、

(ハリ紙)

「一字下ケ補答也」

58 町田家譜白尾國柱著撰

慶長二年五月、久幸齋、義弘公之書、還自朝鮮國、七月三日、到於肥前名兒屋、致之、義久公也、今挾肥後家譜曰、久幸衛、忠恒公之密旨、到名兒屋報旨於義久公、是所以下密告伊集院忠棟入道幸侃(命志)著異心之状也、仍獻誓戒神文於公也、按幸侃懷篡国之志、其來尚矣、或人曰、初左衛門督歲久惡伊集院忠棟之為人也、(命此)子他日必為國難、使福昌寺天海和尚勸義久公除之、和尚告公未果、(此子欲)而和尚祖父某嘗事忠棟祖父大和守忠朗於肥後、以為(命舊)白恩不可負、以告忠棟、々々嫌之、略中歲久之賜死也、忠棟讒諸秀吉焉云云、而今忠恒公使久幸

密報^{⑩志}忠棟蓄^{⑩志}異心、則不^{⑩志}唯歲久察^{⑩志}忠棟反意、久保

忠恒之二公、素惡^{⑩志}忠棟明矣、平壤録云、薩摩相幸侃、亦素敬^{⑩志}大明、意欲^{⑩志}抽^{⑩志}兵密迹^{⑩志}呂宋淡水等處^{⑩志}旁觀^{⑩志}成敗、又圖書編云、平秀吉如^{⑩志}結^{⑩志}薩摩州將幸侃^{⑩志}逼令^{⑩志}州官^{⑩志}義久^{⑩志}殺^{⑩志}其弟中書^{⑩志}以自明^{⑩志}、義久不^{⑩志}得已^{⑩志}而伴

為^{⑩志}降順^{⑩志}、其心未^{⑩志}嘗^{⑩志}一日忘^{⑩志}秀吉^{⑩志}也、其中書家久、似^{⑩志}謂^{⑩志}羽柴秀長鳩^{⑩志}家久^{⑩志}、然則家久之死亦幸侃所^{⑩志}構誣

歟、乃至^{⑩志}幸侃之叛逆密通^{⑩志}秀吉^{⑩志}弑^{⑩志}公之二弟^{⑩志}、明人猶傳^{⑩志}稱之^{⑩志}、幸侃之罪惡可^{⑩志}謂貫^{⑩志}盈乎本朝異域^{⑩志}矣、世

說謂^{⑩志}久保君祖^{⑩志}巨濟^{⑩志}亦幸侃與焉、^{⑩志}正十九年五月

廿二日、久保君賜^{⑩志}幸侃盟書^{⑩志}曰、至^{⑩志}義久^{⑩志}樣^{⑩志}義弘

御前^{⑩志}如有^{⑩志}讒問^{⑩志}、又曰、就^{⑩志}其方之儀^{⑩志}、萬一有^{⑩志}讒問^{⑩志}

云々、蓋有^{⑩志}所^{⑩志}為而授^{⑩志}之、且讀^{⑩志}忠棟上洛記^{⑩志}、其威福

傾公侯^{⑩志}、噫非^{⑩志}忠恒手^{⑩志}刃^{⑩志}之、則社稷為^{⑩志}老賊危矣、

宜乎久幸為^{⑩志}忠恒公^{⑩志}使^{⑩志}於^{⑩志}義久公^{⑩志}、上^{⑩志}誓章^{⑩志}、其旨

深矣、

一 歲久

太閤殿下西征之時、歲久有^{⑩志}漆燈^{⑩志}之疾^{⑩志}而不^{⑩志}得^{⑩志}出頭、

時有^{⑩志}讒者^{⑩志}以為^{⑩志}非^{⑩志}其疾^{⑩志}、漸^{⑩志}漬^{⑩志}而不^{⑩志}驟^{⑩志}、所謂浸潤之譖^{⑩志}也、太閤亦不^{⑩志}念^{⑩志}讒口^{⑩志}鑠^{⑩志}金^{⑩志}之戒^{⑩志}、令^{⑩志}細川幽齋

不^{⑩志}正^{⑩志}其罪^{⑩志}而害^{⑩志}歲久^{⑩志}、歲久不幸而陷^{⑩志}身於鋒刃^{⑩志}命矣、

右通、文之和尚一讒者と被書置候茂、前文忠棟を為

申事無紛義ニ可有御座、左候而、前件忠棟之祖父忠

朗生於肥後与申事共愚按仕候ニ、忠朗祖父大和守倍

久者、伊集院家七代大隅守熙久弟ニ而、宝徳二午二

月、九代忠國公熙久を御攻被遊候砌、熙久子弟一

族召列、肥後國ニ出奔仕、其孫筑前守久雄代ニ相成、

御國之樣帰參仕、其子兵部少輔忠増坏者、直ニ幸侃

へ隨身為仕筋ニ見得候間、右之忠朗出生仕時分迄者、

其父大和守忠公茂熙久江相付、肥後ニ為罷居事無相

違儀ニ可有御座、然者天海和尚之俗姓茂忠朗家来筋

ニ而、肥後より為参与申説茂弥其通ニ可有御座、且

天正十五亥三月、從豊後御帰陳後、忠棟逆心之程

※

金吾様慥ニ御見聞被為在、天海和尚ニ御取次、龍伯様江被仰上候事茂、前々年より内通仕居候而、前

年九月、上方江遍参仕居候出家共御注進申上程之事

候間、金吾様ニ茂決而御見聞被為在候儀、左茂可

有御座、然處天海右次第大事之蜜語、却而幸侃へ洩

告候事共、存外之至、右次第、大和尚さへ及表裏、

諸人心底難計乱世に御座候故、何れも幸侃威勢相畏

れ、内々乍存(義久)龍伯様(義弘)惟新様江惡逆之事申上人無

之、左様之折柄、鎌田政近・比志嶋國貞被遂言上候

忠節無比類趣、伊勢貞昌細々書付を以為被申上勢ひ、

旁被考合せ申事ニ御座候、尤右次第、金吾様御身

上さへ幸侃へ相洩候得者、太閤へ取入候而、及一

大事候間、深々秘密ニ被仰談、式拾餘人御心安衆中

ニ誓詞を以、諸人幸侃へ不致合躰様、極内分御取締

為被遊事共、今更被思知候事ニ御座候、

※(頭注)

「西本願寺十二代准如か女は、肥後國西光寺の室とミへ、光佐か為にハ孫女婿にて、忠棟は肥後八代地頭せし事もあると云

おほへれハ、西光寺其以前の寺ならバ右の頃より信仰せし欵、年間三才圖會など再考すべし」

60 「古戰場記」

一天正十五年四月六日、秀吉公之舍弟羽柴美濃守秀長号

大和大軍を進て吾か日州に攻下り云々、同月廿一日、納言

伊集院幸侃を人質に出し、有信をして高城を下城なさ

しめ、五月朔日鹿兒嶋に御帰陣なり、分註ニ云、軍散

して後六月五日、家久秀長ニ於諸縣郡野尻郷初て會面

せられし時、秀長鳩毒を羹に和し勸め害せしなり、

前件惡逆之次第ニ而推考ふれば、中務家久様茂秀長

會面之席ニ而毒殺せられし候事、決而幸侃、秀長の

陳屋ニ人質として詰居、致讒言候趣ありての事なる

へく、右御兩人様者、其頃御連枝之内ニ而茂格別御

頼母數名將ニ被成御座候間、敵方に内通シ謀計を以

悉く相斃し候次第、今更迎も中々憤怒ニ難堪惡逆

ニ御座候、

一伊集院右衛門太夫忠棟謀反之存念有之しかハ、又市郎久保被遊御座候ては御勇將ニ而被成御座ニ付、難儀存候哉、高麗ニおゐて、ある時明早朝いつれも敵陣江趣へきの由候、然に久保の御道筋に掛橋有之候処ニ、忠棟より橋けたを引はつし置かれ候に、久保いつもの御くせとして、人に先をせられましと思召、また夜のあけざる内に御打立被成、真先に馬にむちをくはへ御渡り被成候に、橋より深谷川江御落込、御死去被成候時、御死骸見苦敷候とや、有川雅樂助貞世事、後見として、相付おかれ候か、後見として相附居無念の至りとして、彼地におゐて自害せられしとや、世に御病死被成候ともいふ説有之候へ者、実右の次第にて御死去被成候半欵、右の悪謀源次郎より致し候半と存候、

右の舊説、古来言ひ傳たる事にや、さたかなる明證

ハ見當らねとも、雅樂介貞世は伊勢貞昌之父ニて、

父子共に其頃朝鮮に従軍なりしか、貞昌は 久保公

の御遺骸様ニ御供し帰られ、貞世はなほ朝鮮に居残りて、檳島といふ所にて死せられし訃音を、貞昌帰朝の上に聞かれし赴き、貞昌の系傳に見へ、且久保公御家督に立せられ、持明夫人と御婚禮の時、段々色々入組ありし事共貞昌書おかれ、久保公御他界の御左右初めて栗野に相知れ候時分、此上ハ忠恒公を其御蹟に立せまいらせ、また々々持明夫人と御取合被遊候御談合にも、幸侃段々入組為申こと、も、新納旅庵の書おきに相見へ、左あれとも、新納拙齋・鎌田政近申勝て、いよ々々 忠恒公をハ儲君に建まいらせ、直に朝鮮に渡らせ給ふ時など、龍伯公 惟新公 忠恒公、比志嶋國貞・鎌田政近・い十院抱節など御互に深く誓約あらせられ、國貞等三人は片時も御側はなれず、忠勲を竭されし事共かれ此れおもひ合せ、剩 忠恒公も朝鮮にて掛橋に臨んで、いと御危難の事なと在けるに、御中間上野大左衛門堅く御馬を挽き止たる忠節によりて、その難を免れ給ふとて、御褒美に姓名を改め賜ふて、橋口對

馬と名のれるてふ事かた／＼考へ觀れば、久保公
右やうの實事もやありて、後車の戒めに段々、忠恒
公ニハ御心つかひ遊はし、右次第御念を入れられ、彼
の逆賊たる術中を遁れ給ふにはあらざる歟、舊説區
／＼していつれと研究も叶はねは、それ／＼写おく
のミ、左の如し、

(ハリ紙、朱書)

「二字下ヶ補へシ」

62

一又市様高麗ニ而御誓去者、御馬被召ける所ニ、伊集
院幸侃罷出、拜見いたし候に、幸侃被申けるは、さ
て／＼御上手ニ而候、おそれながら此船のかちを御
とはせ、乍恐奉拜見度与御所望被申上候、成程飛せ
へくとて、かけにてひらりと越ければ、ほめ被申候、
重疊候得共、此かちをおこしをき、此上を飛せて御
見せ被下度と申上られ候得者、成ほど安き事そとて、
又御馬をかけにめされ候に、かちのきわに御馬と、
まりけれハ、かくを入れ、御聲をかけられけれハ、
(紋具)

御馬立あかり、かちに前足をかくるやと見へけるが、
飛越倒におち、御馬のくら輪ニ而御むねをうちけれ
は、御前ニ詰居候面々茂あつと申たるまてにて、御
いきたへ申、何とも言語に絶たる御仕合ニ而為有与、
川上十郎左衛門我等ニ直ニかたられしと、碓山次右
(久應)
衛門殿被申候、十郎左衛門殿はかふらひに二拾三歳
にて渡海いたし候よし、後に入道して芳庵と申候、
一光久公御意候、正宗の道具は當家につきらひ候、
又市様落馬にて死去之時さ、れたるも正宗、隈城之
佛主の橋にて落去の砌も正宗さ、れ候、不吉之事故、
われなども御さしなしと、御意候、誰人の被申たる
ハわすれ候、

元文元年七月 日 山田四郎右衛門

63 「伊勢貞昌系譜」

一文録(録)二癸巳九月八日、久保公於朝鮮國唐嶋御病死、
奉御御骨貞昌帰國、嚴親雅樂入道任世貞眞蒙家老役、
義弘公朝鮮國之供奉、文録(録)於檀島死去、聞其訃音届居

于飯野、

右の雅樂介貞真、即ち舊傳集に有川云あると同人なり、「但此事貞昌甲状にも見おほゆ、重て考べし」

掛橋有之、御渡り可被遊由候付而、先御待可被遊よし申上、同役之御中間へ口を渡し、橋をふミ見候得者、橋けた落為申よし候、夫より脇道を御通被遊候と也、然に右之御中間に御褒美の御感状を被成下、于今子孫格護いたし有之由也、

64 「大村士平國曾藤兵衛文書ノ抜写」

一於高麗 又市様御煩被成候而、御陣中ニ而御藥參候間、夜白御そばニ罷居、御藥をせんし候而上申候、然共御氣色不相直候、

巳五月晦日 柘書

右曾藤兵衛先祖八代少右衛門与申者、惟新様（家）黄門様江御奉公仕候ニ付、又市様御病氣之節、御奉公相勤候由書付有之段、史官筆抄ニ見當、然共御怪我之事者無之候、不審也、

65 「舊傳集」

一忠恒公御中間橋口何某、於高麗御馬の口を取參候ニ付、

右の説、寛延二巳正月、浅川新左衛門安長書出を按すれハ小異あり、其略云、御中間上野大左衛門、朝鮮何方城責之時欵追討被遊、城内に逃籠候敵を直に御馳込被遊度勢ニ候処、御供衆も不被追付、大左衛門御馬の口を引留居、再三放せと御意烈敷候へ共、堅く取付候内ニ、城内よりぎり／＼と音して、城の橋を釣上候て樓門之扉に成候由、其時御褒美有之、姓名を橋口對馬と被下、備前則光之御脇添指拜領被仰付候趣相見得、但忠恒公とハ無之、惟新公と書記有之、然共其頃之古書とハ不相見得、百五拾餘年以後之書付ニ而、弥無誤もの共難申事ニ御座候、

一川田駿河殿兵道至極妙にして、かけ鳥にても法を唱られ候得ハ地に落候よし也、ある時伊集院幸侃宅江殿様御成被遊、駿河とのも御供にて候處ニ、幸侃前（左）以亦かねの飛鳥を庭の木末に打付置、殿様江申上候ハ、駿河ハ飛鳥にても法を唱申候得者おち申候由、あの木に有之候鳥を、駿河江おとさせ御覽被遊間敷候哉と被申上候得者、落させ候得との御意にて御座候間、彼鳥を落され候得となり、駿河殿法を唱られ候得共、鳥にて無之故落不申候ニ付、火の印を被結候と也、然者右の飛鳥赤くなり候て流れ落たる由候、幸侃謀反の前駿河殿被居候てハ成（右）かたく被存候哉、響應いたし毒害いたし候由也、

右の舊説にて、中務家久を毒殺せしも、幸侃秀長の陣屋に人質たるの時讒言しての仕わざなるハ疑ひあらし、「尤駿河守義朝の死せるハ文禄四年七月廿四日とあれハ幸侃もはら謀逆の頃に當れり謂れある説なるへし」

一秀吉公九州御動座相濟御帰の節、日本ニ馬鹿か人有り之被仰候由、言人者先秀吉にて候、此遠國まで大軍にて地の利を得たる敵國江来たること不覺ニ而候、今少し六ツ敷有之候ハ、兵糧尽候へハ得帰る間敷候、夫ニ付、言人ハ義久ニ而候、遠國まで大軍にて參候秀吉の、地の利を得なから今少しこたへ候ハ、兵糧につまり敗軍無疑候ニ、何れ是も秀吉か天運にて候と被仰候よし、その時伊集院右衛門太夫忠棟、早く降參ニ而候、日州表の敵衆へ兵糧を送り申たるよしニ候、

右の舊説、御國にも傳へけるにや、中井氏の日本逸志にも、太閤の西征に本願寺光佐上人を引列られしに、西國右末徒の一向宗ともより兵糧を續けたるによりて、今に至り薩州領内ハ彼宗門を禁止せられける趣書のせたり、よく／＼符合する事にて、疑ひもなき説なるへし、『物徂徠か鈴録第十三戰略の段にも左の通見へけり、

略^{上文}道將法ノ三八、即人ノ上ノ事也、道ト云ハ、令民
 與上同意、可與之死可與之生而不畏危也ト云リ、先王
 ノ道ハ云ニ及ス、タトヒ五事ハ本道ノルイ一向・日蓮
 ノ宗門ニテモ、是ヲ以テ民ヲ一致サセ、生死ヲ一ツニ
 サスルコトヲ云テ、畢竟人ノ和ノコトヲ道トタルコト
 也、將ト云ハ、大将ヨリ部將マテヲ云、法トハ、兵制・
 編伍・懸令・陳法・戦法ノ類、皆法也、上下一致シタ
 ル上ニモ、將アシク法疎カナレハ、一致モ一致ノ徳ナ
 キユヘ、別々ノ事ノ様ナレトモ、畢竟人ノ和ノ内ニコ
 ワリヲ云タルナリ、天ノ時ト地ノ利ニ随ツテ手當モカ
 ハリ、方略モ品分ル、人ノ和ニ就テモ、陳平カ閻ヲ
 用テ楚ノ君臣ヲ離間シ田單カ計ヲ用ヒテ味方ノ士率ノ
 先祖ノ墳墓ヲ掘起サセ、又秀吉ノ島津攻ニ彼家ハ人ノ
 和專ラナル故、一向ノ上人ヲ用ヒテ人ノ和ヲ奪ヒタル
 類ヒ、是皆人ノ和ノ上ニ就テナシタル戰略也、將ニ各
 人柄各別ニ而、良將ニモ合戦ノ仕様ニ得手不得手アリ、
 法モ其將ノ仕込、其家風ノ替リニテ、軍法ニ差別アル
 ニヨリテ、コノ五ツヲ以テ戰略ノ目錄トシテ了簡スル

69

時ハ、一切ノ事モル、コトナシ、

右やう忠棟など太閤の戰略に乗て、兵糧を續けたれ
 とも、猶[○]京勢糧つまりにて、今暫く御防戦あらハ
 御勝利の事を見切て、忠義を抱き節操を變せざるハ
 新納拙齊^(忠元)にそありき、忠棟早く降参して、日州より
 出船して^(義久) 貫明公に馳歸り、和降を勧めまいらせ、
 太閤の陣營に御指出ある筋ニ肝煎ける情實ハ、其年
 五月七日^(義弘) 松齡公より本田下野守宛にて仰上られし
 御書ニも粗相見得、且忠棟、石田治部少輔を同心ニ
 て、拙齊へ和降をす、めける事ハ、同月廿四日拙齊
 書中ニ出たり、事長けれど、皆左に寫おく、時の形
 勢想ひ知らる、也、

猶々高原[○]吉田[○]狭守可被召退由相心得、^(聞)

庄内へ追々以御使御頼之由、重疊被仰越候而
 肝要候、彼境も今迄ハ御味方之由聞得候、彼是無
 油断御賢慮可目出候、然者彼一通[○]使罷歸、

関白様へ御指出之由〔承〕候、誠ニ一大事之儀に候へ〔ト〕も〔共〕、急に差寄候て参候間、先以可目出候、就之

福智三河守欵、さて八石田〔治部少輔カ〕兩人之間に一

人御家景にめし留候て、御指出候やうに御調儀專

一候、乍不申此度御指出之儀、誠ニ一大事之儀候

条、能々御立願なと候て可目出候、乍重言御指出

なき〔 〕、深々敷御立願肝要候、

急度令啓入候、仍忠棟之事、従日州出船之由、此元

来候、今程者其元へ堪忍候之哉、〔 〕居候欵、示預度

候、

一入来院之事、題目之在所にて候之条、典厩差籠候而堅〔以久〕

御番可然候▽○する△由、従金吾被申越候、尤之儀候〔殿久〕

条、早速従御前被仰渡、典厩差籠せ〔○ナシ〕候事、不可有御

油断候、

一真幸之儀者、日州菱刈通道之境ニ候之間、京衆細々罷

通候、彼衆物語様子承得候分も、家景手強差答候ハ、

無事之調儀之眞旨可事〔○も〕〔分由カ〕相聞得候間、涯分手強御分

別肝要候、

一 祈答院之事、堅固ニ持答候する由、従金吾承候、乍去

一所之衆迄にてハ、諸事罷成間敷候条、同者伊集院肥

前守被仰付、被召籠候へかし、御成談合可被差答之由〔被〕

候之間、是も直ニ被仰付候而可目出候、

一 飯野之事、随分手強可持答覚悟ニ候、乍去當所之儀者

城悪候条、自然理草など仕候而所寄候ハ、則時に可

相廻候、左候而ハ御家景も可及一大事候之条、此元差

答候する内ニ、諸篇急速之御談合專〔○〕〔候カ〕、

一 此度日州於御安堵者宮崎之事、霧嶋へ可為御拜進由、

御立願可目出候、さて者高原之儀も同前ニ可有御寄附〔○〕

御祈念肝要候、存分之儀共候之条申事候、此等之段御

披露所仰候、恐々謹言、〔鳥津義弘〕

〔天正 五月七日〕

義珎御判

〔墨引〕

兵庫頭

〔御家老〕 本田下野守殿

義珎

〔親貞〕

〔本文書ハ、旧記雜録後編二二九一号文書下同、文書ナルベシ〕

70 猶々籠城之儀被聞召付、庄内近邊迄も被仰、慥御

加勢之御企、無比類御心さし、申てもく、尽しか

たく候、京勢根つまりに成、長陣成間敷雖見及候、

上意背かたき故(一)、一和に可罷成候、(二)口惜

次第候、已上、

如承候、至大口関白殿御馬被出候、先勢者曾木天堂尾

ニ、今日廿四着陣候、洪水故(一)、川を未渡候、

然處ニ京衆石田治部少輔殿、忠棟以同心無事之懸引、

從菱刈本城承候分申会尺、防戰一篇ニ相定候之処、自

太守様者新納(久徳)右衛門佐殿、從武庫様者伊東(義弘)右衛門佐

殿以御吳見、度々ニ及仰候趣者、関白殿へ可罷出之由

候、御両殿共ニ御差出之上者、弓箭者不可然之由被

思召候、其故者御料仁様・又一郎殿様為質人指出御

申候、慮外之扱共仕候てハ、即御敵たるへく被思召候

すると被仰出候条、不及申出頭ニ相定候、下城之分(者)

申達候、万吉、恐々謹言、

「天正十五年」

五月廿四日

新納(武藏守)

忠元判

瀧間越後守殿

土持大膳亮殿

二階堂阿波守殿

御返報

(本文書ハ「旧記雜録後編」二三六号文書ト同一文書ナルベシ)

71「持明様御上洛日記」

一天正拾五年九州之防戰成立候事、関白様大友家之為

加勢大軍を引卒し、関之戸ヲ被成渡、因茲豊肥筑之士

卒京勢ニ悉成合候故、苜北表迄、関白様被成乱入、然

者薩隅日之衆、至日肥両口雖勳戰功無其甲斐、日州之

捨諸城被引退、され者薩摩守殿歴然之雖為御好、一言

之無御理京勢ニ被成傾間、不及是非、太守様五月六

日鹿兒嶋ヲ被成御打立、同八日、関白様御陳所川内太

平寺へ被成御差出云々、

右やう忠棟のミにあらず、歴々の薩州家さへ、太守

公に一言の御伺もなく京勢に傾き却て案内せられし

も、前以てより忠棟同やう内通して、光佐か門徒に

傾きをられしならん、愚聞ことあり、去る享和の前

後欵、此一向宗御禁止の發起を糺されし時き、久保

左平次てふ人よろつ寫集たるものに、大閤入のむかし、出水・長島などの奴原此宗門にて、一箭も支ることなく京勢を案内して川内まで引入れたる事のミ相知れ、餘者さだかに知れざりしと欵聞およべり、決して宗門方にはその事詳なるへし、(家)慈眼公御筆にも、肥後表者出水より早く使を出、義虎 太閤公へ被申入、何之子細茂なく川内迄押入せられ、無正鉢候故、龍伯公被成落髮、太閤公御陣へ御參とあれハ、前年九月、河上舟伴子の出家などより、御家系の中に京かたからくり付候人多く、笑止の由を注進せし赴にも合へれハ、幸侃同やう一向宗にて内應せしハ疑ひあらし、重て猶糺すへきなり、斯く御家系の歴々内應せる衆多けれハ、武庫様 金吾様・忠元など前文の通に忠策を廻されしも、皆空しく水に成たると見得たり、其時三州の人々、竜伯公の御髪を削て、川内に出給へるを聞て涕泣せざるはなしと、現在その形勢を親しく見聞せし長谷場越前入道か翰遊集にもかき侍れハ、竜伯公御兄弟をはし

め奉り、其時の憤怨何にかハ婦すへき、皆是悉く忠棟と忠辰か宗門に淫惑して、君臣の大義を忘れ、太閤の光佐をつれるに傾き靡けるに由りての禍害なるにや、彼両賊ハ、其家を召禿さるのミならず、永く一向宗を禁止せられ、いよく(重)日新公の御賢明をあふかれしにあらすや、然あれハ、彼一向宗に数寄の小坐敷など詠おかれしハ、則以呂波の御歌に、もろくくの國や所の政道は人にまづよくおしへ習はせと詠せられし御こゝろはへにて、御禁止のいと辛かりし箇條を、誰も最易く人く心に能くおほへ居て、御法度を犯す罪人の國や所に多く出来なん事の無かりしやうにとの御戒めに、詠しおかれし御歌になもあるへし、但し右の古日記薩摩守とあるをハ、慈眼公は義虎と書給へとも、義虎ハ三ヶ年まへ、天正十三年乙酉七月廿五日に卒して、其子忠辰の時に當れり、御朱印に泉又太郎とあれとも、山野に遺れる古棟札などには薩摩守とそ見ゆれ、忠辰死せる年にて推せは、太閤入の年は三十五歳に當りて、いよ

く疑ふへくもあらず、偶然の御誤なるべし、より併せて恐なからも辨するなり、

(別紙)

「一出水脇本濱の前に檜カシの浦と欵いふ所に、ちと登り上れる小岡ありて、そこにむかし一向宗寺の建居ける迹とて、今もなほ礎など遺りけるとそ、左ありて、また脇本にをれる士人早水清助てふもの、養父か時きく、其家に傳へもてる本尊を、先年収公せられし事もあるとなん、その佛などいと年経たる古佛にして、近世の物にあらざりしと聞けり、此等の事にも、薩州家の出水あたりを知られけるむかしは、一向宗の行はれ居たる證據の援にもなるへし、重て札すへきなり、」

72 「舊傳集」

一重言なから、太閤様江御奉公何様(二茂)存候處(三)、

此(四)節之(五)心掛(六)無(七)罷成、達陣(八)之事故(九)、糺明之時(十)、

如何様成科ニ茂當り候半と存計ニ候、龍伯様無御存(知)事ニ、逆心之者どもより仕くづさる、迄ニ候、逆

心を企候者之事、後日顯然可申候事、

(天正二十年)

五月五日

義弘

脇枕

まいる

(本文書ハ一旧記雜録後編二八八三号文書ノ抄ナルベシ)

右者、文録(縁)元年壬辰五月三日、高麗釜山浦に着せ給

ひて、はしめて川上參河守忠智入道に賜ひし御書の

拔書也、逆心を企候ものと仰せられしハ、幸靨なる

ハ明らけし、御憤怒の程、御書辭ニ溢れ見得たり、

一舊典拔書と欵云へる物にて見たるやうおほへし事あり、

よくハおほへされとも申侍らん、慶長七年 慈眼公

内府公と御和睦ありて、十月始めて大坂ニ上着まし

く、十二月二十八日、御目見も濟せられ、翌八年正

月、御暇にて下らせ給ふ、此御滞坂の時き、本願寺より

使僧を差上たれとも、御家は彼宗門御禁止とて欵、

御受なかりし事をも書たるもの見おほへたる哉にもあれとも、暗に記かたし、重て考へし、

一 毎朔の御條書に、子細有之とのミ書せられ、むかしより子細を記されつる事、愚今かうがへるに、そもく幸侃か反状を始めて申上しは、鎌田政近・比志嶋國貞のやう伊勢貞昌書おかるれとも、天正十五年亥三月、金吾様天海和尚に取つき仰上られし事をハ、生害記に載せられたるぞ、始めになんあるならめ、それより慶長八年卯八月、幸侃か子源次郎忠眞を滅さるまで十七ヶ年の間は、第一幸侃等が陰謀を悪ミ給ふ故にこそ、一向宗も禁止せられしと見ゆれとも、其御趣意を彼等洩聞てハ、却て事を生ぜんとの御賢慮にて、御趣意の所は極く、隱蜜にせられて、只御先祖以来の御禁止として表向は仰出され、内實は彼宗門に陥り、諸士多く幸侃心底に傾き陥らん事を、別して御念つかひまし、忠義にして二心なき親蜜なる諸臣に仰含められ、御取締ありし事ならん、然ありて、彼忠眞一族を討滅されし以後ハ、あからさまに仰出され、禁止せられても禍

73

を生する程の敵は絶へたる事なれとも、十七ヶ年許極く、隱蜜にせられし深き御趣意、因循して世換り人亡びて、漸く御趣意の程もつる世に隱没したるにはあらざる歟、左ありて寶永二年乙酉の夏、(吉慶) 淨國公御家督後始めて御暇給ハらせられ、九月朔日御着城ありて、其年の霜月十五日、御袖判の御條書に斯くなん見當りぬ、

一 兼日從 公義被仰渡置候御條目之趣、且又時々被仰

出候御法度之旨堅固(ニ)可相守之、就中幾里支丹

宗(門)之儀、御大禁之事候条、自然隱居(之)儀聞付候ハ

、早速可申出候、一向宗之儀者子細有之、當家代

々令禁止之条、不可有違犯事、

(本文書ハ一旧記雜録追録二二三四号文書ノ抄ナルベシ)

右やう仰渡されしぞ、今いふ毎朔御條書の始めならめ、愚嘗て聞けり、此御條書の起艸ハ、御家老島津帯刀忠雄勤めさせられしと欵聞およへり、此御下國の御供に

しあれば、謂れある説にや、重て博古に訪へし、此起草せられし時き、子細ハ知れ居つれとも、事長ければ約めてか、れし欵、將た知れすしての事欵、其詳なるを聞かず、然者あれと、その時代の史官、いかさま傳へられし事のありけるにや、此冊の開端に採載せおけるやう、毎朝御條書に子細有之、御禁止と御座候ハ、幸侃故ニ而御座候と、心ある人概記しおけるならん、愚今斯く考へ言ふに、いと徴とするに足れば、彼是与寫し集めて意にかふ節く、聊か演述し侍るなり、博古の君子取て研究せは幸甚なり、

一三才圖會を按に、本願寺開山親鸞上人、姓ハ藤原氏、皇太后宮大進有範か子にて、小字ハ若松丸、名を範宴といふ、六歳にして孤となり、伯父若狹守範綱か養子と為り、幼より穎敏にして、濟度の志あり、養和元年、九歳にして叡山の座主慈鎮和尚の室に、青蓮院に入り、剃髮して少納言君といひ、悉く台教の旨を究め、建仁元年二十九歳にして源空上人か教弘める専修念佛の法を信して、源空^⑨師とし事へ、名を綽空と改め、同三

年四月九日、六角堂觀音の靈夢を承て、行者宿報設女犯、我成玉女身被犯、一生之間能莊嚴、臨終引導生極樂と云ふ四句を授られしと、夢ミテ奇とし語らず、是より先きに九條関白兼實公も源空を信せられ、入道して月輪にましく、世に月輪禪閣と申すは是なり、ある時念佛行者に、僧俗の差ひあり哉なし哉と問ハれしに、源空對へていへらく、一切善惡凡夫得生と申せは、何ぞ聖凡の差別あらんと、禪閣悦ひ、然あらハ我女を上人の弟子に擇らひ妻ハさしめ、末世の惑ひを解んと仰たりければ、源空諾して、綽空をして在家一同の宗旨を立しむ、綽空固辞して従ハず、源空申けるハ、汝觀音の靈夢あるに非ずや、我にも其告ありと共に語れは一字も異ならず、竟に元久二年綽空年三十三の時き、禪閣の女玉日姫とて時年十八成けると取合ひ、禪閣の花園なる五條西洞院に居て、名を善心^{後ハ}と改しめ、それより念佛門盛んに行はれ、安樂坊・住蓮坊など云へる輩、貴賤男女群集し、剩へ宮女の中より受戒して尼となるものありて、土御門帝の叡聞に達し、大に

逆鱗まし／＼、善心三十五歳に成れる承元元年二月、住蓮・安樂の二坊か首を斬られ、源空は土佐に、善心ハ越後に謫せられ、五ヶ年めに當る建暦元年、勅免あれども、善心なほ其法を弘めんか為に在留して、諸國を巡歴し、越後に五年、下野に三年、常陸に十年、相模に七年、又名を親鸞と改めて、従ひまなふもの勝て計べからず、高田の専修寺を創め、其外二十四輩と稱して、枝葉日／＼、関東に盛へ、貞永元年洛に帰り、弘長二年十一月二十八日、九十にして遷化とあり、鎌倉にて北条時氏博覽の僧に一切經を校合せしむる時き、親鸞も其一に加りて、諸經要文・教行信證・愚禿抄・文類聚抄・和讃・正信偈など云ふ書を著はして、僧俗の勤行を導かしむ、四男三女あれども、末女の如信上人、法義に愜ふとて、法をこれに傳ふ、第二世此なり、奥州に在て盛んに一宗を弘む、三世覚如、年二十一にして開祖の跡を見んとて、正應三年関東北國を巡り、行狀記てふを著ハす、世に御傳書といふハ是とかや、五世綽如にて、博識秀才の名あり、越中礪波郡トナメに瑞泉

寺てふを建て、周圍上人の号を賜へると也、八世蓮如また博学多識にして、東北の諸州を廻り、門徒トの安心を改め、處／＼に道場を設け、和字の書翰もて愚昧の人を知り易らしむ、後に集めて五卷とし、世に御文といふは是なりとぞ、寛正六年山門の僧等に憤られ、大谷の道場を破らる、時き潜に開山の影像を大津の近松寺に移す、文明三年北陸に赴き、越前の吉崎に一字を建、居ること五年、金澤城主富樫政親てふは、日ころ高田派を信せしもの也、下間安藝シモツマ恨ミて伐ん事を謀けるに、政親聞て急に吉崎を攻む、蓮如怒て、もと安藝か巧とて安藝を追放し、文明七年八月若州小濱に奔る、政親勝に乗り、國中の門徒を滅んとして、互ひに戦争すること十四年、長享二年政親自害して一族亡ひたれは、富樫トカシか領地ハ皆本願寺より知行せり、天正三年
信長取ル蓮如若狹より丹波を経て、撰の富田に暫留り、また河内の出口村に滞留する、三年近江の金森道西等力をあはせて、文明十年山科の坊舎を建て、延徳元年隱居し、明應五年森ノ御坊を大坂に建つ、同八年八十五にして

寂す、此より宗門一統し、日を逐ひ盛へて中興といへり、十世證如、十歳にして嗣き、家老下間筑後守及びその弟民部、北國之門徒を誘らひ、恣(⑧)諸所を押領す、天文元年江州佐々木六角彈正定頼、法華宗の徒類と山科の坊舎を焼亡す、時き證如年十七にて撰の野田に敗れ走る、敵追撃して危し、あたりの百姓等その宗門にて防ぎ戦ひける間に、證如ハ小船に乗て遁れけり、時き戦て死する百姓二十一人、自筆の感状を與へて、其より毎年八月九日には法事あるとぞ、是より先き文龜元年、後柏原帝踐祚ましく、二十か年を過れとも、應仁の兵乱より朝廷衰へ、大禮を行ハせらる程の料乏かりけるに、西三條前内府の執奏にて、證如僅かに六歳の時、御即位料を調進して、大永元年三月、大禮を行ハせられ、又天文五年、後奈良帝の御即位料は大内義隆か調進せし不足をも補ひ進らせし、兩度の忠切ハ、天下皆感賞せしとかや、十一世顯如上人、此即名ハ光佐にて、證如か子なり、證如短命、いまた感賞をも蒙らす、天文二十三年迁化して、翌弘治元年光佐

74

十四の時、後奈良帝の奉書を拜す、同二年正月万里小路秀房を勅使にて二品親王號の宣下勅書を賜ひ、永録(録)二年十二月、正親町帝加へて御門跡の號を賜ふ、親王の号ハ此より永例となれると也、同三年十月、本願寺僧徒十ヶ寺には院家号を勅許となり、

翰游集云、日州眞幸の住人北原方家中の者共逆心を相構て、一向宗といへる悪黨類に罷成り、佛神三寶を違背して、此宗に不成者を討果んとせし程に、各是を聞付て、日向に走る人も有り、球麻に落去る者も有り、方々へ逃散す、此刻を見及て、北原方の粹者に白坂美濃守とて踊地頭有けるか、宗論故北原方に心替りそ仕る、曾於郡の地頭の三原遠江守(重秋)へ注進す、連々入魂之事なれば、堺目の役として、早速御番衆を被差籠、御奉公を被申、白坂の一黨者皆以同心也、去間、栗野・吉田・馬関田・吉松彼所々々に御番兵を申請て、我も々と忠貞を被抽、然處に、北原方に被官者、同名伊勢守・同名新介、横

河の城を取構へ、奉對 守護方被致弓箭、依其無余
儀軍兵被差向、麓村を取破り、板城戸に攻入りて、

切岸に詰上る、城主北原伊勢守・同名新介是を見て、

兼日定めし心ざし(毛頭脱力)輪廻すまじとて、賢人二君に不仕

と大音揚て名乗りつ、今を限の事なれば、あな無

慙や、妻子共何處の國の悪黨の手に懸り果んより、

逆縁なから我くか手に懸て有ならば、二世の本願

たるへしと、手に手を取りて差殺し切捨て、念佛を

廻向して、茶屋の口に切て出て、奇手の武者に渡り

合ひ、手柄を碎きて合戦す、鹿兒嶋の住人進出たる

兵物ハ、本田刑部少輔、相并らひて滝間美作守と名

乗て、太刀下に分捕す、各も疵を蒙り退きぬ、續く

兵物指合て、敵餘多打留て、即城を攻落し、数百人

の討頸を御大将の懸御目、勝咄(吐力)氣武送(運力)も過ぬれハ、

諸軍兵の喜者申計もなかりけり、斯る處に、貴久

様と 義久様の御諚にハ、菱刈方の當時忠勤を被致、

彼の横河を被下て、永くの奉公を御頼有べしと、

重く御恩賞を被宛行処也、

〔但翰游集ハ、長谷場越前守宗純入道眠純が慶長八年五十八歳にし
て著述する所の古書なり、御當家と宗門との御合戦ハ是始なる歟〕

右の事を季安按るに、永録(録)四年、北原氏十三世又八

郎兼守病死せし時き、兼守か從祖オホヲジキ叔父北原民部少輔

兼理その嗣と為りて一向宗を信ける時の一乱にて、

伊勢介父子か籠城して死せるは同五年六月三日の事

なれば、弘治・永禄の頃、光佐段く、天朝の寵遇

を得て、親王号や御門跡の號など 勅許ありし事と

も聞及ひて、民部少も此宗門に傾き入れるなるへし、

因て考援の為に此に写し入おくなり、

〔別紙〕

75 「古老夜話にいつ、日下部景衡著

○真宗一揆の時、小栗又市帰參候間、又市胸を 源君

御取被成、其方儀宗旨可替哉、無左候に於てハ即座

に突殺なりとて、御脇差をぬかせられ間、又市少し

も不驚、假令御手討に逢候とも、宗旨替へ申儀者難

成のよし申上る、其時 源君おのれか様也ものハ、

ころしても無益とて御突はなし被成候、其時又市申上けるハ、只今宗旨ヲ替へ、法華宗に罷成候、源君御手討にても難成旨申上候に、た、今になり法華宗に可成与ハ如何与被仰けれハ、士ハ御手討に可成候ほとに宗旨替へよと 御意にてハ、命無御座候とも難成、御助被遊候御禮に、即法華宗に罷成り候なり、

一落穂集云、永録^(禄)六年九月、元康公菅沼藤十郎に被仰付、三州佐々木の邊砦を構へさせられ候砌、人夫の兵糧不足なるに依て、同郡上宮寺領の米を押取て、菅沼か館へはこひ入れ、普請人足の飯料とす、時に上宮寺の僧徒等大きに怒て、國中の一宗を招き集て評議致しけるハ、開山上人以来當國三ヶ寺^{十ヶ寺勅許院家ノ第一}ニ三州土呂鷲塚ノ本宗寺アリ、又開山直弟六老僧ノ中ニ三州如意寺玄海房、願照寺専海房ト三才圖會ニアリ、の儀は、各別の訳を以守護不入の地と被定置候處、今度菅沼か所行非道の至り、且は宗門の恥辱なれば、其通にてハ難差置旨相談一決して、野寺・針崎の兩寺を初

め、諸寺の悪僧共寄集、甲冑兵杖を帶し、不意に菅沼か館へ押入るの間、菅沼か家人共少く出合、是を防といへ共、悪僧等大勢乱入して、終に件の兵糧を奪ひ返して、上宮寺へ運ひかへす、菅沼大きに怒りて、此由を酒井雅樂頭へ申達るに付、正親其次弟を申上るによつて、元康公ニハ腹立不斜して、雅樂頭に命せられ、上宮寺内の悪僧の帳本たる僧徒を斬罪ニ被仰付、依之國中の一向宗の僧徒并俗旦那共に至まで、是を憤て一戦を企、今川氏眞へ志を通ずる國侍をかたらひ兵を揚んとす、御當家御譜代衆の中にも、宗門信仰の輩には一揆の方へと罷成、御敵對申族も有之、しかのミならず、吉良の義照御敵對に付、御妹掣荒川甲斐守殿にも義照に同意有、其外桜井の松平監物、^(家次)上野の酒井將監、^(忠尚)大草の松平七郎なども一揆に組し、其外の御譜代侍衆宗門方人とし野寺・佐々木寺内に楯籠り、御敵對申衆凡三百餘人に及へり、其頃しも鶴殿藤太郎は、今川氏眞へ一味して、三州上の郷の城に取籠けるを、同國竹谷の

城主松平備後守清善儀は、藤太郎と同胞異姓たりといへとも、日頃随一の御味方たるに依て、早速竹谷より兵を發して、上の郷の城を攻撃處に、初日には清善勝利を得て、城兵七十餘人を討取、次の日に至り、一戦に利を失ひ、寄手餘多討れたる由岡崎へ聞へければ、(頭注)「第一ノ御出馬也」元康公早速御出勢被成、名取山に御陣

なされ、伊賀の忍の者を以て上の郷の城を襲はしめ給ふに依て、城將鵜殿藤太郎・同藤助を始悉く討死して、城終に陥るに依て、岡崎へ御馬を被為入、一今年の秋御名乗字を御改被成、家康公と奉申るなり、一同年十月廿五日、針崎の逆徒等上和田の城を攻るよし、岡崎へ注進有ければ、則御出勢被遊、上和田表へ御進發被成候處、上村庄右衛門一揆方の勇兵蜂屋半之允と鐘を合せ挑戦ひ、蜂屋少し退候處に、水野藤十郎重忠(ママ)詞を懸て蜂屋を追ふ、蜂屋とつて返し忠重と戦ふ、于時 家康公、重忠(ママ)を御援の為に、御自身蜂屋に御向ひ被成を見て、蜂屋恐れ奉りて敗亡仕るを、松平金助進て是を討んとす、蜂屋また返

し、家康公の御事ハ、御主君なれば社あれ、おのれらを何とおふへきそとて鐘を以て金助と迫合、終ニ金助を突倒し、蜂屋乗懸て首を取らんとす、家康公御覽被遊、又蜂屋に御懸り被成候へは、蜂屋金助を捨て逃去、其後一揆退散ニつき、御馬を被為人、(頭注)「第三ノ御出馬也」一同年また岡崎を御出勢被遊、大久保一黨をして、針崎の一揆を拒き候様に被仰付、御自身には小豆城によらせ給ふ處に、一揆の兵岡大平より勢を引て歸りに、御味方の先勢坂中にて行逢一戦ニおよび、一揆勢の中佐橋甚五郎を初、教輩を御討取、御勝利を被得、岡崎へ御帰陣被成也、一永録(録)七年正月、逆徒の輩と小豆坂におひて御一戦の刻、逆徒の方より

の鉄炮、御馬の手綱に中るといへとも御恙なし、(頭注)「第四ノ御出馬鉄炮ニ中ラレ玉フ」家康公御腹立被遊、敵軍の内に御馬を被乘入候ニ付て、逆徒等悉く敗北仕候と也、同月十一日、針崎・野寺の賊徒等、上和田の砦并岡の城へ取結候ニ付、大久保一黨拒て、城代大久保五郎左衛門・同七郎右衛門兩人共疵を蒙り、箠城危難の旨注進申候ニ付、(頭注)「第五ノ御出馬又鉄炮中レトモ皆恙ナシ」

則御馬を被出、其節逆徒方の鉄炮御鎧に中るといへとも御恙なし、此時中根喜藏逆徒方渡部半藏と鐘を合、互に鐘を捨、太刀打となる、勝負不決、時に鶴殿十郎三郎、渡部を討んと走り寄處、半藏ハ父渡部源五左衛門半藏を援ひ来て、終に鶴殿を討取、然る處ニ、川澄大助源五左衛門に打てかゝる、源五左衛門ハ川澄とハ取合す、家康公を目懸奉て、突て懸候處、甥の内藤甚四郎弓を以て源五左衛門カ兩股を討貫候ニ依て、則時に倒れ、其手重くして終に死す、主君の御為に伯父を射るの旨御感賞有り、諸人は是を譽けるとなり、爰に逆徒のうち、夏目次郎左衛門所の内に、屋敷城の如くなる要害を構へ、其内に住居仕り、近邊たるによつて松平主殿助と迫合罷在候處、或時主殿助手勢を卒して不意に押懸、木戸を討破り火急に押入れは、夏目大に周章して守防の手段を失ひ、妻子を召連土藏のうちへ取籠め候を、主殿人数を以きひしく取圍ミ、其赴を岡崎江御注進申

上、御下知次第に夏目を成敗可仕旨相伺候處、家康公御聞被遊、主殿助御忠節之段者御感被遊、但し夏目儀土藏の内に逃入罷在を殺害とあるは、籠の内の鳥を殺すも同然の儀なれば、其俣助命致し差置候様ニと被仰出ければ、主殿承はられ、其始一向打殺候て言上可致を、餘りに御慈悲過たる仰かなとハ被存候へ共、既に御赦免と有上ハ、是非に不及とて人数を引取ければ、夏目は藏の内より罷出、岡崎の方を伏拜ミ、扱くかゝる御慈悲の深き御主人を疎に奉存、御敵對申上たる悔しさよと申て泪を流し、其日より宗門の勤として持佛堂へ参り候ては、何とそ屋形の御用ニ立て相果候やうに御守り有て給り候へと高聲に申けると也、然るに、其念願のとをり遠州^三味方ヶ原御一戦の刻、御身替立候も同前の御奉公を申上、其場におひて討死を遂ると也、扱亦一揆静謐の取持に掛りたる面く、誰かれと申中にも、其最初は蜂屋半之允なり、子細ハ半之允儀大久保治右衛門・同新八郎兩人に出合て申やうなとを、初其外の

(圓注)「古人云、仁者無敵、實其然哉」

面々に於ても、何を一ツ殿様へ對し奉り、申恨も無
 之處、昔沼か埋不^(埋カ)尽の致方、其上御家老酒井殿の片
 落なる被申付様と有儀より事起りて、御譜代の御主
 人に對し逆心者の名を蒙り候段、今更後悔千萬とは
 申ながら、何とこそ罷成儀にも候ハ、土呂・針崎・
 野寺の三ヶ寺、共に以前の如く御建立被遊、今度御
 敵對申上候面々儀をも、何事なく何れも御免被遊候
 様ニ御座有度旨申ニ付、兩人返答被申候は、被申聞
 趣尤に候へとも、左様ニ何かし願ひ事有之候ては、
 中々御聞届可有之とハ不存候へとも、先承り候趣
 をハ内談いたし可申とて、兩人岡崎の御城へ罷上り、
 蜂屋か申旨御聞に達候處、大躰御合点被遊候へとも、
 三ヶ寺を其俣建立被成候儀者御同心不被遊、三ヶ寺
 共に破却被成、悉く掃地ニ被遊、并逆徒の中に於て
 も、其罪の輕重を御正し有て、夫々に御沙汰可被
 遊との仰ニ付、兩人も兎角の儀を申上る儀不罷成處
 に、大久保淨玄儀も、右兩人と一所に御前に罷出、
 傍に罷在て右の仰を蒙り、御前ニ進出、只今の御意

之趣も御尤ニハ候へとも、左やうニ被仰候ては、事
 の埒明兼可申候間、檀那共願申通、三ヶ寺をも先御
 建立被遊、此度御敵對申上たる者共之儀も、其罪の
 輕重によらず、一同に御恩免被遊、無事を御調有て、
 片時も早く敵國へ御發向被成、御手の廣かり候様ニ
 被遊御尤ニ候、御手さへ廣狩候へハ、何やうニも被
 遊よき事ニ而候、拙者儀、此間の騒動に親族共餘多
 逆徒の奴原にうたせ、其恨少なからすといと^(ママ)へとも、
 殿様の御為には替へ可申やうも無御座と申上るを御
 聞被遊、其方老人の思ひ寄て申儀を御同心被成間敷
 様も無之間、如何様とも可致やうに、其方共取計ひ
 候やうニとの仰ニ付、事濟追て其趣を被申渡候へは、
 御敵對申たる待中、忝と申て悦合候と也、依之吉良
 殿・荒川殿儀も居城を出、降參あられ候へとも、御
 赦免不被遊候故、上方へ被登、吉良殿ハ江州の佐々
 木承禎を頼おはしまし候か、芥川に於て打死致され
 候となり、荒川殿儀ハ御妹躰とハ申ながら、両度ま
 ての逆心なれば終に御免無之、是も河内の國にて病

死致され候と也、上野の城主酒井將監事は、其身御家の一老職とある甲斐もなく、一揆と同じく御敵對被申候ニ付、別て御にくミ深く、終には御佗言不叶申候ニ付、今川氏眞を頼ミ、駿府へ罷越、御親族の中にては松平監物許を御赦免被仰付候と也、其後今度御敵對申たる侍中の内にて、名有面と百人餘りを岡崎の御城へ被為召、一同に御目見被仰付、其節御直に被仰聞候ハ、今度其方共儀ハ三ヶ寺の荷擔いたし、御敵對申段不屈之至リニ被思召候、然共能く御思慮被遊御覽被成候に、人間ハ尊きも賤きも、今世ハ假りの宿りにして、来世と有ハ永き儀なり、然ハ我等儀を假の主人とおもひ、弥陀如来の事をハ永き世の主人と存るに付てハ、宗門之儀を大切と存も一理有之儀と被思召ニ付、御赦免被成下、上におひて毛頭も御心に留させられず間、面々儀も今度敵對の儀を被打忘、以前の心ニ立帰り、少も隔心なく御奉公を被相属尤ニ被思召候間、此趣を其方共へ一味したる末々(①)の者共(②)も申聞せ、何れも致安堵候やう

※

ニ可仕旨被仰渡けれハ、各謹て御意を承りたる面々、老若共に感涙に堪兼、御前を罷立候となり、右被仰渡儀ハ、其時代の儀を書たる書物のうちニてハ見當不申候へとも、永井日向守殿手前若き時分古き仁の物語にも聞置候と有之、浅野因幡守殿へ雜談あられ候旨承候ニ付、實儀にても可有御座哉と存、書のせ申處なり、

右の事共季安按るに、弘長二年親鸞迂化より、永録(德)六年までハ三百年に餘り、三州には直弟の老僧共か開きし寺ありて、旦那も盛へ居て、神祖御譜代の歴々さへ宗門信仰の士は御敵對いたし、五度におよひ御出馬、二度ハ鉄炮まで討掛たる一揆なれとも、乱世ト一方ならぬ敵を受させ給ふ折柄なれハ、博く衆和を得らるを第一の御賢慮にて、右やう是非なく懐けられしならん、左ありて、此一揆も我が日新公御在世の時なれば、公の頃よりむかしニハ、山門またハ富樫トカシとの乱あるハ、まさしく天文元年 公の

御時代、彼等法華宗との戦ひ、近くハ北原民部か宗論、遠くハ此三河の宗門一揆など皆聞傳へられ、此等を國に入れるハ実に乱階の基と、堅く一向宗も法華宗も禁止せられしならん、是皆光佐時代に當れば、此に写入おくなり、

※(行間)

「一右永祿の頃、薩州山崎久富木村北原西ノ門ニ西国寺ト云一向寺アリシトて、于今阿弥陀堂あるとそ、其罅口の銘に、永祿^(マ)年大村郷北原村西福寺御宝前某と坎見へるとなん、所の人傳けるハ、此寺ハ一向宗にて、渋谷家没落の後御取除との赴なり、季安按に、渋谷家没落とハ永祿九年正月、河内守良重か時、其妻ハ薩州家義虎の姉にて、良重日比狩を好んで内に居らさる人として、妻の爲めに弑せられ、男子なかりけれハ、同年二月より入来院重豊^(マ)祇答院を支配せられしか共、院内の人ノ服せず守護方に申上て御手ニ入れると見へれハ、其時没落せしハ明らけし、然あれハ、永祿の頃には祇答院にも此宗の寺ありしならん、重て札すへし」
元龜元年、三好笑岩か一族摂州に起て、信長を討んと

す、是より先き、信長本願寺を滅さんとせし事あり、故に光佐も亦た三好に應ず、時き江州にては朝倉義景・浅井長政・山門の衆徒らも皆信長に敵す、天正元年八月、信長義景と長政を殺す、

季安聞くことあり、朝倉義景より伊集院忠棟に書簡を贈りて謀を通せし事ありて、まさしく其古筆の状をば小濱彦九郎持をれると坎、嘗て觀たると坎、小濱氏語けるとの咄を聞けり、義景も光佐と一味坎に見へれハ、忠棟か上方に外交せしも天正元年以前よりの事は明らけし、一向宗と為りしも久しき事ならん、

また、野田・福島に向て、光佐及ひ三好・細川を攻けれハ、光佐木津・難波城を築きて信長の大軍と戦ひ、数年決せず、信長和を乞へとも光佐聞かす、よりて信長より内奏におよひけれハ、近衛前久公など宣旨を傳へて、天正八年四月和睦を成し、紀州鷲森に退き去ら

※ しむ、斯て同十年、信長また大軍を遣^①てこれを攻め、

光佐既に力盡きて進退きハまれる頃しも、六月三日、明智光秀か為めに信長自殺せられし飛脚来て、寄手皆退散してければ、幸にして其危難を免かれ、同十五年、太閤秀吉公に屬して西征に従行し、其年泉州貝塚に移り、また撰の天満に住す、同十九年、太閤の命にて西六條に御堂^{トウ}を建て、八月五日移徙す、今いふ西本願寺是なり、寺領は僅四十石と見へたり、翌文録^禄元年十一月廿四日迂化、年五十といへり、光佐の妻は西三條殿の女にて、細川晴元の養女と為り光佐に嫁す、実ハ晴元の室および武田信玄の室などの妹なりとぞ、三男あり、嫡男ハ十二世教如なり、次きハ佐超といふ、西六條御堂の南にある興正寺の開基なり、次き光昭といふ、越前本行寺に住す、母尼教如を悦ハす、退けて末子光昭を立ん事を秀吉公に訴へ、文録^禄二年、台許を得て教如を境内の裏に隠居させければ、門徒とも光昭を表といひ、教如を裏といふて、出仕することの却て表より勝りけると也、母尼尚忌ミテ境内を逐ふ、然ある

に慶長七年、神祖恩遇を教如に加へられ、老臣等に

教如か再住を議られければ、本多正信彼宗の日々に盛へるを見て、東西に分け二本寺に成さんと申上られ、

東六条に新堂を建させらる、今の東本願寺是となり、

亦た二品法親王門跡大僧正を勅許せられしことも、皆

西本願寺の如しといへり、

※(行間、朱書)

「二字下ケニ入ルヘシ」

此時の事にや、天正七年の秋、信長より 前久公を媒とし

て我 貫明公にも書問せられしを、翌八年の正月、前久

公その臣伊勢因幡守貞知に齎らして至らしむ、本願寺の事

も見たり、

77

雖未相通^候、令啓候、仍大友方与鉾桶事、不可然^候、所詮、

和合尤候欵、将又此面事、▽◎近年△本願寺^{光佐}令緩怠之条、

誅罰之儀申付候、然大坂可退散由、依懇望令赦免、到紀州

雜質罷退候、幾内無残所屬靜謐候、来年於藝州可出馬候、

其刻別而御入魂、對天下可為大忠候、尚近衛殿可被仰候間、

關筆候、恐々謹言、

(天正八年)

八月十二日

嶋津修理大夫殿

御宿所

信長

(本文書ハ「旧記雑録後編」二一〇九八号文書ト同一文書ナルベシ)

右の書に、本願寺紀州雜賀に退去せし事のあるにて、前編に書おける天正十三年十月、大和①大納言秀家(長カ)より、紀州雜賀の人松本刑部に謀て、其同族松本和泉を伊集院幸侃へ差下し、貫明公に速に和降を勸させけると云一件、且御一家の内より京方からくり付之衆有之と云上井日記の一件、又 太閤西征に本願寺光佐を召列来けれハ幸侃など兵糧を續けたると云旧傳集哉逸志の説など考合すれハ、秀長疾くに光佐と謀りて、雜賀の人を幸侃に使つかハし、門徒の親しミをもて内應させつらんには疑ひなき道筋とおほゆれハ、此に書入おく、前篇と併せよミて玩味すへし」

78 一近ころ文化八年、親鸞上人五百五拾回到に當れる時き、

大師號を願ハれしとて、左の通京尹より仰渡されし①と也、

東西

本願寺

興正寺

佛光寺

專修寺

其外

開祖遠回ニ付、大師号之儀被相願、右範宴善心者優婆塞同様之事ニ付、大師号被相願候義ハ恐入事ニ候、依之不被及御沙汰候、一鉢源空上人勸氣被請候身分ニ而御僧与者難申事ニ候、差留候ニ者無之候得共、親鸞上人与被唱事遠慮いたし可然旨被仰出候、

九月

酒井讚岐守(忠進)

申渡之

79 右の仰渡、まことに氣味よく感し侍る事共なり、妻帯肉食など俗躰同やうの身持にて、上人と唱られ候

事何事そや、況や大師号実もつて恐入らるとの御事、御尤の至なり、且差留にては無之候へともとの御詞、つゝ、しんで愚按をめぐらしミるに、彼宗門は 神祖御譜代御由緒柄の面々迄も信仰すれハ、忠節を忘れて君臣の義を背き、既に一揆に黨して屢敵對し奉て、神祖ミつから五度におよひ御出馬あらせられ、其内二度ハ鉄炮にまで中らせられ、戦國の砌ニて敵國へ御出馬の妨なれば、是非なく御赦免しおかれ、いと手強き勢ひハ、右の落穂集のミならず、島原一揆の時、板倉内膳重昌の上使に撰はれ發向せられけるの日、柳生但馬守宗矩の申上られしにも、宗門の一揆ほと死を一途に揃へてむつかしき物はなしと藩翰譜にも見へるやう、中々手隙を取らせられ、信長の時には拾一ヶ年におよひ敵對すれとも、信長の武威でさへ攻あぐまれ、内奏して宣下のうへこそ和降しつれ、然はあれと、終に信長却て明智に弑せられ、太閤の時は結句その西征に列られ、彼宗門の黨を竊に誘らひ、大軍の餉糧を募り續させらるの類、何れ

の名将も差留られぬ勢ひ、是非なきか故に斯くハ仰出されしならん、しかのミならず、妻帯して家を立るの道ハ、本より五倫の聖教にして、何そ優婆塞の俗を假らすとも、 神祖の時より程朱の学ますく行はれ、是に過ぎたる法あるへからず、就中 後光明帝御幼年の時より識見ましく、て、佛学は躰のミニて用なきやうなれば、天子諸侯ハ第一人民の上用あるの学こそよけれど、始て程朱の新講を聞せられしと小説にも出たれば、只國家に彼宗ほと無用の物は無けれども、実に今更差留られ難き勢ひ、おもひ知らるゝ事なり、然あるに、我薩隔日ハ、かの水録(様)中北原伊勢なとか横川に楯籠て御敵對せし頃より、日新公御英断ありて禁止させられ、御代く御舊政に違ハせられ、彼宗徒共発興する事を得さらしめ給ふは、誠以て難有美政にて、肥後の藪先生等か感賞せしと云ふも、実く然あるへき事なるへし、よて思ひ出すまにく斯く写集め、聊か筆に任せ愚説を附て、旧冬呈する一冊の補遺と名つけて拜呈するこ

となり、

(天保六年)

乙未正月二十八日

伊地知季安拜

竹下君足下

▽⑤此冊行草に認可申之処、悪手禿筆埒明不申如此候、重て淨

書之時分、行草ニ可書改事△

⑥ニハ以下ナシ

(別紙)

「附言

文化九年、新納時升江戸におゐて、尾張侍讀冢田多門か糶町貝坂の居宅を訪ひしに、折節数多の門人集會の席也、暫有て公儀御徒目附高倉助右衛門与いへる人、退城より訪来り、一紙を出し先生に示し、今般親鸞上人五百五拾回忌により、門徒中より大師号を願ひしに、今日箇様の仰事あり、珍敷事故写来るといふ、其文左

之通、

聖護院宮江

親鸞事、俗躰優婆塞同様ニ付、上人号茂憚入候、大師号不能成候、

右一紙各披見し、先生初メ誠ニ心□能事と□贊し、且門徒共不入事を願出、大に恥を添たりと各一笑しぬ、其時先生薩州ニハ古来より門徒宗禁制之由聞及ふ、果して然るやと問れし故、薩州者耶蘇宗同様に禁制にて、宗門方といへる官署ありて、密々に其法に入る者を檢察し罪に行ふよしを語りたれば、一座一同に感服し、薩州ハ先君に目の明たる人有之、早ク邪教を禁し、誠ニ善政也、今より後天下に害をなす物ハ、此宗門にありと先生も深く贊嘆せられたり、餘國ニ而も心ある人ハ、如斯此方の禁制を贊美する事故斯ニ記す、

時升按するに、高倉写来る之仰渡者、原文酒井候之

(別紙)

「有馬立二付

一向宗寺領衆自力立

中村丹波守 池田八千左衛門小者 源右衛門尉 園田市右衛門尉内 藤右衛門尉

合三人

右者ヲノ正月十六日より二月八日罷帰候、

但老人ニ付廿三日ツ、

合六拾九日

内田大学介 園田市右衛門尉 池田八千左衛門尉 久

米方左衛門尉

合四人

右ハヲノ正月十六日より二月十八日ニ罷帰候、

但老人ニ付三拾三日ツ、

合日数百三十二日

西田市左衛門尉 右小者 源兵衛尉

合式人

右者、正月十六日より三月八日迄、但老人ニ付五拾三

日ツ、

合百六日

合日数三百七日

寛永十八年

二月十二日

伊地知弥右衛門尉判

谷口次郎左衛門尉判

(重改)

右之差出ハ、私先祖伊地知杢右衛門加久藤移地頭之節、

寛永十五年寅正月、嶋原御加勢立有之、手勢三拾餘人

并加久藤衆主従九拾五人、其外右鉢寺領之自力立迄都

合百五拾人計召列、參陣為仕時分之日数差出ニ而、右

82 「盛香集卷之二」

之一向宗寺領衆と有之ハ、寛永十二年一向宗御改被成候砌、本尊出候士衆ハ知行屋敷被召上候而寺領ニ而候と大口士二宮伊豫文書ニ有之、寺領之内ニ可有御座候、然者亥年より寅正月迄四年ニ相掛、御勘氣御赦免無之と相見得申候、夫ゆへ自力立為仕ニ可有御座、右寺領之功ニ而御赦免被仰付候哉、其段者見及無御座候得共、同様自力立ニ召列候檢地寺領衆之内ニ、白坂左京亮と申人有之、其父大炊左衛門系圖之傳ニ、庄内御檢地奉行五代勝左衛門殿ニ隨身、其後寺領被仰付、然処有馬陣有之、走付たる依功御免ニ而、知行半分被返下候趣相見得候間、此類ニ茂被仰付候欵、然共寛永十八年加久藤高帳ニ、右一向宗自力立衆之名前無之候ニ付而ハ、檢地寺領之列ニハ不被仰付候欵と存按御坐候、右之書留乍持居、此中申上殘候故、追加如此申上候、

一 御家ニ一向宗御禁止之儀ハ、いか成故といふ事さたか(光久)に知れる人なし、或云、寛陽院様と御舎弟又八郎と(忠朗)

の□御同年にて、又八郎との御惣領と成給ハさる事を、御母堂一向宗にて有しか、深く無念ニおもひ調伏(鎌田政重)せらる、夫ゆへ 寛陽院様御足の御なやまし／＼ける、此時被禁しといふ説あり、時代相違有て覺束なし、老人の説に、幸侃一向宗と見得たり、其故ハ 義弘公御輿方にて踊興行の有りに、幸侃赤き踊衣裳を為持とて借ニ被遣しニ、いろ／＼難渋して借し奉らざりし(頭注)「季安か見おほへハ 竜伯様とおもほゆれハかさねて考んのみ」に、惟新様聞召、一向宗ハ人にものをかさゝるにやと笑ハせ給ひしとぞ、幸侃御手討は慶長四年なり、其年一向宗禁せられ、幸侃野心より事起りて一向宗ハ禁せられたるにやと云々、

右調伏の説ハ左も為有之由ニ而、御母堂の近親鎌田一族遠嶋の事見當申候、是亦一向宗にて候ハ、何分ニも 御家ニハ惡逆の宗徒と被思申事候、又八郎殿母堂の甥鎌田傳左エ門者悪石嶋に、傳左衛門弟彦左エ門ハ屋久嶋に流罪と系図にもあれハ、調伏の一味にてや、旁證なき事にあらざりけり、

覚

一龍伯様被召置たる法度(⑩)已下、用捨可入之事、付御内之作法出仕(⑩)已下、此跡に不易やうに可有分別之事、

〔此間四ヶ条略ス〕

一於鹿兒嶋神水之事、付一向宗法度之事、
一信心之儀、被捨間敷事、

〔又三条略す〕

慶長四年夏

〔本文書ハ「旧記雜録後編」三七五号文書ト同一文書ナルベシ〕

右通また見當申候、 惟新様仰出ニ可有御座、盛香の
幸侃御手討其年に禁せられ候と聞かせしも、右之事
ニ相當候半、

出水移衆中次第不同、

本田六右衛門尉殿 宮原左近入道殿

出水一向宗牽人

築地甚右衛門尉殿 一向宗牽人 杉山龍兵衛殿

〔此間多人數もら(⑩)□〕

右の人衆ハ、慶長四亥年、朝鮮御軍功にて出水・高城御拜領の節移されし衆なれハ、右同年夏の御法度に露顯して罕人せしならん、

一種子嶋國上村浦田の湊に、浦田明神とて一島の宗廟あり、社殿廊閣も美しき構なりけるに、文正・應仁の頃に及て、三島改宗の命ありしより朽荒て、二百余年は空しく廢圮せしを、元文三年再建したる赴き、縁記に見ゆ、今季安小根占社家黒木右近か文書を按るに、忍熊皇子むかし、種子・益救に天降まして、二島の衆を救ハんと託宣ありけるとて、両島トモに勸請し來けるに、長根〔禄カ〕三己卯年に、浄土宗と日蓮宗と江州安土と云へる所にて相論せし故にて、日蓮宗多く、此両島に流罪せられてより、日蓮の法を敬信せしを、此神納受なく、則二嶋を退、寛正二辛巳十二月十八日、此の小路大濱と云る所の江岩の嶽に飛移給ふとなり云云、翌正月元日甲午の日に、黒木左門田代の河原に二本權現と觀請せし來由、細く書記たるにても、法華宗の神社

を廢しける時の勢もおもひ知らるれハ、 日新公の、
父母先祖の祭などを忘れ、或ハ佛神を軽んずる宗旨ハ
禁止せられけるといふ事にもあひぬる證據なれハ、亦
こゝに粗載せおくなり、

「一向宗御禁止一件補遺可挿入置事」

85 「伊地知太郎兵衛覺書」

一 又其比大和一向宗之佛具、先年より公儀江取納、不断
光院下ニ有之を、我等に被下帰帆仕、其道具地かねに
して思様ニ作り申云々、

右者、阿多内膳琉球地頭之節、太郎兵衛鹿府江罷登、
古より通融為仕加治木錢相捨候而、御物過分御損失
ニ付、琉球通用之鳩目錢ニ申受候時分、右之佛具ニ
而茂作方為被仰付与見得候、明曆比之事ニ茂候半、

86 「伊集院俊矩言行聞書」

(伊集院俊矩)
一 仁左衛門殿糺明奉行之時病氣にて出勤不被致候節、新
宗僧南泉院へ来り居て人を誘候由相聞得候ニ付、同役
衆糺明被致候得共不誤候故、本尊を出し被見候に、新
宗佛にてハ無之候、然共疑不晴、嶋ニ御遣し被成咎ニ
而山川迄差越、其時仁左衛門殿快氣ニ而出勤被致れ
ハ右の咄共あり、其佛被見けるに、新宗佛無別条事ニ
而候由、仁左衛門殿被申候者、各者他佛と被仰候得共、
是者他佛ニ而ハなしと被申けるニ、又々皆被見けるニ、
其時者前とハ違ひ、他佛にてハなかりたる由なり、そ
れより追手にて、其僧ハ海に打込候由、其僧者魔法に
て人の目をとらかし置けれとも、仁左衛門殿目には及
ハすとなり、

右者、近代ニ才衆集置候物ニ見當、無覺束も拔書置
申候、又右とは別時之事ニ候半、左之通一向宗流人
見當候間、拔書置申候、

87の1 「大島代官所古帳云」

寫

一大嶋江

西本願寺堂達性女寺
愿敬

一喜界嶋江

右同聞蔵寺
雲貞

右者、今度京都より薩州江流人式人流罪被仰付候ニ付、
 右嶋々江便船次第船窄ニ而足輕式人ツ、宰領相付被遣
 咎候、左候而、於嶋方者代官罷居候郷中江外圍堅固い
 たし、其内ニ小家相調入置、圍入口外江番所相調、番
 人三四人ツ、不明様、嶋人とも之内見合を以可被付置
 候、此旨先達而申渡置事候間、無延引嶋便之節可被申
 渡候、流人被差置候所、右河嶋代官罷在候郷中へ見合
 可調置候、流人格護等之儀者、追而書付を以可申渡候、
 尤於嶋方者御物より朝夕一汁一菜輕キ賄被下候、

右之通可被申渡旨、御勝手方江可相達候、

(寛保三年)
八月

(島津入卷)
空

右之通被仰渡候間、得其意、此書付相達次第、早速よ
 り流人入置候小家并外圍・番所相調方、其外諸手當無

88

間違様可申渡置候、此旨可申渡由、右平^(久忠)大殿御差圖ニ
 而候、尤喜界嶋江者別達而被仰渡候間、其元より被相
 達ニ不及候、以上、

但海上故同案式通申越候、

〔寛保三年〕
亥八月十日

(祐盛)
木脇賀左衛門

大嶋代官

日高次左衛門殿

追而流人之儀、跡便より被差下候而可有之候条、其
 内諸調方相濟置候様可被申渡候、

今度京都より、公義流人式人被差越候ニ付、當三拾八
 歳西本願寺堂達性女寺愿敬事、大嶋へ被遣置候、於嶋
 者代官罷居候近邊江外圍堅固いたし、其内ニ小家相調
 入置、圍入口外江番所相調、番人三四人宛不明様、嶋
 人共之内見合を以可附置候、平日圍入口可鎖置候事、
 一朝夕輕キ一汁一菜之賄被下候間、其節者番人相附可差
 通候、右外誰人ニ而茂流人被差置候所江出入かたく無
 用申付候、尤右流人圍外江徘徊之儀者、猶以停止申付

候事、

一 右流人、當分者衣類も致所持居候、至以後不相渡候而難叶節ハ、得差圖候上、龜相成衣類調可相渡候事、

一 病氣等之節、醫師差越候儀有之候節者、附役之内老人差越、様子可見届候、用事相濟候ハ、暫とても不罷居様可申渡候事、

一 右流人者、別而悪意深才勤之者候付、右通欠落等不致様与之事ニ而、致外囲番人被附置候条、自然番人共より不便之儀坏と存違、懇意之儀共會而不仕、何角物讀等茂不致様堅可申付候、尤常式流人同前之者候間、取持等敷儀致間敷候事、

一 御當地江往来之時節、且又嶋中之儀、都而委敷儀共流人江不申聞様、稠敷可申付置候事、

一 流人江一類共より互之書通、かたく令停止候事、

一 流人圍内ニ而刃物取扱候儀、かたく停止申付候条、會而相渡間敷候事、

一 流人萬一欠落之志ニ而囲を破出候ハ、其段便船次第御當地へ可申越候、尤様鉢書を以早々嶋中江改方申渡、

近嶋江茂申越、相捕候ハ、本之通入置、其首尾可申出候、若又刀屬等盗出致敵對、相捕候儀不及手候ハ、討果ニ而茂時宜次第相計、其段可申出候、且又變死、又者致病死候ハ、附役横目江死骸見届させ葬置、左候而、寺證文取變死病死之詛委細書付、所持道具相改、有無之詛以書附可遂披露候事、

一 右之者一向宗ニ而候付、浄土宗ニ改宗申付差越候間、以後宗門ニ付疑鋪仕形有之候ハ、可遂披露候事、

一 平日之所行等氣を附、相替儀於有之者可申出候事、

一 一向宗之儀別而御禁止之事情、右流人被差置候所江、

諸人一向通融不罷成事候得共、乍其上嶋中之者共江右流人にたよらざる様ニかたく可申渡置候事、

一 右流人被差置候ニ付而者、代官附役之間時々見舞、不締無之様可致下知候事、

右條々堅固相守之、大形之儀於有之者、急度可及沙汰候、此書付代官代合之節、儘可次渡者也、

寛保三年九月

御家老座印

大嶋
代官

流人愚敬江申聞置候覺

一大嶋江愚敬遣置候、於嶋者致外圍、其内ニ小家相調差置候間、困より外江出候儀、堅令停止候事、

一一類共江致書通儀、堅可為停止候事、

一御國之儀一向宗子細有之、従前々被禁候付、此節浄土

宗ニ改宗申付候条、於嶋も随分相愼、一向宗之志曾而

致間敷候事、

右條々違背致間敷者也、

寛保三年亥十二月六日

右之通申渡置候間、得其意、代官代合之節可次渡者也、

寛保三年亥十二月六日

御家老座印

大嶋

代官

證文

當三拾八

浄土宗
前一向宗

西本願寺堂達性玄寺
愚敬

右者、此節京都より流罪被仰付候処、一向宗ニ而候付、浄土宗改宗被仰付、大嶋江被遣置候条、後年札改ニ付而手札申請候節、前一向宗之訳手札肩書等可申渡旨、亥十二月十四日、三崎平太取次入道、御證文を以被仰渡候間、後年手札改之節、右之趣手札帳面共無紛記置候様可被申渡候、以上、

寛保三年亥十二月十六日

御勘定所印

大嶋

代官

右、為差引證ニ茂不相成事御座候得共、書拔差出候間、先便差上候一向宗御禁止愚按補遺之冊末江御冊子被添置可被下候、尤私方へ外ニ扣無御座候間、被為濟次第好便御差下可被下儀、萬々宜奉頼上候、以上、
(天保六年) 閏七月十二日
(兼進) 伊集院喜左衛門様
(季玄) 伊地知小十郎